

衆議院 第一百五十九回国会 総務委員会 議 録 第十 三 号

平成十六年四月十三日(火曜日)
午前九時二分開議

出席委員

委員長 佐田玄一郎君

理事 左藤 章君 理事 佐藤 勉君

理事 滝 実君 理事 野田 聖子君

理事 伊藤 忠治君 理事 松崎 公昭君

理事 松野 頼久君 理事 榎屋 敬悟君

理事 岩崎 忠夫君 理事 奥野 信亮君

理事 亀井 久興君 理事 北村 誠吾君

理事 小西 理君 理事 自見庄三郎君

理事 菅原 一秀君 理事 田中 英夫君

理事 谷 公一君 理事 龍哉君

理事 西田 猛君 理事 西村 明宏君

理事 萩生田光一君 理事 松本 純君

理事 三ツ矢憲生君 理事 山下 貴史君

理事 稲見 哲男君 理事 大出 彰君

理事 川端 達夫君 理事 黄川田 徹君

理事 須藤 浩君 理事 田嶋 要君

理事 高井 美穂君 理事 寺田 学君

理事 中村 哲治君 理事 西村智奈美君

理事 山花 郁夫君 理事 若泉 征三君

理事 河合 正智君 理事 古屋 範子君

理事 塩川 鉄也君 理事 横光 克彦君

議員 武正 公一君

議員 麻生 太郎君

総務大臣 田端 正広君

総務副大臣 山口 俊一君

法務副大臣 実川 幸夫君

総務大臣政務官 小西 理君

総務大臣政務官 松本 純君

政府特別補佐人 佐藤 壮郎君

(人事院総裁)

政府参考人 伊藤 哲朗君

(警察庁生活安全局長)

第一類第二号 総務委員会議録第十三号 平成十六年四月十三日

政府参考人
(総務省自治行政局長)

政府参考人
(総務省情報通信政策局長)

政府参考人
(総務省総合通信基盤局長)

政府参考人
(総務省政策統括官)

政府参考人
(外務省総合外交政策局局長)

政府参考人
(外務省協力部長)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議官)

政府参考人
(総務委員会専門員)

委員の異動

四月十三日

辞任

今井 宏君

岡本 芳郎君

西田 猛君

長沢 広明君

同日

辞任

北村 誠吾君

菅原 一秀君

西村 明宏君

古屋 範子君

補欠選任

今井 宏君

岡本 芳郎君

西田 猛君

長沢 広明君

四月九日

寒冷地手当の見直しに関する意見書(北海道道

分町議会)(第二六四九号)

国から地方への税源移譲に関する意見書(北海

道留萌市議会)(第二六五〇号)

三位一体改革に伴う地方財政に関する意見書

(北海道斜里町議会)(第二六五一号)

三位一体の改革に関する意見書(山形県山辺町

三位一体の改革に関する意見書(山形県山辺町

島中誠二郎君

武智 健二君

有富寛一郎君

鈴木 康雄君

石川 薫君

岩田 悟志君

石田 俊彦君

議会(第二六五二号)

三位一体の改革に関する意見書(山形県朝日町

議会(第二六五三号)

三位一体の改革に関する意見書(山形県戸沢村

議会(第二六五四号)

三位一体の改革に関する意見書(山形県高島町

議会(第二六五五号)

三位一体の改革に関する意見書(山形県小国町

議会(第二六五六号)

三位一体の改革に関する意見書(山形県立川町

議会(第二六五七号)

三位一体の改革に関する意見書(山形県立川町

議会(第二六五八号)

三位一体の改革に関する意見書(山形県柳町

議会(第二六五九号)

三位一体の改革に関する意見書(山形県平田町

議会(第二六六〇号)

三位一体の改革に関する意見書(山形県平田町

議会(第二六六一号)

三位一体の改革に関する意見書(山形県平田町

議会(第二六六二号)

三位一体の改革に関する意見書(山形県平田町

議会(第二六六三号)

三位一体の改革に関する意見書(山形県平田町

議会(第二六六四号)

三位一体の改革に関する意見書(山形県平田町

議会(第二六六五号)

三位一体の改革に関する意見書(山形県平田町

議会(第二六六六号)

三位一体の改革に関する意見書(山形県平田町

議会(第二六六七号)

三位一体の改革に関する意見書(山形県平田町

議会(第二六六八号)

三位一体改革と地方税財源の確立に関する意見書(長野県箕輪町議会)(第二六七〇号)

三位一体改革と地方税財源の確立に関する意見書(長野県山田町議会)(第二六七一号)

三位一体改革に関する意見書(京都府綾部市議

会)(第二六七二号)

三位一体の改革に関する意見書(岡山県有漢町

議会)(第二六七三三)

三位一体の改革に関する意見書(福岡県議会)

(第二六七四号)

真の三位一体改革の即時実施並びに国会議員定

数を二分の一に削減することに関する意見書

(岡山県瀬戸町議会)(第二六七五号)

地方財政の充実・強化に関する意見書(北海道

留萌市議会)(第二六七六号)

地方交付税の制度堅持と総枠確保に関する意見書

(北海道長万部町議会)(第二六七七号)

地方交付税の大幅削減の中止に関する意見書

(北海道仁木町議会)(第二六七八号)

地方財政計画・地方交付税等の見直しに関する

意見書(北海道東神楽町議会)(第二六七九号)

地方交付税の制度堅持と総枠確保に関する意見書

(北海道東神楽町議会)(第二七八〇号)

地方財政の充実・強化に関する意見書(北海道

美瑛町議会)(第二七八一号)

地方交付税の制度堅持と総枠確保に関する意見書

(北海道浦河町議会)(第二七八二号)

地方交付税の制度堅持と総枠確保に関する意見書

(北海道広尾町議会)(第二七八三三)

地方交付税の制度堅持と総枠確保に関する意見書

(北海道浜中町議会)(第二七八四号)

地方財政計画・地方交付税の見直しに関する意

見書(岩手県衣川村議会)(第二七八五号)

地方財政計画における地方交付税等の見直しに

関する意見書(秋田市議会)(第二七八六号)

地方交付税の大幅削減の中止に関する意見書 (秋田県大曲市議会)(第二六八七号) 地方の実情を反映した地方財政対策に関する意見書(山形県議会)(第二六八八号) 地方財政基盤の確立に関する意見書(山形県長井市議会)(第二六八九号) 地方交付税の大幅削減中止に関する意見書(山形県小国町議会)(第二六九〇号) 地方への負担軽減に反対し地方財政の拡充強化に関する意見書(栃木県日光市議会)(第二六九一号) 地方への負担軽減を許さず、地方財政の拡充強化に関する意見書(新潟県柏崎市議会)(第二六九二号) 地方への負担軽減を許さず地方財政の拡充強化に関する意見書(新潟県六日町議会)(第二六九三号) 地方交付税の大幅削減の中止に関する意見書(石川県辰口町議会)(第二六九四号) 地方交付税の大幅削減中止に関する意見書(岐阜県上矢作町議会)(第二六九五号) 地方分権確立に向けた三位一体改革に関する意見書(愛知県知立市議会)(第二六九六号) 地域の自立のための真の三位一体改革の推進に関する意見書(三重県議会)(第二六九七号) 地方分権時代に相応しい三位一体改革の実現に関する意見書(滋賀県近江八幡市議会)(第二六九八号) 地方財政計画・地方交付税等の見直しに関する意見書(滋賀県安土町議会)(第二六九九号) 地方財政計画・地方交付税等の見直しに関する意見書(大阪府寝屋川市議会)(第二七〇〇号) 地方財源の充実確保に関する意見書(兵庫県豊岡市議会)(第二七〇一号) 地方税財源充実のための改革実現に関する意見書(奈良県議会)(第二七〇二号) 地方交付税の大幅削減の中止に関する意見書(奈良県上牧町議会)(第二七〇三号) 地方交付税の大幅削減の中止に関する意見書	(奈良県河合町議会)(第二七〇四号) 地方財政の削減に反対し、地方税財源の拡充に関する意見書(鳥取市議会)(第二七〇五号) 地方財政計画・地方交付税等の見直しに関する意見書(鳥取県名和町議会)(第二七〇六号) 地方交付税・臨時財政対策債の大幅削減を行わないことに関する意見書(岡山県高梁市議会)(第二七〇七号) 地方交付税の大幅削減を行わないことに関する意見書(岡山県新見市議会)(第二七〇八号) 地方交付税・臨時財政対策債の大幅削減を行わないことに関する意見書(岡山県建設部町議会)(第二七〇九号) 地方交付税・臨時財政対策債の大幅削減を行わないことに関する意見書(岡山県山陽町議会)(第二七一〇号) 地方交付税・臨時財政対策債の大幅削減を行わないことに関する意見書(岡山県赤坂町議会)(第二七一一号) 地方交付税・臨時財政対策債の大幅削減を行わないことに関する意見書(岡山県真備町議会)(第二七一二号) 地方交付税・臨時財政対策債の大幅削減を行わないことに関する意見書(岡山県川上町議会)(第二七一三号) 地方交付税・臨時財政対策債の大幅削減を行わないことに関する意見書(岡山県作東町議会)(第二七一四号) 地方交付税・臨時財政対策債の大幅削減を行わないことに関する意見書(岡山県中央町議会)(第二七一五号) 地方交付税・臨時財政対策債の大幅削減を行わないことに関する意見書(岡山県旭町議会)(第二七一六号) 地方財政の充実・強化に関する意見書(山口市議会)(第二七一七号) 地方財政計画・地方交付税等の見直しに関する意見書(山口県小郡町議会)(第二七一八号) 地方交付税削減の大幅削減の中止に関する意見書	意見書(愛媛県河辺町議会)(第二七一九号) 地方交付税の大幅削減を中止し、真の地方分権型社会の構築に向けた三位一体の改革に関する意見書(高知県議会)(第二七二〇号) 地方交付税の大幅削減の中止に関する意見書(福岡県大牟田市議会)(第二七二一号) 地方交付税の大幅削減の中止に関する意見書(福岡県粕屋町議会)(第二七二二号) 地方財政の拡充に関する意見書(佐賀県大和町議会)(第二七二三号) 地方交付税の削減反対に関する意見書(宮崎県佐土原町議会)(第二七二四号) 地方交付税の削減反対に関する意見書(宮崎県南郷町議会)(第二七二五号) 地方交付税の大幅削減の中止に関する意見書(宮崎県三股町議会)(第二七二六号) 地方交付税の削減反対に関する意見書(宮崎県須木村議会)(第二七二七号) 地方交付税の削減反対に関する意見書(宮崎県高鍋町議会)(第二七二八号) 地方交付税の削減反対に関する意見書(宮崎県西郷村議会)(第二七二九号) 地方交付税の削減反対に関する意見書(宮崎県北方町議会)(第二七三〇号) 地方交付税の削減反対に関する意見書(宮崎県北浦町議会)(第二七三一号) 地方交付税の削減反対に関する意見書(宮崎県椎葉村議会)(第二七三二号) 地方交付税の削減反対に関する意見書(沖縄県座間味村議会)(第二七三三号) 地方交付税の削減反対に関する意見書(沖縄県粟国村議会)(第二七三四号) 町村自治並びに町村税財政の確立に関する意見書(岩手県岩手町議会)(第二七三五号) 町村自治並びに町村税財政の確立に関する意見書(岩手県西根町議会)(第二七三六号) 町村自治並びに町村税財政の確立に関する意見書(岩手県大迫町議会)(第二七三七号) 町村自治並びに町村税財政の確立に関する意見書	書(岩手県湯田町議会)(第二七三八号) 町村自治並びに町村税財政の確立に関する意見書(岩手県胆沢町議会)(第二七三九号) 町村自治並びに町村税財政の確立に関する意見書(岩手県衣川村議会)(第二七四〇号) 町村自治並びに町村税財政の確立に関する意見書(岩手県盛沢町議会)(第二七四一号) 町村自治並びに町村税財政の確立に関する意見書(岩手県軽米町議会)(第二七四二号) 町村財政運営に関する意見書(高知県安田町議会)(第二七四三号) 町村財政運営に関する意見書(高知県赤岡町議会)(第二七四四号) 町村財政運営に関する意見書(高知県野市町議会)(第二七四五号) 町村財政運営に関する意見書(高知県夜須町議会)(第二七四六号) 町村財政運営に関する意見書(高知県吉川村議会)(第二七四七号) 町村財政運営に関する意見書(高知県大豊町議会)(第二七四八号) 町村財政運営に関する意見書(高知県大川村議会)(第二七四九号) 町村財政運営に関する意見書(高知県伊野町議会)(第二七五〇号) 町村財政運営に関する意見書(高知県春野町議会)(第二七五一号) 町村財政運営に関する意見書(高知県十和村議会)(第二七五二号) 必要な地方財政の確保に関する意見書(新潟県小国町議会)(第二七五三号) 分権時代に相応しい三位一体改革の早期実現に関する意見書(岐阜県土岐市議会)(第二七五四号) 郵政民営化反対に関する意見書(広島県世羅町議会)(第二七五五号) 郵政民営化反対に関する意見書(広島県比和町議会)(第二七五六号) 郵政事業の性急な民営化反対に関する意見書
--	---	---	--

(熊本県七城町議会)(第二七五七号)
郵政事業の民営化反対に関する意見書(大分県
九重町議会)(第二七五八号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出席要求に関する件

電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法
律案(内閣提出第四四号)

電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法
律案(武正公一君外四名提出、衆法第二二一
号)
通信・放送委員会設置法案(武正公一君外四名
提出、衆法第二二二号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出
第一〇七号)

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正
する法律案(内閣提出第一〇八号)

市町村の合併の特例等に関する法律案(内閣提
出第一〇九号)

○佐田委員長 これより会議を開きます。

この際、小西総務大臣政務官から発言を求めら
れておりますので、これを許します。小西総務大
臣政務官。

○小西大臣政務官 おはようございます。

このたび総務大臣政務官を拝命いたしました小
西理でございます。

世耕大臣政務官及び松本大臣政務官とともに、
麻生大臣を補佐し、全力を尽くしてまいりますの
で、佐田委員長初め、理事、委員の皆様方の格段
の御指導、御鞭撻を心からお願ひ申し上げます。
(拍手)

○佐田委員長 内閣提出、電波法及び有線電気通
信法の一部を改正する法律案並びに武正公一君外
四名提出、電波法及び有線電気通信法の一部を改
正する法律案及び通信・放送委員会設置法案の各

案を一括して議題といたします。

この際、麻生総務大臣から発言を求められてお
りますので、これを許します。麻生総務大臣。

○麻生国務大臣 先般、電波法及び有線電気通信
法の一部を改正する法律案の提案理由について御
説明をさせていただいたところでありますが、審
議に先立ち、改めて追加的に御説明を申し上げま
す。

今回の改正の一部には、登録証明機関の業務規
程について、届け出制への改正など、本来、昨年
の通常国会で成立させていただきました電波法の
一部を改正する法律案において行うべきであった
ものが含まれております。法案作成時の確認が不
十分であったことから整備漏れとなっておりま
す。遺憾ながら、今回、改めて、本法律案の中
に組み入れて、御審議をお願いすることとした
次第であります。

ここにおわびを申し上げ、よろしく御審議のほ
どをお願い申し上げます。

○佐田委員長 この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として警察
庁生活安全局長伊藤哲朗君、総務省自治行政局長
畠中誠二郎君、情報通信政策局長武智健二君、総
合通信基盤局長有富寛一郎君、政策統括官鈴木康
雄君、外務省総合外交政策局国際社会協力部長石
川薫君及び経済産業省大臣官房審議官岩田悟志君
の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じま
す。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐田委員長 御異議なしと認めます。よつて、
そのように決しました。

○佐田委員長 質疑の申し出がありますので、順
次これを許します。寺田学君。

○寺田委員 おはようございます。民主党の寺田
学と申します。

きょう、一番バッテリーということであつたと早
く来ますと、我が党の人がだれもいなかったの

で、あれ、きょうも休むのかなとちよつと不安に
なつた次第であります。

前回の委員会は、いろいろな政治のこともある
んだなということ、部屋で拝見させていただき
ました。その中で、いろいろな議論がされてい
たんですが、一番参考になったことは、今はもうI
Tの時代ではないと麻生大臣がおっしゃられて、
今はコミュニケーションが入ってICTだとい
う発言をされていました。確かにそのとおりだ
と。以前、ITのことをイットと読んだ英語に堪
えな方もいらつしたみたいですが、これも、も
うそういう時代ではないんだというのを深く痛
感しております。

私も議員会館の方では、インターネットを見る
際には無線LANというのを使つていまして、
有線よりは高いんですけども、やはりどこにい
てもネットが見られるし、メールチェックもでき
るということ、非常に便利だと思いつつ使用
させていただいています。

そういうことが、私の行動が如実にあらわすと
おり、無線であつて、高いんだけれども、やはり
利便性がゆえにそういうものを利用する人がふ
えている。ある種ビジネスの芽というものはかなり
大きくなつてきたんじゃないかと思ひます。情
報家電を含めて、電波関連ビジネスは十年後に百
兆円規模になるだろうという試算も出てい
る、今一番電波ビジネスというものは注目されて
いると思うんです。

以前までは、有線ということ、公益性とい
うことを一つの主眼として持つていたはずではあり
ますが、だんだん、ITビジネスの増大とか、ひ
いては、それをもつて景気回復だ、もう一歩進ん
で、産業構造を変えていこうという流れまで出て
きています。

現に、総務省の炭田総合通信基盤局電波政策課
企画官の本を読ませていただいたんですけれど
も、その中でも、「日本のITビジネスが元気を
出して日本経済を再生し、世界をリードしたい。
その中核になるのが、ワイヤレス産業であらうと

思います。いわば、電波がイニシアティブをとつ
て、わが国のITビジネスをぐいぐい牽引するわ
けです。」と大変心強い言葉を残されているの
を見て、そのとおりだと思つています。

そういう意味も含めまして、ある種、有限であ
るから公益性だという一つの主眼であつたもの
が、だんだん、経済性、ビジネス性というもの
が、今の電波産業、電波の行政をやる上では大事
になつてきたんじゃないかと思ひます。

そういう意味も含めまして、麻生大臣にお伺
したいんですが、公益性という部分から、経済
性、ビジネス性というものを今主眼に入れていく
べきではないかと思ひますが、いかがでしょう
か。

○麻生国務大臣 今寺田議員御質問のありました
ように、基本的には、今猛烈な勢いで伸びている
部分、新しい技術の進歩に伴つていろいろ新しい
技術が、二年たつたらもうとてもじゃないとい
うぐらいな猛烈な技術進歩が進んでいる段階のこ
ろですから、そういった意味では、電波というも
のを使つていくということにおいては同じなん
です。

その電波の使い方が、指先でやつたり、五本の
指でやつたり、十本の指でやつたり、いろいろや
り方が違うということなんだと思ひますが、そ
ういったものを考えたときに、いわゆるビジネスの
部分と、それから電波という限られた帯域であ
りますので、その帯域を使わせるものの使い方とい
うのは、どちらが絶対かということはないんで
あつて、そのバランスが極めて大事なんだと思
ひます。

もうかるだけでやらせていた場合、いろいろ、
他の国でも、安ければいい、速ければいいとい
うだけではないかぬところが判断のなかなか難
しいところだと思ひますので、そういった意味
では、総合的な判断が必要なんだと思つており
ます。

○寺田委員 バランスが大事である、総合的に判
断しなければいけないという発言があつたとお

り、それは、いわば公益性だけではなく、経済性、ビジネス性も組み入れるという御発言であったと解釈します。

そういう観点を持って、電波行政のシステムのこと、新規参入のあり方、そして今回提出された給付金制度というものを使得ってエグジツトさせるやり方、そして電波の全体的な電波利用料という話、それを順を追って質問させていただければと思います。

まず、新規参入者の選定方式についてなんですけれども、今、比較審査方式をとられている、そのそもその趣旨というものを御説明いただければと思います。

○有富政府参考人 電波につきましては、同じ周波数の電波を同時に使用しますと混信が生じるというようなことで、通信としての利用ができなくなる性質がございます。これがまず基本的な性格でございます。

それから二つ目が、また、周波数が違いますと、技術的な性質が大きく変化します。したがって、携帯電話とあるいは放送とでは、その利用形態が違いますが、使いやすい周波数帯も違ってまいります。その結果、それぞれの無線サービスに配分できる電波の量というものは有限になりますので、その有効利用というものをどうするか、これが行政課題というふうに認識をしております。

したがって、例えば、利用希望が多い周波数帯を利用し、広い地域で排他的に特定の電波を確保する必要がある、携帯電話事業のようなものがそうでございますが、周波数の制約から、参入枠というものが通常少数しか確保できない実情がございます。

このため、携帯電話の免許などにつきまして、新規参入希望者が参入枠を超える、こういった場合につきましては、有限、希少な電波資源が国民生活にとって最もプラスになるような使い方を要する者、これを選定する必要があると考えておりまして、単に支払い金額の多寡のみで免許人を選定するオークションではなくて、サービス提

供計画あるいは技術力などに関して総合的な観点から申請内容を審査して、国民が納得できるような形で最良の免許人を選定する、かかる観点から比較審査方式というものを採用する、そういうことにしているところでございます。

○寺田委員 長々と御説明いただいて本当にありがたいことなんですけれども、いわゆる有限である、それが一番だみたいな感じの御発言だったと思うんですが、先ほど麻生大臣がおっしゃられたとおり、総合的に、バランスをとってということが大原則である以上、やはり市場原理というのか、一つビジネス性というものを組み入れたような制度が必要であるというところは、先ほどの大臣の話の帰結であれば当然かなと思うんです。

そういう部分で、では、総務省の方が比較審査方式においてビジネス性を取り入れたというような判断ができるか。私は、通産省ぐらいの方だったらできるかと思うんですけれども、ちょっとそういう部分は難しいんじゃないかなと。やはりそういうものは、ある種市場原理というものを一つ組み入れたというのか、ビジネス性というものをより反映させるような方式を取り入れる必要があるんじゃないかと思えますけれども、麻生大臣、いかがでしょうか。

○田端副大臣 先生御指摘のとおり、そういう柔軟な考えをしたらどうかということでございます。

確かに、ビジネスということを考えれば、そういうことを今後考えていく必要があるかなというふうには私は思います。しかし、今もお話ありましたように、その公共性、それから、そういう限られた資源である、それから、国民にどういうふうになんか還元していくか、そういうことを考えますと、おっしゃるようなビジネス性というものは、つまりオークションにしたかどうかという話だと思えますが、そこところはやはり慎重に考えざるを得ない、こういうふうに思います。

それは、御存じのとおり、オークション方式というものを導入すれば価格が高騰してしまうとい

う結果がこれまでも欧米において見られているわけで、特に欧州においては、はつきりとした今までの事例がございます。それが国民へのサービスを遅延させ、あるいはまたサービスの開始をおくらせてしまうとか、こういったことにもなっておりますし、それから、IT産業そのものも非常に後退してしまったといえますが、産業をおくらせてしまった、こういう結果もたらしているわけでありまして。

そういう意味では、オークションというあり方は、一つの方法ではあるかと思えますけれども、国民生活にとつて最もプラスになるのは何かということを考えていけば、政府としては、ここはなかなかオークションということに思い切れないものがあるか、こう思います。

特に、大臣が今御説明しましたように、サービスの提供、あるいは技術、あるいはそういったものを総合的に判断するということはどうしても基本にならざるを得ない、単に金額の多寡による免許、そういうあり方というものは適当でないという結果にならざるを得ないと思います。

しかし、比較審査方式という形の中においても、その経済性ということを考えていく必要があらうかと思えますので、電波利用料について、その経済的価値ということを追求めていく必要が私たちもあるというふうに認識しておるところでございます。

総務省におきましても、電波利用の研究会を昨年一月から開催していただきまして、そうした論点整理を昨年十二月に公表し、そしてまたパブリックコメントも募集した上で、できれば年内にそういう方向で一定の結論を出したい、こういうふうに今考えているところでございます。

○寺田委員 端的にお伺いしまして、では、先ほど麻生大臣が言われたバランス、総合的にという部分を踏まえてですけれども、新規参入部分においては、有限であるから公益性を重視されるということではよろしいですね。

○田端副大臣 総合的にということ、公益性と

いうものが非常に大事になってくる要素であると思えます。

○寺田委員 私も、公益性というものは、非常に有限であるから大事だなと思えます。

先ほどの総合的に、総合的にという言葉にこだわりますが、であるならば、比較審査方式と、若干公益性が崩れても支障がないという部分はオークションでやってみよう、そういうものを並列してやってみようということも考えとしてはあると思うんですが、そういうものは、なぜに並列して行く、並列して制度としてあるとそれはだめなのか。そしてまた、結局、昨年の委員会質疑を見たところ、オークション制度も検討の余地があると片山大臣がおっしゃられている部分がありましたので、そういう部分を含めまして、並列して置いておく制度というものを考える余地はないんでしょうか、お伺いいたします。

○田端副大臣 確かに、おっしゃることはよくわかるのでありますが、しかし、公益性という、この限られた電波というものを考えた場合には、いろいろな問題点がオークションにした場合は起こってくるであろうと思えます。

例えば、さっきも申し上げましたが、英国においては、免許数が五つであったにもかかわらず十三の事業者が競争したために、大変な高騰をいたしました。四・五兆円という落札価格になりました。それから、ドイツにあつては、免許数が六つに対して七事業者が競争合つて、五・八兆円という大変な高騰をいたしました。一免許一兆円ぐらいの金額になっているわけでありまして。

このために、ドイツ、イギリスにおいては産業が非常に後退するという、こちらにお金がかかってしまったために、非常にそういう意味でよくありません。だから、こういう結果があるわけでありまして、だから、日本のように非常に国際的なGDPの高い国家においてオークションをした場合には、非常に高騰するのではないかということは当然予想されるというふうに思われます。

そういう意味で、私は、おっしゃる意味はわ

かりますけれども、しかし、なかなかそのところは、経済性ということ余り優先してしまうと大変なことになって、逆に産業の衰退になってしまうのではないかとこのことを考えるわけであります。やはり、電波資源というのは国民生活にとって最もプラスになるように判断していくというのが政府として考えざるを得ないと思いますので、先ほども申し上げましたとおり、経済性については電波利用料のところで考えていくべきではないか、こう思います。

それから、片山大臣のおっしゃったのは、私も読ませていただきましたが、オークションについて、二つのあり方で、研究する余地はあると思っておりますけれども、ヨーロッパ型の無制限のようなオークションはなかなか問題があるな、問題が大きいなど、現実もそうですから。ただ、将来の研究課題だ、こう思っております。こういう答弁であつたと思えます。

したがって、片山大臣の言っている意味では、今申し上げましたように、問題がやはり大きいので、考え方としては、将来の研究テーマとしてあるべきだ、こういうことをおっしゃったわけでございます。それを受けて、今日、総務省における電波利用政策研究会においてこの問題について検討をして、この一年間で議論した結果を踏まえて、導入は適当でないという結論になっているというところでございます。

○寺田委員 新規参入の制度、そのあり方については大体お伺いいたしました。

続いて、今回の給付金制度というものの、新たに創設されて、余り有効に利用していない方を出して、いい人を入れようという制度だと思います。給付金制度の趣旨というものを、簡単に結構です、事務方の方に御説明いただければと思います。

○松本大臣政務官 お答えをいたします。

給付金の制度であります、給付金は、例えて言えば、新規免許人が電波を利用できる環境を整備するため、現在その電波を使用している免許人

を早期に立ち退かせるための、いわゆる立ち退き料のような考え方をしております。

電波の利用促進、有効利用を推進する点で、電波監理の観点からも必要な施策であるので、ひとまず立ち退き料の全額を電波利用料で支払うということにしているものでございまして、他方、新規免許人には、二、三年程度で新たな無線システムを導入できることを勘案すれば、新規免許人から立ち退き料のうち一定額を回収するということが適当であろうと考えております。

この新規免許人の負担額については、学識経験者、携帯電話事業者などの関係者に御参加をいただいた総務省の研究会で検討を進めまして、パブリックコメントも踏まえて、政府が新規免許人の収益力等の個別事情を勘案して定めるものではなく、客観的な算定式が必要、さらに、具体的には、新規参入者が早期に新たな無線システムを導入できる利益と電波監理上の必要性を案分し、原則、給付金総額の二分の一を負担総額とすること、ただし、携帯電話のように特定の者が広い地域で独占的に電波を専断する場合には、特権的な強い地位を考慮して、二分の一を超える負担を求めることが適当との整理がなされたところであります。こうした整理を踏まえて、今回、制度化を図ろうとするものでございます。

○寺田委員 限られた資源でありますから、余り有効に使っていない人を出そう、出すには立ち退き料ぐらい払わないと出ていかないと、そういう発想は私も理解できるところでありますけれども、では、限られた電波帯を有効に使うために立ち退き料を払った、その立ち退き料をだれが負担するのかというのが一番問題であるのではないかなと思います。

この給付金制度を見ると、結局のところ、その二分の一を新しく入ってくる人に払わせる、私は、これはちょっとおかしいんじゃないかなと思います。

では、新しく入ってくる人の選び方はどうか、先ほどからさんざん聞いているとおり、公益性で

選ばれているわけです。もしここで経済性で選ばれて入ってきているのであれば、それはあなた、新しく入ってきてお金稼げるでしょう、そういう部分のニュアンスを含めて選ばれてきたんでしょ、だから払いなさいというのはいやになります。けれども、公益性という総務省が考えた一つの項目の中で、項目をぐぐり抜けて選ばれて入ってきた人が、いきなり、あなたは二分の一払えよというのは何かちょっとおかしいんじゃないかな。

そもそも給付金というものは、電波を有効に使うために使われるお金であつて、本来であるならば、その電波帯にいる全員が、そこを有効に使うために使われた給付金です。ということで均等に払うのが、私は一つの論理帰結だと思うのです。

何か本当にじっくり考えて、いろいろな例を考へるんですけども、公民館がある場所にあつた、ABCの部屋があつて、最初はすかすかだった、公益性の高くない人も入っていた。自宅でバンド活動をやるのがだめだから公民館でやってみる、そういう楽器の演奏を個人のためにやっている。でも、だんだんその公民館の需要が高くなつてきて、やはり公民館の本来のとおり、公益性の高い、公民館がそもそも公益性を考えているかどうか別で、でも、公益性の高い人を入れるべきだろうということで、バンドの人を出してやつた。

公民館はバンドの人を出したときにお金まで払わないと思うんですけども、では、そこに新しく入ってくる、より公益性の高い人間に対して、あなた入つてこれからの、公益性が高いという理由で入つてこれからの、ちょっとお金払えよというの、そもそもおかしいと思うんですよ。公民館の利用料は公民館の利用料で全員で負担するべきであつて、そこら辺がちょっとおかしいんじゃないかな。

交通整理のために使った給付金というか立ち退き料を、入ってくる人の経済性を考えて、二分の一払え、携帯電話の場合はもつと払えというの、は、ちょっとおかしいんじゃないかなと思います。

す。その点、お答えいただきます。

○有富政府参考人 給付金と電波利用料というものの関係でございますけれども、先ほど政務官から御答弁していただきましたように、給付金というのは、いわば立ち退き料でございますので、そこについてお金を電波利用料からとりあえず充当する、こういうような仕組みになっております。

そのあたりについてどうするかというのが次の電波利用料との関係でございますが、あいたところについて、先ほどありましたように、新しく入ってくる人からは二分の一を原則とする、その他については電波利用料、全体の利益を考えたその半分を負担する、こういうようなことで、議論はいろいろあつたわけでありまして、けれども、研究会等ではいろいろな議論をした中で、新しく入る人と、それから電波利用料と、原則折半というのが一番いいのではないかと、こういう結論を得たものでございます。

○寺田委員 全く自分の質問に答えてもらっていない。

そもそも、電波利用料というのは、炭田さんという、先ほど私が紹介した方も書いていますが、良好な電波環境の構築、整備を図るための電波行政経費に充てることを直接の目的とすると、公益性というものがかなり書かれていて、わけです。そういう点に關してもう一度説明いただけてますでしょうか。

○有富政府参考人 電波利用料というのは、あくまでも電波を有効に利用するためにどうすればいいかということで、現時点では、いわゆる電波の共益費用として取っているわけでございます。

したがって、それを今後どうするかという点については、先ほどから御議論ありますけれども、その中で、電波の経済的価値について少しは考えてはどうかという御批判がありましたけれども、今研究会で議論しております。そういった中で、この電波利用全体については整理をしたいというふ

うに考えております。

○寺田委員 そもそも、電波利用料でやるというなら、そのセツトでこの法案を出すのが当然のことだと思ふんですよ。後々考えますから、ここは給付金制度だけやりますと。その給付金制度について、瑕疵がある電波利用料に関しては後々考えますというのであれば、そもそも最初から瑕疵のある、きずものである制度だということをみずから言われているような気がしてならないのです。

最初の質問に戻るんですけども、このいわば立ち退き料というものはだれのために払ったのか、それはその帯域を有効に使う人のために払ったとおっしゃられているのであれば、なぜにそこに新しく入る人に多く負担させるのか。その多く負担させる新しく入ってくる人のために、あなた、あけてあげたんだよというのであれば、それは新しい人が多く負担するのは当然ですけども、何回もおっしゃられているとおり、公益性だ、有効に使うためだ、そのために要は交通整理をするんだ、だから古い人には給付金まで払って出ていってもらふんだと言っているのであれば、この給付の仕方、割合のあり方をそもそも間違えていると思うんですけども、いかがでしょう。

○有富政府参考人 先ほどから申ししておりますけれども、この給付金制度というのは、電波の有効な利用を図るという観点で、既存の免許人の負担も考慮しながらやってきたというような従来のやり方ではなくて、多少こころは行政経費をかけて、早日早目に、短期間に迅速な利用をするというところを目的としておりまして、あくまでもこれは立ち退き料ということでございます。

したがって、私も、それと電波利用料の全体の仕組みとは全く別だ、もっと大きく言いますと、電波利用制度、今の枠内で何ができるかというところを今考えているということでございます。○寺田委員 端的にお聞きます。この立ち退き料はだれのために払うんですか。だれのためにこ

の立ち退き料というのがあるんですか。それをお答えください。

○有富政府参考人 これは、電波の利用状況調査に基づきまして、そこが、光ファイバー等の代替的な措置があるようなところとか、あるいはもう使わないとか、そういった場合について、そのところをもっと有効に使用したいというニーズがある、そういうところのニーズにこたえるためというところでございます。その電波周波数帯を使用したいという人のためにそこをあげるという目的でつくっているものでございます。

○寺田委員 これ以上質問しても、何か平行線をたどるような気がするのです。その電波帯を使いたいという人は、それは公益性で選ばれてくるという部分では、ちよつと何か入り口の部分と入ってくる負担の仕方が全くアンバランスだな。そこら辺が何か……（発言する者あり）という御指摘がありましたので、大臣、お答えいただければと思います。（麻生国務大臣「質問をもう一回言ってください」と呼ぶ）

新規参入の部分というところでは、公益性で選ばれて入ってくる。入ってきた部分で、いきなり給付金というものを、入るために、立ち退き料の半分を払われる、そういう部分というのは何か論理が帰結していないんじゃないか。ある種、その立ち退き料というものがその電波帯を有効に使うために払われているものであれば、それは電波帯全員で払うべきだ。新しく入ってくる人は、経済性を重視して選ばれて入ってきていない以上、それとその電波帯を有効に使う一員とみなされるべきである、そう私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○麻生国務大臣 今現在利用している人は、それなりの設備等々をしていると思うのです。当然、それはその会社の簿価に載つていて、簿価という意味はわかると思いますが、簿価に載っていると思うのです。その簿価に載っているわけですから、その簿価の残存価額というのが当然あるわけです。

幾ら償却してあつたって残存価額がありますから、その残存価額の分は払つてもらふという権利が、だつて、少なくとも許可してあげたんだから。おたくは、最近使つておられる率が、昔は一〇〇だったのに今は一〇しかないじゃないですか、実際はこっち側には物すごい利用者がいますので、済みませんけれどもちよつとどいてくださいと言つて、納得してくいなくても、簿価の残存価額等々については一応払つてもらつてもいいんじゃないか。これは御理解をいただけたところだと思ふのです。それで、払つてもらふ。

入ってくる方は、今度は、オークションでやりますと、他国の例を見るとえらい高いものになっています、当然競争します。イギリスの例を見ても、まあ当時はブームでもあつたせいもありまして、わんわんわんわんえらく値段が上がつた。上がった結果どうなつたかといえば、今でもまだサービスはスタートしておらぬという形になつて、実は四兆だか五兆だかもうけた人はいらぬわけですよ、政府が売つたわけですから。しかし、サービスとしては全然スタートしていないというのが実態。

安く、うまくいった例もありますよ。スイスなんかもそうです。しかし、これは御存じのように範囲が極めて限られていますから。そういった意味では少し例としてはいかがなものかと思ふのです、イギリス、ドイツの例をやはり引くのは当然かと思ふ。こつちも一億何千万も一応考えられますので、そういった意味からいいますと、利用価値は広い。

したがって、それをとれたといいますが、どうももつて次に入つた業者は、当然それによつて仕事を開始しますので、得るべき利益というのが当然そこらから出てくる、利益が出てくるだろうと思ふのです。当然のことだと思ふ。商売をやつたことのない人はわからぬかと思ふますが、商売をやつたことのある人ならば、これはだれでもわかる話でしょう。

得るわけですから、その利益のうちから、従来だつたらとれないわけですから、どいてもらふ手間をかけたんですから、そのどいてもらつた手間のうち、幾らか払つてもらつていいんじゃないですかという、双方納得してくるというのが大事なことだと思つておりますので、それほど強制立ち退きをするわけではありませぬし、そもそも納得してくださる分、幾らかの分を払つていただく。

その新しく来られた業者は、その分を幾らか、自分の通信料なりルーターとしての手間暇等の中から額を少しづつ少しづつ回収していくということになるんだと思ふので、新しく入られた方も、それを払つてなおかつ見合うというものがそこになり立つのであつて、経済性の上になつた話だと思つております。

○寺田委員 先ほどオークションの話がされましたけれども、それは本論とはほとんど関係のない話で、要は、公益性、公益性と言われている、入り口、新規参入の部分も公益性で選ぶんですと言つて、入つてきて、いきなり経済性だ。今、大臣のおっしゃられたことは、ほとんど経済性の話をしているのです。あなた、入つてきたらお金もうけるでしょう、だから、その分お金を払いなさいよと。

であるならば、参入時にも経済性を加味した制度であれば、それは物事の筋が通つていふわけですね。先ほどおっしゃられたとおり、総合的な発想とバランスだということをおっしゃられているならば、入るタイミングだけ公益性だ、入つた瞬間、いきなり経済性があるでしようと言つて、今、電波利用料に関しては後々経済性を考えなさいいけないという副大臣の発言がありましたけれども、それは裏を返すと公益性で考えている。あべこべなんですね。そういう部分、非常に疑問に思ひます。

ちよつと時間もないので進めますけれども、結局のところ、では、公益性と言われる、大臣はかなり経済性の考えを持っていられつたすけ

ども、まだまだ公益性の発想があるいろいろな電波の帯、すいていところもすいていないところもあると思うのですけれども、電波利用料を、この給付金制度を使って入ると、二分の一以上払うわけですからかなり多目のお金を払って入っていくけれども、すいていところに入れば、給付金制度を使っていないですから、それは割安になる。

公益性という話が出ている電波行政において不公平感が生じていると思うのですね、経済性の部分において。これもちよつと論理が合わないと思うのですけれども、御答弁いただければと思います。

○有富政府参考人 いろいろと問題提起をされておりますけれども、あくまでも、参入の時点にどういうお金を取るか取らないかというのは、これは今の電波利用料制度のあり方の見直しにかかわるものでございます。

それから、いわゆるこの給付金制度による立ち退き料について、どういうふうな負担をし、その部分について回収するかというのは、私も分けて考えておりますので、先生今言われていましたような、参入時に経済的な価値というものをどういう形で考慮するかというのは、私も、今、研究課題として受けとめておることです。先ほどから申し上げております。

○寺田委員 研究課題であるというか、その結論がしつかり出ていないと、総合的な電波政策のあり方、そして、電波の利用に関する制度の一貫性というものが全くあべこべのまま進んでいくのではないかなと思います。

ちよつと時間がないので先に進みますけれども、電波利用料に関して、先ほど副大臣の方からも答弁ありましたけれども、昨年の議事録を見てもみまると、片山大臣もこういうふうにおっしゃっているのです。

そこで、今、電波利用料というものは免許人間には大変な不公平がある、御承知のように。これは私は、総務大臣にしていたいたときから、も

うかねがねそういう認識を持っていますのですけれども、非常に今の電波利用料に対して問題点を強く感じられている。その上で、昨年、ことしじゆうにしかるべきときに結論を出す。

では、ことしというものはもうほとんど三分の一過ぎて、しかるべき時期というのはもうほとんどなくなつてきている。これは、いつ出されるのでしょうか。そもそも大臣自身、片山大臣はこういう疑問を持たれているのですけれども、疑問は持たれているのでしょうか。

○麻生国務大臣 基本的には、秋ごろまでをめどにということ、今、電波有効利用研究会というところで検討を進めさせているところです。

今のあれは、基本的には局数単位の課金体制になっていきます。したがって、その使用する電波の出力や何やら、帯域幅もありますので、そういったものを勘案して、そういった課金体制を変更したらどうだということを検討してはどうかと、また、片山大臣も言われましたように、手数料としての性格をこの際見直して、電波の経済的価値を反映することも含めて検討しろという話で、今検討が進んでおると理解をいたしております。

○寺田委員 先ほどから大臣は、経済性に関しては、ビジネスをやられていた方だということもあるのですが、かなり強く言われている部分があるので、端的に聞きますけれども、経済性の要素を入れるのでしょうか、どうでしょうか。

○麻生国務大臣 これは私自身の結論で言えるところじゃないので、研究会の検討を待たねばならないところだと思っております。

○寺田委員 その研究会というものは全知全能の神じゃないと思うので、結局のところ政治判断にしようと思うのです。

ちよつと言ひ方をかえるのですけれども、では、麻生大臣自身は経済的観点を考えるべきと思われるのでしょうか。経済性の観点を入れた利用料になるとはおっしゃれないことだったもので、経済的観点を考えるべきと思われるので

しょうか。

○麻生国務大臣 先ほど申し上げましたように、経済性だけでやって高く売れば、電波利用料を高く売っちゃえといつて、四兆だ、六兆だというふうになるような結果を招いた前例がありますので、それと同じようなことを招く愚かなことは避けたいと思いますので、いわゆる経済性だけでやる判断はできないということも確かだと思えますが、経済性というものをある程度勘案するのはこれまた当然のことだと思えます。

○寺田委員 経済性の観点を考えるべきであるということ、バランスが大事であるという大前提のもと、入れるというお答えをいただいたと思います。

そうすると、結局のところ、電波利用料、電波を使うための全体的な発想、そして給付金制度のことを考えると、出ていった人は、新たに入ってきてお金をもうけるでしょうという部分で経済性が入っている。もう残るところは入り口しかないと、入る口のみは公益性の発想だと思ふんですね。入り口のみは公益性の発想だ、けがまかり通っている、そういう状態になっているというふうに感じてなりません。

そういう意味をもつて、もちろんオークション制度は、先ほどから述べられており、いろいろ問題は多いと思うんですけれども、やはり一考の価値ありというか、デメリットの部分を改善するためのいろいろな施策を考えられるのが当然かな、それが大臣のおっしゃる経済性のバランスの一貫性になると思うんです。

そういう意味も含めまして、今度は民主党の提出者の方にお伺いしたいんです。

オークション制度に関してですけれども、そもそも問題として、では提出者の方としては、経済性を入れる、オークション制度を導入している以上、経済性のことを一番考えられていると思うんですけれども、経済性をなぜ電波に認める必要があるのか。それと、まとめて聞くことになるんですけれども、では電波利用料はどうなるのか。その二点、お答えいただければと思います。

○武正議員 まず、経済的価値をなぜ電波に認める必要があるか。先ほど昨年の片山大臣の御発言がありました、既に平成十三年四月十日、平成十四年四月二十五日、片山総務大臣は電波に経済的価値があることを認める発言をされております。しかるに、先ほどの総務大臣の発言は、総合的な判断ということで、私は後退したという印象を抱かざるを得ません。また、副大臣からも、公益性の方が大事、こういった発言も出たということで、総務省は、結局、電波に経済的価値を認めることすら後退し始めたと言わざるを得ないのであります。

電波の経済的価値を認めることとオークション制度の導入とは一体ではありません。オークション制度はそのうちの一つの方式でありますので、まず、電波に経済的価値を認めるというのは、国民共有の資源である電波を自己のために利用でき者に電波の有する経済的価値に見合った対価を負担させ、市場原理によって電波を能率的に利用するインセンティブを与える必要がある、これによって非効率な電波利用者の自発的退出を促すとともに、すぐれた技術を有するベンチャー等の新規参入を促進することができるというものであります。

また、新たな制度では電波利用料の額をどのように決めるのかということですが、これは、電波利用料の額は、周波数の帯域、空中線電力等を勘案して、電波の経済的価値が適切に反映されるような算定基準を総務大臣が省令で定め、これに基づいて各免許人の具体的な支払い額を総務大臣が決定することとしております。

○寺田委員 先ほどからオークション制度のことについて、大臣並びに総務省の方からは、値段が上がり過ぎたというヨーロッパのケースを持ってきて、オークション制度はだめだということをおっしゃられていたんですけれども、その一番の問題点、値段が上がり過ぎる、そういう点について、今回、提出者の方ではどのように対策を練られているか、お答えいただけますでしょうか。

○武正議員 そもそも、オークションを導入するというのは、先ほど言ったように、すべてにオークションを導入するわけではありません。

衆法提出者の方は、総務大臣が恣意的に、どこに導入するべきか、あるいは電波利用料は幾らか、あるいはこの事業者に免許を付与するか、そういった恣意性をできるだけ排除しようということで、後ほど触れますが、三条委員会を考えておりますが、その三条委員会がオークション制度をどこに導入するか、どの電波帯であれば導入しても可能かというのを決める。当然、公共性というものが電波にはございますので、その公共性にかんがみて、この電波帯であれば競争、競りをもつて行うことは可能というふうにと考えると、そこに行うものでございます。

オークションの対象は、免許そのものというよりも、やはり具体的には、将来与えられる免許の有する経済的価値の全額をもつて競うこととなりますので、個別に、いわゆる所有とか財産とか、そういったことはありませんし、また、既に委員会を出しております、既得権益化に対する不安というものが副大臣からも出しましたが、現状の方がかえって既得権益化しているのではないかとこのように私は思います。

そういう中で、導入によって値段が上がらないかという御心配であります。欧米では、第三世代携帯のことがあっても、結果的に、オークション制度は改善しながら続けております。アメリカにおいては、九三年から〇一年までに三十六回行っておりまして、九七年、それまでは例外とされたオークションを原則としております。また、イギリスも、〇〇年春にパブルがありました。また、〇一年六月、再検討。そして第三者委員会、OF COMを設けて、スペクトラム・プライシングというところで行うというものであります。

そして、先ほど来、欧米では事業が後退したようなことを言っておられますが、ではボーダフォンというのはどこの会社でしょうか。日本の会社を買取しているのは、それはイギリスです。すね、

ボーダフォンは、事業が後退しているところか、世界的に進出をしている、こういったこともあるわけでございます。

そうした点から、この高騰という点でございますけれども、本案では、無線局の免許の申請前にオークションを行うこととしておりまして、これは、比較的先行投資が少くない申請前の段階でのオークションが競争額の高騰を防ぐ点から適切と考えたことであります。違約金の性格を持つ競争保証金を納付することになっておりまして、もちろん、負ければ保証金を返す、こういったことも高騰を防ぐ。さらに、自己都合でもう退出したいという人には返却しないよ、あるいは譲渡は不可能でありますよと。第二者、第三者に売買しちゃ困るよという発言がありました。これも不可となっておりますので、高騰は防げるものと考えております。

○寺田委員 そういうことでオークション制度、本当に大変わかりやすい御説明をいただきました。

結局、そういうところでオークション制度のデメリットの部分を改善するような施策がなされている。結局、欧米で失敗した部分というものの悪いところ、改善すべきところを何かしら、免許そのもののじゃなくしたり、譲渡しないようにしたりとか、そういう部分をいろいろ考えて一つのアイデアを出されていると思うんです。

そういうことに関して、先ほどからオークション制度はだめだとおっしゃられていた総務省の方、どなたでも結構ですので、今のお話を聞いてどのようにお思いになるか、お聞かせ願えればと思います。

○有富政府参考人 オークション全体の制度そのもの、これはメリットもあればデメリットもあるというふうな思っておりますけれども、そんなことも、今御答弁にありましたような内容を見て、問題がないと言えるのかといいますと、私どもはなおまだ問題があるというふうに思っております。

ただし、先ほどから御答弁申し上げましたように、先ほど先生も言われましたけれども、経済価値というのはオークションだけではない。したがって、そういった観点での問題提起も受けておりますので、研究会でも、新たな観点で経済的価値というものを導入できないかについて今御検討願っているというふうなことでございます。(発言する者あり)

○寺田委員 質問するより外野の人が先に質問しちゃうので、何とも言いたくないんですけども、本当に、今端的におっしゃられたとおり、今聞かれた上での問題点というのはどこなんでしょうか。それがわかれば、またそれが一つ改善するよというアイデアを生むと思うので、お聞かせ願えればと思います。

○有富政府参考人 これは、先ほど大臣から研究会で論点整理をしたというお話がありましたけれども、その中で、まだこれは研究会での論点でございますけれども、今申しました手数料というのについてどういうふうにか考えるか、つまり、今の電波利用料というものの基本的性格をどう考えるか、それから、判定要素として経済的価値を具体的にどう考えるか。論点に挙がりましたものは、帯域幅であるとか出力であるとか、あるいは地域性であるとか、そういったような観点でのいわゆる考慮要素というものを今検討していただいております。

また、使い方あるいは納付義務者等々についても、今、論点を整理した上でパブリックコメントを求めているので、その結果について、今、まだ検討中というところでございます。

○寺田委員 いや、それはもととあつた疑問点というか論点整理であつて、今提出者が言われたこと、かなりオークション制度に対する改善点を述べられたと私自身感じているんですが、それに対して御答弁を求めたら、いや、まだ問題点があるねとおっしゃられたので、ではその問題点は何かと聞いたわけです。

めるかどうかということじゃなくて、それは武正議員が言われる前にあつた制度に対する問題点を抽出しているわけであつて、今の提出者が言われたアイデアに対して何の問題点があるのか。問題点があるとされたのであれば、その問題点を教えていただきたいんです。

○有富政府参考人 オークションの中で、基本的には、オークションで落札額が非常に大きかったというところで、物差しをいわゆる資金力だけではかるのはいかがかというのが私どもの基本的な認識でございます。

○寺田委員 その対策を今考えて言われたわけであつて、だから何度も質問しますけれども、武正さんが出された、今提出者が出された一つの制度に対して問題があるとされたのであればそれはどこか、別にけんかしているわけじゃなくて、教えてほしいということなんです。それがあればいい制度をつくり上げていける。それは総務省のためにもなると思うんですよ。

そういう意味で、今みずからおっしゃられた、いや、問題点まだあるよと言われた部分は何なのか、教えていただきたいと思います。

○田端副大臣 経済性だけで考えていけば、おっしゃるような議論は確かにあると思いますが、電波というものを行政としてどういうふうにかから総合的に、電波行政そのものをどうしていくかということを考えれば、例えば今提出者のお話の中にあつた、三条委員会の方に独立したものを一つくつて、そこでオークションの運営をしていく、こういうお話でございますけれども、そういうふうになつていきますと、ある種、電波行政そのものがそのまま意図したものとは違つたところに行くような感じがするわけでありまして、そういう意味では問題点の大きな一つだと私は思います。それから、例えば既得権益化という意味では、一次転売、二次転売というところで、そういう形で、例えば土地転がしのような形でしていくわけですから……(発言する者あり) いやいや、だけれども現実にはそうなくていくわけでありすか

ら、そういったことについては……（発言する者あり）いや、しないとは限らないじゃないですか。（発言する者あり）

○佐田委員長 御静粛にお願いします。御静粛に。

○田端副大臣 いやいや、だから、そういう危険性をどうしていくかという点について問題があるということを言っているわけであります。

そういう意味で、電波行政そのものを総合的に判断する政府の立場として、ひとり歩きするような形というのは非常に困るなということを上上げていくわけで、総合的な意味でこれは大事な、経済性だけを優先させてはならないということを上申しているわけであります。

○寺田委員 経済性を重視するなど。そのお言葉はもう本場に提出者みずから口で言っていて、それだけじゃなくて公益性も大事だよということも言っているんで、そのことは別に、今さらのことを経済性云々と言われてもどうしようもないわけですよ。

今さんさん、私がオークション制度という言葉を一言も出す前から、オークション制度は高値になるからだめなんだ、だめなんだと言われていた部分を、今回提出者は、ある程度、高値になった例じゃない部分で、これは今の方式でいけば大丈夫ですよという話があったわけですよ。三条委員会の話は何も私聞いていないんですよ。

高値になると総務省側みずからおっしゃっている一番のデメリットに対して対策を示した、それに対してまだ問題があると。それは何かと聞いても、何にも答えてくれない。それで、なおさらのこと、提出者がちゃんとやっている転売はしないというのに対して、転売するからどうこうと言われるんじゃない、ちゃんと聞いていらつしやるのかと本当に思うんです。

そもその質問に戻りますけれども、今の提出者が言われた制度に対して何の欠陥があるのか。転売はしないと言っています。もう一度御答弁いただけますか。

○麻生国務大臣 今、朗読の時間みたいにならなくて読まれましたので、とても私の耳では、あの速度で話をピックアップできるほど、寺田さんほど若くもないので、あのスピードで物事が理解できるというのは大したものだと思って、感心して私も聞いていたんです。

ところでころしかわかっておりませんけれども、基本的に、一つだけイギリスの例がうまくいったじゃないかと言われども、日本の場合でも、少なくとも私どもの場合を見ていただいたらわかりますように、世界で最速の、最安のプロードバンドがで上がったというのは、少なくともオークション制度じゃない制度でこれを立ち上げたという現実は一つ忘れぬください。

もう一つ、既得権益と言いましたけれども、一回落札した人はそれを何年以内にきちんとやってもらいますよというところは、資金金ははつきりしていない、何がしかかりしていない、外資規制はどうのこうのと。私、そこらところも改めてもう一回伺っておかないと、そこらところも、丸々、外国資本等々と組まれて、その内容が全部行っちゃうなというところも規定してあるんでしようね、これは。あなた、質問して理解しているんだから、そこは聞いてわかつているんだろ、私はそう思っているんですけれども、こっちは聞けぬから、ルール上。だから、そこらの方から答えてもらわぬとどうにもならぬことになるんですが、そこらところもきちんとおいていただかないと、そんな簡単にお答えできない。

また、スピードを要求する時代に、長い間そのまま持ったまま何もしないでじつといられる、高くなったから結果的には何もできないということでおくれるのも困る、スピードが要りますので。だから、公益性ということも申し上げておる。いろいろな状態も考えていただかないかぬところじゃないかなと。

僕は、今わあっと聞いた話だけのところでですから、内容をよく精査した上で改めて御答弁、もう一つ答弁しろと言ったたら、もう一回よく読ませていただいた上で答弁させていただきます。

○佐田委員長 持ち時間が来ております。短目にお願います。

○寺田委員 朗読の話がありました、だとしたら、事務方の方の説明も本場に朗読というか念仏にしか聞こえないので、そういう部分をトップみずから改善していただけるように思います。

そういうものも含めまして、経済性ということも重要視されているというのであれば、電波利用料に含めて、本場に全体的に、論理帰結がしっかりとわかるような形で改正していただきたいと心から願っております。

以上です。

○佐田委員長 次に、田嶋要君。

○田嶋要委員 民主党の田嶋要です。よろしくお願います。

今、イラクが大変な状況になっているというところで、ついせんだつてまで新聞でも書かれておりました六本木ヒルズの回転ドアの問題とか、そういうのが何かもう突然新聞紙上にも載らなくなったというところで、本場にマスコミの話題というのがどんどんどん動いていく状況だなというふうにも実感しておるんです。

あの六本木ヒルズの事故を見ていて私つくづく驚いたのは、百回以上も既にいろいろな事故があったという状況があつて、にもかかわらず、何らそれまでアクションがとられず放置されていた。そして、本場に不幸な、子供さんが亡くなるということが起きて初めて、安全性とかの確認が今動いているということが報道されております。

まさしく私たちがやらなきゃいけないのは、そういうことを予見して、先手先手へとアクションをとっていかねばいけないということが非常に重要だなというふうにも実感をしております。

どうしてそういうようなお話から始めさせていたかというところで、今回の電波法改正のようなアクションをとって、これから無線によるビジネスを非常に急拡大していく、これか

ら本場に有線以上に無線がITの非常に重要な技術としてさらに発展をしていく、それを後押ししていくというのが今回の電波法改正の趣旨でもあろうかと思うんですが、まず冒頭私がお伺いしたいのは、こういったいろいろな高スピードの無線LANあるいは情報家電等がこれから普及をしていく環境、多くの方は、そういった利便性が高まる生活環境というのをもちろんいいことだというふうにも受けとめていると思うんですが、一方で、本場に大丈夫なのかなというところに対する何とも言えない不安感というのを持っている方は多いんじゃないのかなというふうにも考えます。

ついせんだつて、オランダの経済省が、第三世代の携帯電話に関する身体に対する影響ということで、やはりそれが影響があるというふうな報告を出したというふうにも聞いておるわけですが、今後ますます無線によるいろいろな機器が身の回りに多くふえていくということで、総務省、大臣として、こういった状況に関してどのように考えておられるか、その辺をまずお話を伺いたいと思います。よろしくお願います。

【委員長退席、滝委員長代理着席】

○麻生国務大臣 基本的には、NTTにもいらしたんだからようおわかりの上なんだと思います。が、いいことというのは大体悪いことも一緒にくっついて出てきますので、いいこともあれば悪いこともあるということですから、そういった意味で、速くなれば速くなつた分だけ弊害も出てくる。少なくとも、常識的には、こういった無線というものがこれだけ急激に発達するということになれば、ハッカーとかハッキングなんというものもまた想像できない世界だったと思うんです。そういった意味では、私どもとしては、いいこともあれば悪いこともあるということだと思えます。

いろいろな意味で、WHO、世界保健機構だとかそういったところで、いろいろな研究が今されていて、例えば進歩した医療技術に電波が与える影響で機械がちょっと狂ったりなんかす

る、波数がちよつと影響を与えずれるなんという例も幾つあります。電波による人への影響とか機械への影響というところも、これは工学的な話を含めて医学的なところと、やはり両方の見地から考えないかぬところで、便利になった分とそういった危険も出てくる部分、そういった両方の意味で、セキユリティーということも含めて、あわせて考えていかねばならぬところだと思っています。

今、電波防護指針とか、医用電気機器への電波の影響を防止するための携帯電話端末等の使用に関する指針などということがいろいろ出されているんですが、電波防護指針の方は強制という面を持っていきますけれども、申し上げた、長つたらしい方は任意のガイドラインですから、あれは。そういう意味で、いろいろなところで、こういったものは、いいことばかりじゃないんですよ、こういった悪影響もあり得るんですよということで、周知徹底させる必要があるということ、ますます電波の利用というのは広がっていくことにはなるんだと思いますが、その分ますます、そういった点は周知徹底させる必要があるということなんだと私は理解をしております。

○田嶋(要)委員 いろいろな新しい技術の発展とともに、光と影、両面あるというのはまさしくそのとおりだと思います。ただ、事人体への安全とか健康という面に関しては、その影の部分に特別の配慮が要るのかなと。

まさしく今回の回転ドアの話なんかも、非常に便利になったというところいろいろ普及したものの、ああいうような痛ましい事故が起きたというところなので、できればああいうことが起きる前に、そういうことを予測して、アクションがとられている必要があるのではないかとということで質問をさせていただきました。

電波防護指針は強制力があるということをおっしゃいましたけれども、そういったしますと、携帯電話も一気に普及をして、最初、公共の乗り物なんかに乗ると、乗る電車の会社によってアナウン

スがばらばらだったんですね。あるいはバスと電車でも言うことが違う。

きょうもJR総武線に乗ってきて聞いてみたんですが、要するに、優先席のそばでは電源をお切りください、それ以外のところでは、マナーモードに設定をして通話は御遠慮くださいというふうには言われたんですが、あのガイドラインというのは、あれでもう全国統一されているという理解でよろしいですか。

○有富政府参考人 今先生の御指摘のあったのは任意の方でございまして、あくまでも強制というふうなレベルではございません。したがって、それぞれの事業者が受けとめて自分の判断で周知を図るというふうな仕組みになっております。

○田嶋(要)委員 あと、最近これも新聞記事に載ったんですが、九州大学病院というところが、病院の中での携帯電話の使用を解禁したという記事が出ていまして、私はちよつとびっくりしたんです。今までの通説ですと、いろいろな医療機器等に影響を及ぼすから、病院の中では基本的に禁止というふうなことであったと思うんですが、突然そういうふうな記事を読んで、私は、一体何がルールなのかな、どっちでもいいことなのかなと。

もしどっちでもいいことだったら、その九州大学の病院が言っているように問題ないということが本当だとすれば、全病院にそういうふうな言えはいわけない、その辺、人体に影響を及ぼす、何か非常に心配なような感じもするんですが、そういうところがそれぞれの任意判断で済むのかな、そういうことをやっているのと、また回転ドアみたいなことにはならないのかなというふうな私は素朴な疑問を持ったんですが、そこはいかがでしょうか。

○有富政府参考人 九州大学の件でございませうけれども、基本的には、先ほどから申しましたような医用電気機器への電波の影響を防止するための携帯電話端末等の使用に関する指針、こういったものにつきますと、九州大学病院においても十分

に承知をしておられるというふう聞いております。

その上で、場所を非常に特定したりして、あくまで患者の利便を図るということと、みずから使っている医療機械等への影響というものを勘案しながら大丈夫であるというふうな判断をしたというところをございまして、私どもとしては、その運用に当たっては十分気をつけていただきたいと思います。

○田嶋(要)委員 私が読んだ記事だと、オペレーショングルーム等の特定をされた場所ではだめだ、ただ、原則はどこでもいいというふうな形になつたというふうな理解しておるんですが、結局、おっしゃっておられる意味は、安全値に関するバッファを十分見ているから、結局問題ないということでしょうか。

同様に電車内、例えば心臓ペースメーカーを入れている方とか、どこにいるかわからないんですが、私は入っていないですけども、入れている方からすると、今のようにならぬ線がそこらじゅうにあつて、これから無線LANとかで今の携帯以上に強い出力のものがどんどん出てくると、どこを歩いても何か怖いような感じがしてくると思うんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○有富政府参考人 現時点においては、今の防護指針という強制規格と先ほど申しましたガイドラインというふうな施策、二つやっておりまして、これについては健康にかかわることでございますので、実際の運用状況とか影響とか、こういったものについても十分配慮しながら、場合によっては見直す必要があるかと思っております。

○田嶋(要)委員 ありがとうございます。

では、次の質問に移りたいと思います。

今回の電波法改正の一番最初のところに出てきます特定周波数の終了対策業務ということですけども、その前提となっている電波の利用状況調査、評価ということですが、この調査、評価の報告を簡単にまずしていただければと思います。

○麻生国務大臣 電波の利用状況調査、今御指摘のありました点につきましては、これは無線局の使用状態とか通信の全体量の大きさとか、電波の利用状況の把握をした上で公表する制度として平成十四年度に電波法の改正によって導入されております。

今、三帯域に分けてやっております。基本的には、七百七十メガヘルツ以下、それから七百七十メガヘルツを超えて三・四ギガヘルツ以下の帯域の間、それと三・五ギガヘルツ以上の帯域の間に、三つに区分して、区分ごとに毎年調査をすることによってやりますけれども、平成十四年度に、先行的に三・五ギガヘルツ以上の帯域について今調査を実施しております。

細目につきましては担当局長から説明させます。

○有富政府参考人 電波の利用状況調査の現状でございませうけれども、平成十四年度に、今大臣三・五と言われましたけれども、三・四ギガヘルツを超える周波数のうち、先行的に、五ギガヘルツにつきまして調査を実施しております。

その結果、四ギガヘルツ及び五ギガヘルツ帯の電気通信事業者用の中継用の固定局、これにつきましては、光ファイバーやほかの周波数帯への移行の可能性が高い、早期に周波数の再編に着手することが適当というような評価を得ております。それから、平成十五年に行いました調査でございませうが、これは三・四ギガヘルツを超える周波数帯の残りの調査でございませうけれども、これにつきましては一部周波数につきまして、光ファイバー等への代替やデジタル化といった周波数の有効利用技術の導入の検討が適当であるというふうな評価を得ております。

あと今年度は、七百七十メガヘルツを超えて三・四ギガヘルツ以下の周波数帯、そして来年度は、七百七十メガヘルツ帯以下の周波数について調査を実施して、平成十八年以降、再び三・四ギガヘルツを超える周波数帯から、先ほど三区分と大臣から答弁ありましたけれども、順に調査を

施する、こういうような仕組みになっておるところでございます。

○田嶋(要)委員 特定の周波数帯域をねらい撃ちするのではなくて、あらゆる周波数帯域を公平に、そして徹底的に調査をするという形で臨んでおられるということでしょうか。

○有富政府参考人 先ほど大臣が述べました三区分ですべてをカバーしておりますので、それは年によつては違いますけれども、三年ごとに全体を見直すというふうなことでございます。

○田嶋(要)委員 若干新聞記事を借用ですけれども、一つ具体的に、MCA無線というのがあるというふうな聞いておりますけれども、その無線のところの利用状況が最近非常に落ちていて、特に、一番大きな利用者だった某企業が携帯電話に切りかえをすることによって、今もうすかすかな状況だというふうな聞いております。そちらの周波数帯域に關しても調査をこれからされるということでしょうか。

○有富政府参考人 今先生御指摘のように、MCA無線は、主として中小企業等が使用している安価な共同利用型の無線システムであります。その利用については随分減つてきておりまして、平成十五年の三月末であります、約二・九万社、約五十五万局の無線局というふうになっております。

今先生御指摘の、MCA無線の使っている周波数帯でございますが、これは携帯電話と同じ八百メガヘルツ帯と一・五ギガヘルツ帯でありまして、今年度の電波の利用状況調査の対象というふうになっておりますので、評価はまだ行っておりません。

ただし、先ほど申しましたように、MCA無線の利用局数については、ピーク時が平成七年の約八十七万局でございました。今申しましたように、今五十五万局というふうになっておりますので、こういった動向を踏まえて、調査あるいは評価前に周波数の割り当て計画を変更して、平成十七年から二十一年までに使用周波数を段階的に整

理縮小するというところで、約四〇%の削減を予定しているというところでございます。

○田嶋(要)委員 ちよつと聞き取れませんでした。四〇%の削減をMCAに……(有富政府参考人「予定をしておる」と呼ぶ)予定をされている。MCAの使うところの幅をということですか。

○有富政府参考人 現在使っている幅を縮小するというところでございます。

○田嶋(要)委員 そうすると、同様に、評価はこれからということですが、MCA無線の周波数帯域に關しても、これから給付金という形で立ち退きをしていただく可能性もあるということでしょうか。

○有富政府参考人 制度にのつとつて前倒しでやるというふうな場合には、給付金の対象になります。

○田嶋(要)委員 これだけじゃないかもしれませぬけれども、MCA無線の運営主体というのが総務省系の財団法人でやられておること、そこで多くの幹部が天下つておられるというふうな新聞記事がございました。

基本的に、そういうところに対して、今回のような、あまねく公平というか、きちんとした客観的な基準に基づく評価を行つて、正しい判断をしていけるのかというところが若干疑問視されておると思ひますが、その点はいかがですか。

○有富政府参考人 調査結果に基づいて評価いたしますけれども、その評価については公にいたします。その中で、恣意的な要素が働く余地はないというふうな受けとめております。

○田嶋(要)委員 では、一般的に、周波数終了対策業務についてお伺いしたいんですが、どういう優先度をもつて明け渡しを決定していくのでしょうか。

○麻生国務大臣 基本的な話で、帯域の優先順位をどうやって決めるかということなんだと思ひます。

日本としては、御存じのように、世界最先端のブロードバンドという環境をきちんとつくり上げ

ていくためには、今まで使つていた電波をある程度整理して、ブロードバンド、ワイヤレスに優先順位を配分していくというのは基本的なところだと思ひます。これを実現していくためには、基本的には、その中核を担います移動通信というところになるんだと思ひますが、無線LAN等の必要な周波数を確保するというのが絶対。なぜなら、そこはもう急激な勢いで需要が伸びておりますので、そういったところだと思ひます。

そこで、周波数の再配分というものを基本にして、平成十五年十月に周波数の再編方針を決定して公表したというところでありまして、これを具体的にどうやっていくかということで、今、電波の利用状況調査を実施しているというところであります。

この評価に基づいて、今、周波数の再配分の対象となる帯域を決めないかところなので、これは、かつては八十八万局あったのが今五十五万局で、四〇%減つていっているじゃないですかという先ほどの話ですけれども、そういったのを決めて、既

に免許を取つておられる既免許人の方々について、どいてくださいということになったときには、当然経済的な影響がそこに出てくることもあります。その意味である程度考えないかぬところでしょうけれども、周波数の割り当てというものを覚えていかない限りは、無線LAN

またはワイヤレス、そういったところに、新しい周波数を必要の多いところの方に、今既に取つておられるわけですから、そういった割り当て数の計画を既存のものから変える、計画を変更するということはやむを得ないところだと思ひます。

いろいろなこととはさらに詰めないかぬところだと思ひますけれども、基本的には、そういった方向で変更するのはやむを得ないと思つておりますので、需要のあるところを優先的にということになると思ひます。

細目につきましては、有富の方から説明させます。

○田嶋(要)委員 そうすると、あくまで需要が強

いかどうかということが、どの周波数を立ち退きさせようかという判断の唯一の基準ということでしょうか。

○有富政府参考人 周波数のいわゆる再配分の基本的な方針というのは、既に、今大臣から御答弁ありましたとおり、平成十五年十月に周波数の再編方針というものを策定しております。それを公表しております。したがつて、これをどう具体化するかというのがこれからの手はずになります。

そのために、まず利用状況を調査する、そして、その評価をいたしまして、さらに具体的な、先ほど申しましたけれども、光ファイバー等に移行できるか、代替できるか、あるいはもう使わな

いかというふうなことを全部調査をし、チェックをし、さらに、オープンな手続で意見を聞いた上で取りまとめて、それで、特定の周波数が帯域移行でき得るとすれば、それについてさらに、免許人に対する具体的な経済的な影響も調査をした上で、必要があれば周波数の割り当て計画を変更するという形で再配分を実施する、そういうふうな仕組みとしてつづけております。

○田嶋(要)委員 確認ですが、これは強制はできないということですよ。強制立ち退きではないという御答弁が先ほどあったと思うんですが、それはそういうことですね。

○有富政府参考人 給付金制度そのものは、強制制度ではございません。ただ、使用年限を決めますので、その場合には、補償をした上で強制的に立ち退くことはあり得べしということでございます。

○田嶋(要)委員 では、先ほどニーズということをおっしゃいましたけれども、四・九から五の話がまず上がつておると思ひます。

そこで、先ほど光ファイバーということも言及されましたけれども、これは、利用効率は非常にいい、ただ、代替選択肢、光ファイバーへの移行とかそういうことができる場合、一つそういうケースがあるというふうな考えられると思ひんで

す。もう一つ、代替が存在しないけれども、今与えている波の事業者の利用効率が極めて低いという二つのケースが考えられると思うんですが、この両者の扱いというのは基本的に同じと考えてよろしいでしょうか。

○有富政府参考人 今、二つ言われましたけれども、まず、非常に有効に使っている、しかし、ちゃんと代替がある、例えば光ファイバー網があるという場合については、私どもとしては、光ファイバー網に移行していただきたいというふうには考えます。その結果、それを受けて、事業者が本当に給付金までもらって移るのか、あるいは、あえて使用期限まで待つて、そこで別の手段を求めるとかというのが一つございいます。

それからもう一つは、十分に使っていないという場合にどうかというのがあると思いますけれども、これは、割り当てた部分についてはいろいろ部分についての調査結果が出て、それが他にも十分に有効利用できるとなれば、その部分については、どいていただくといえますか返していただくというふうな形になります。

○田嶋(要)委員 そうすると、後者のケースですね、十分に使っていない、非常に非効率だというケースで、しかし、その事業者にとって今回の光ファイバーのような代替手段が存在しない場合は、これはどういうことになるのでしょうか。もう廃業しろということでしょうか。

○有富政府参考人 ほかには代替する手段がない、しかしながら、まだ周波数は使う余地がある場合ですと、その場合、もちろん、周波数においてどの程度の周波数幅を要するかということで精査はすることになると思います。

ただ、実際のビジネスのニーズがあるにもかかわらずそれを強制的にやめてもらうというふうなことにについては、相当慎重な判断が要するんだろうというふうに思います。

○田嶋(要)委員 どんな非効率でも、少しでもその利用者がいれば、若干はその波は使われている

と思うんですが、問題になっているのはその非効率性ということと、電波をよりニーズの高い無線LANと情報家電等のところにこれから再配分をしていくということが求められる中で、非常に非効率、しかし若干ながらお客様がついているようなサービスを持つていて、なおかつその代替手段がない。今回のように、ちょうどマイクロの中継に使われていたもので、光ファイバーに置きかえればということで比較的簡単だったと思うんですが、そういったケースではない場合というものが出てくると思うんです。

それは非常に慎重にということにおっしゃいましたから、基本的には、これはもう総務省、総務大臣の最終御判断というのか、非常に密室的に決まっていくなさるんですか、その辺の判断は。

○有富政府参考人 先ほどから申しましたように、評価そのものについては公表いたしまして、公の意見を求めますので、いわゆる恣意的にということにはならないというふうには思っておりますが、具体的に、ある特定の者にのいていただくというふうなことを強制する場合については、必要な情報開示というものが求められるものだというふうな受けとめておりますので、本当に必要なかどうかについては十分な検討が必要だという意味で、先ほど慎重な検討が必要だというふうに申し上げたところでございいます。

○田嶋(要)委員 今回、四・九から五ギガヘルツのところから予定されているというふうな聞いていますんですが、これは、どういう事情で一番最初にまずここをというふうな御判断をされたのか。そして、通信事業者との交渉に当たっては、特段何か大きなチャレンジ、困難が生じたかどうか、その辺に関してコメントをいただきたいと思ひます。

○有富政府参考人 先ほど、調査のスケジュールを御説明したときに五ギガヘルツ帯という話をいたしましたけれども、その先行的に調査した部分について、これは四・九から五・〇ギガヘルツ帯

であります、いわゆる無線LANの周波数が逼迫する可能性が高い東名阪については、今回、この特定周波数終了対策業務の対象になり得るというふうなことでございまして、先行的に調査をした結果に基づいて、しかも無線LANのニーズが高いということ、二つの指標で今回選ばせていたでいてということとでございいます。

○田嶋(要)委員 早期立ち退きの給付金の関係で御質問したいと思ひます。

算定方式という式を見させていただきましたけれども、撤去設備の残存価値と期間利益というところとでございまして、これはどういう理屈でこういう形の算定方式が結論づけられるのか、御説明ください。

(滝委員長代理退席、委員長着席)

○有富政府参考人 残存価値についての算出方法について御説明をさせていただきますと思ひます。

残存価値の算出、これは、電波の再配分により撤去される無線設備の残存価値からその取得価額の一〇％を控除した額とするということを基本と考へております。

これは、なぜこれかといひますと、学識経験者や関係免許人に参加をいただいた研究会でいろいろ議論をしていただきまして、かつ、パブリックコメントも求めまして取りまとめたものでございまして、具体的な案は、この法案が成立した段階で改めて総務省令を規定いたしますのでパブコメを求めたいと思ひますけれども、これにつきましては、あくまでも、冒頭申しましたような、残存価値から取得価額の一〇％を控除した額というふうな考へておるところでございいます。

○田嶋(要)委員 そうすると、免許五年間ということですが、実行上は五年がずっと延びてきて長いことを使っている、そういう設備がいろいろあるかと思ひますが、その償却されていない残りの部分、そういうことだと思ひますが、今のそういう設備というのは恐らく償却期間が非常に短くなっているというふうな考へますと、

残存価値というのは非常に限りなく小さくなるのじゃないかな、スズメの涙程度の給付金ではないのかなというふうな思ひますが、その辺はいかがでしょうか。

○有富政府参考人 今申しましたような算定式がございましてけれども、今回の補償というのは、憲法の私有財産権の保障規定の解釈に関する過去の最高裁の判例、あるいは土地収用法などの他の補償制度も参考にしながら、かつ、再配分を円滑に進めるための措置として必要最小限の補償というふうな考へておるところでございいます。

○田嶋(要)委員 まず、その残存価値を言うならば、代替のものに設備を置きかえていくために新たに発生するコストというものを考へていくかといひと、追いつかれる事業者に対しての十分な救済にはならないのかなというふうな思ひますが、いかがでしょうか。

○有富政府参考人 給付金の支給額は、今言われましたような設備の残存価値と加えて、その既存設備の撤去費用とか、あるいは代替施設の取得費用の前倒し分に係る金利というものの負担分も算定式の対象にしておりますので、その辺の考へはしているものというふうな受けとめております。

○田嶋(要)委員 今、金利の話をしたわけじゃないんですけれども。

要するに、今回、光ファイバー設備に移行していくということになれば、当然、光ファイバー用の新しい設備を買わなきゃいけない。加えて月々のランニングコストも新たに発生する。無線だったら、ランニングコストというのか、真ん中は空気ですけれども、光ファイバーだと、その借用料というか使用料がかかってくるわけですね。

そういうところに対して、今回立ち退きをさせた事業者が追加の負担がかかってくると思うんですが、そういうところに関して負担金の中で見ていかないと、撤去設備の残存価値というのはいくら、今、例えば投資銀行とかいろいろな会社の買取とかをするときの価値評価の中では、基本的には使われていない。どっちかという、新

しいものを取得するときにかかってくるコストと
いうのを見ないと、その事業者にとって不利益に
働くのではないかなと思います、いかがでしょう
か。

○有富政府参考人 個々に見ますと、経済的な損
失といえますが補償額といえますか、そういうた
ものがいろいろあると思いますけれども、今回、
研究会でも議論いただきましたけれども、各個別
の事情をすべて勘案してやるとなりますと、なか
なかそれは公平性等の問題で難しい、しかもシン
ブルに決めた方がいいということ、あえてシン
ブルな形で御提案を申し上げているということ
でございます。

○田嶋(要)委員 もう一つ、機会損失というので
すか、機会費用。その会社が、そういう意味で
は、もう事業を続けることができないわけですよ
ね。そこから生ずる、将来期待されたビジネス収
益というのに関しても負担、給付金という発想
も、全くここには余地がないと思うんです。その
点に関しても、普通考ええると、半ば強制的にお上
に言われてどかざるを得ない事業者から見ると、
非常に厳しい状況じゃないかなと思うんですが、
その点、いかがですか。

○有富政府参考人 それが仮に営業上の問題であ
るといふふうにあえて受けとめておりますけれど
も、そういう観点からいいますと、事業の機会損
失というように形で営業補償をどうするのかとい
う形になりますと、今の私どもの制度の考え方そ
のものは、あくまでも、想定される電波の再配分
の対象というものは、中継無線回線の光ファイ
バー等への代替とか、あるいは、ほかの周波数帯
への周波数の変更でございますので、免許人によ
る事業が困難になるというようにことを想定はし
ておりません。

したがって、営業上の問題はないというふう
に思っておりますが、先ほどから申しておりますよ
うに、具体的に、どいていただくとかいうような
場合については、慎重に、経営的な影響というの
も考えて決めなければならぬというふうにか

えております。

○田嶋(要)委員 もちろん慎重にやらなければい
けないと思いますけれども、どこまで行ってもか
なり恣意性は否定できないのかな。

それから、今まで、五年という期限は建前上あ
るものの、ずっと使えていた事業者が、役所から
どいてと言われたらどかなきゃいけないというこ
とで、ねらい撃ちされたらもうそれまでというよ
うな感じがするんですけれども、そういう今の仕
組みよりも、やはり今回改正議員の方からも出て
おりますオークションのような形をとっていく方
が、新しい事業者を選定する際には非常にすぐれ
たやり方なのではないかなというふうに思いま
す。

まず、オークションに関しまして、過去にもい
ろいろと議論がされておると思いますが、これま
でオークション制度を基本的に採用している国と
そうでない国というのは、割合というのか、数的
にはどっちがどのくらい多いんでしょうか。

○有富政府参考人 私どもの承知している限りに
おいては、オークションを採用している国は、す
べてを把握することはできておりませんが、アメ
リカ、イギリス、フランス、ドイツ、それから北
欧の国と韓国、そのようなことだろうというふう
に思っております。

○田嶋(要)委員 過去の総務省かどこかの書類
に、欧米の一部の国ではオークション方式を導入
しているところであるというふうなコメントがご
ざいますけれども、私が調べた感じでも、欧米の
国で、どつちかというところ、一部がオークシ
ョンを採用していない、多数はオークション制度を何ら
かの形で採用しているというのが現実ではないか
なと思っております、いかがでしょうか。

○有富政府参考人 携帯電話についてのオーク
ションの例は、先ほどから答弁ありますように、
イギリスとかドイツでやっておりますけれども、
例えばフランスの場合ですと、イギリス、ドイツ
のようなオークションの結果を見まして、オーク
ションはだめだということで、ほかの方式を選ん

でおりますし、北欧においても、現時点では比較
審査方式をとっているというふう聞いておりま
す。

○田嶋(要)委員 先ほど来、ドイツとかイギリ
スの第三世代携帯に關しての価格の高騰という話
が出ておったと思うんです。これは、こういう話
が出てきたがゆえにオークション制度に反対をする
説得材料として常に挙げられると思うんですが、
いろいろと見てみますと、ITバブルがはじける
直前の一番絶頂期というのか、そういう時期にタイ
ミングが合つて、そういった中で価格が高騰をし
ていったのではないかなと私は思います。

もしそういったケースが過去にあったとして
も、これは言ってみれば、ドイツの会社あるいは
イギリスの会社の純粋な経営判断としてミスをし
た、私はそういうことだと思ふんです。幾らが
自分にとって最適な払える上限の価格か、それ以
上のお金を出せば事業性がなくなるという判断
は、当然、波を買いにいく事業者が独自で判断を
しておるわけですので、これは別に周波数のオー
クションだけの話じゃないと思います。

MアンドAで会社を買収していくときに、普通
は買収の価格の上限を決めて、それでも、競合が
あらわれるとつり上がっていくことはあります。
私もそういうことをやったことがありますけれど
も、そうなたら、やはりあとどこぐらいまでは
引き上げていけるけれどもという判断をそれぞれ
やっていく。そういうことは、とんでもない価格
まで行つてしまつたら、それは株主に対する経営
責任として問われるということにすぎないと思
ふんですね。

だから、ドイツとかイギリスでオークションの
値段がすごいつり上がつたがゆえにオークシ
ョンが悪いということには、私はならないと思
うんですが、いかがでしょうか。

○有富政府参考人 オークション方式そのものに
ついて、ほかの国、イギリスとかドイツ以外の国
でもやっているところの実態を見ますと、例えば
スイスなんかは、オークションで落札額が高騰し

なかったという事例もございます。

ただ、これはいろいろ分析する必要があると思
いますけれども、現時点で、私どもの認識は、イ
ギリスとかドイツと違ひまして、企業にとって
マーケット的に魅力がなかったということではな
かったのかな。あるいは、先行してオークシ
ョンが実施されたために、携帯電話事業者の方
に余力がなかったというふうなこともあるのか
なというように受けておられますが、少なく
とも、オークションの場合については、物差しが
お金ということでございますので、そこについて
の歯どめがない。今までの各諸国のオークシ
ョンについては歯どめがない。

そこで、フランスのようなところでは、それ
を見まして、新たな仕組みとして、比較審査方式
の中で工夫して実施しているというふうなこと
でございます。

それともう一つは、電波の有効な利用という
ものの観点から見ても、やはり単純にオーク
ションという形、お金のだけの物差しだけでやる
のはいかなるものかというふうには先ほどから申
上げておるところでございます。

○田嶋(要)委員 先ほどボーダフォンの例が出
ましたけれども、これは歯どめはかかっていると私
は思ふんですね。

確かに、間違つた経営判断で価格が高騰してし
まったケースは過去にある。ただ、そういう経験
をもう既に経てきた今日では、ああいった波を
あいう国のマーケットのサイズで幾らぐらいで買
うのが妥当なのかという常識的というかまともな
英知というのは、徐々に高まっていると思ふん
です。だから、ああいった過去の失敗を踏まえて、
もうこれからああいうようなばかげた値段をつけ
る経営者というのは世界じゅうどこにも出てこ
ないんじゃないか、それは株主に対する責任放棄
ということになると私は思ふんですね。

だから、過去にはそういうものが一番当初の
ケースではありました。それはITバブルのとき
にたまたま軌を一にしてそういうことが行われて

しまつたけれども、明らかにそれは経営判断としてのミスであつて、これからは、オークションという、ヨーロッパでも一部ではなくて大多数、フランス、フィンランド、スウェーデン、スペインですか、その四つを除きほとんどのところが採用しているオークション制度を否定することにはならないと思ひますけれども、その点、もう一回、いかがですか。

○有富政府参考人 私どもとしては、今のヨーロッパにおけるオークションの実績を見て、それから、ヨーロッパの中でもほかの国の実績を見て、このオークションについてはいかがなものかということでございます。

ただ、経済的な価値というものについて、オークションはその一環でございますけれども、それについての検討の余地はあるだろうということでございます。まして、現段階でのオークションの採用というものは不適當ではないか。特にこれは、私どもとしては、電波というものが国民の共有の有限、希少な資源であるということ、最も国民生活の観点でプラスになるものは何かというようなことでこの電波の割り当てについては考えるべきであらうというふうに思っております。

○田嶋(要)委員 もちろん完全な、欠点のない制度というのは存在しないと思ひますが、それでも、いろいろ考へてみても、先ほど慎重にとおっしゃいましたけれども、非常に基準がはっきりしない、ルールがはっきりしないやり方でやるよりは、やはりオークションに移行していく方が、全体的な最適化という意味では私はすぐれているのかなという気がするんですけれども、今度は公正委員の方にお伺ひします。

改めまして、オークション制度をなぜ導入したのか、それと、現在のようなやり方ではどういうところに問題があるとお考えか、御答弁願ひします。

○武正議員 まず、私の方の手にある、オークション制度を導入している国の名前を挙げますと、スイス、ベルギー、オーストラリア、ギリ

シャ、香港、デンマーク、イギリス、ドイツ、ニュージーランド、オランダ、イタリア、オーストリア、そしてアメリカということと、先ほど委員御指摘のとおり、なぜパブルを招いたかというのは、ちょうどイギリス、ドイツの株価のピークと重なつていたというのも事実でございます。

そして、私が先ほどから言つてゐるのは、すべてオークションを導入しろとは言つてはいない。それはやはり恣意的な感じがせん、裁量行政のきかない第三者委員会が決めなくて。そして、あくまでも電波に経済的価値を、もう総務大臣も認めてきた発言をしてゐるわけですから、経済的価値を認めていくべきではないか。

ですから、当然今回の、この後話になる登録周波数終了対策機関等の、どうも入つて入つてもらう、入つてもらふ人に入らなければ、当然電波の経済的価値をかんがみたらそうした代金、電波利用料も含めて払つてもらふというところで、出ていく人の二分の一だということとは全くもつておかしいなといったことでございます。

オークション制度をもとに市場メカニズムを導入することこそ、国民共有の資源、限られた電波を有効に利用する一つの手段である。全部とは言いません。ただ、その前提は、やはり経済的価値が電波にあるということとをまず認めて制度設計をすべきだということでございます。

○田嶋(要)委員 今回のオークション制度、前回提出されたときと比べて一つ違いがあると思うんです。武正委員にお伺ひしますけれども、オークションのタイミングを早めておられますけれども、今回、これはどういうような理由でそのような形に変えられたのか、御答弁願ひしますか。

○武正議員 昨年は、予備免許申請時にオークションを行うというふうにしたんですけれども、予備免許申請時には、かなりの事業者が、例えば設備をつくつたりいろいろと投資をした上でオークションに臨む。当然、このオークションで何としても勝たなければならぬというインセンティブが働きますので、これが一つ高騰を招く原因に

なるうということ、オークションの時期を一番最初の手を挙げる時期、申し込みをする時期にオークションを行おうといった形に方法を変えております。

以上です。

○田嶋(要)委員 そのオークションとの関係で、先ほど通信・放送委員会という御指摘があつたと思ふんですけれども、今回、これは武正委員の方から提案をされてゐる法案のみでございますが、まずそのメリットとということ、どういったメリットがこのようなものをつくることによつて出てくるのか。過去の大臣答弁、今の麻生大臣ではございませんけれども、基本的にこういつた振興行政と規律の部分に分けることは望ましくない、効率が悪くなるといったようなことを言われておりますけれども、それに関して、まず武正委員の方からお願ひします。

○武正議員 まず、通信・放送委員会を設置する趣旨及びメリットについてなんですけれども、いわゆる三条委員会ということでございます。三条委員会は、もう申すまでもなく、第三者機関である通信・放送委員会がやはり公平公正な観点から電波行政にかつていうことで、総務大臣に対してしっかりと物を言える、ある面、イコールな立場で協議もできる。

しかしながら、現状の電監審、電波監理審議会あるいは情報通信審議会等、八条委員会ですと、建議という言葉を使ひまして、総務大臣に物を申し上げる。立場が全然違ふんです。そうした立場からいかに公平公正な電波行政ありと言つても、総務大臣に物を申し上げるという立場では、結局言うべきことが言えないということ、やはり三条委員会よしということなんです。

ただ、電監審にしても、平成十一年四月十六日に、戦後二回しか使われなかつた大臣に物を言える勧告というちよつと強い言い回しのものも削除してしまひまして、そのほかにも電監審の議決でいろいろ決めるんだということも削除してしまつております。

そうした現状の八条委員会ですら問題がある中で、今回、結局、後退に後退を重ねてきた。オークションもやらない、経済的価値も、先ほどは公益性の方がまさるんだという副大臣の答弁もあつたように、今回のさまざま答弁は、ここにいらつしやる局長の私的な諮問機関である電波有効利用研究会、電監審にすら、八条委員会にすら諮問もしていない、私的なそういう機関が出してきた答申をもとにさまざまつくりだしてゐるところでございます。

これから大臣もNTTの加入権の廃止ということとを情通審に諮問をするんだという記事もございまして、私も、私は、公平公正な立場であれば、やはりこの通信・放送委員会、三条委員会のメリットというものは大きい。これはもうアメリカでもFCC、イギリスでもOFCOMということとであります。今盛んに政府が言つてゐる事前規制から事後チェックということとはよくわかりませんが、事後チェックが働くためにはルールメイキングが大事であつて、公平公正なルールがなければならぬということでございます。

また、振興と規制を分離することに不都合はないというふうに考へていまして、両者を分離しても、かえつて政策の決定や実施がスピーディーになつたりするわけですね。一緒にやっていると、振興しようか規制しようか迷つて、ああだこうだ言つてゐるうちにどんどん時間が過ぎていつてしまふ、こういったことがありますので、私は、かえつて分離した方がいいというふうにお話でございます。世界一の国を目指すというお話でございます。世界一の国を目指すので、私は、やはり振興と規制は分離をしていくべきだろうというふうに考へております。

〔委員長退席、野田(聖)委員長代理着席〕

○田嶋(要)委員 では、最後の質問にいたしますが、麻生大臣、最後にお願ひいたします。

今の三条委員会でございますが、前の片山総務大臣は非常に否定的でございました。もともと二

十幾つあったのが今かなり数が減つてきて、大統領制ではない議院内閣制のこの国では基本的にはなじまないという御答弁があつたと思うんですが、一方で、当然、公正取引委員会のようなものは存在をしておるわけですが、今回、公正委員の方から提出をされているこのFCCのような委員会にしまして、大臣のお考えはどのようなものか、お話を聞かせていただきたい。

○麻生国務大臣 今、片山大臣の例も引かれておりましてけれども、昭和二十六年、占領中にあつたのが二十四委員会、それが、日本が正式に独立しました昭和二十七年四月二十八日以降で、正確に言いますと、四委員会。その中に残りましたのが、いわゆる中労委とか、今言われた公正取引委員会とか船員とかあつたと思います。そういったのが残つたと思いますが、基本的には、いわゆる大統領制と議院内閣制の違いというのが大きかつたんだと思います。

少なくともこの国では、行政を執行いたしますのは、そこにおりますいわゆる担当大臣、議院内閣制に基づいて選ばれた担当大臣が責任を持つて遂行する、基本的にはそういうルールになつてきております。これまでのところで見ましても、こういったスピードを要するような今のこの時代にあつて、スピードを要求されるということがあるから、これまで結構早くうまくやれてきたのは、そういったものが一体になつてやってきたというのが、多分、これまでは間違いなくそれがうまく作用したんだと思うんです。

結果として、少なくとも、この国は世界で一番安く、一番速く、ブロードバンドの現状は明らかに、今、外国では日本におかれておるといふ例をよく使われますけれども、あのヨーロッパの出された、日本が十八位とか二十何位というものは、あれはブロードバンドはどれぐらいその中に入れているんですかというのと、入っていない。そういったところを見ても、私は、三条委員会があつたからあれだけ進んでいるとか、三条委員会がないからおこれているという理由には

ならぬという感じがします。

私もどなたもいましては、規制といわゆる振興というのは、ある程度一体的に伸びているときには、そういったものがきちんと、スピードを持つてやる時には行政というものが対応を、両方とも問題があるならともかくも、境界はなかなか見分けるところが難しいので、そういった意味では、今の制度というものの三委員会をという御意見は今なじまないという片山意見と基本的には同じ考えをいたしております。

○田嶋委員 もう時間になりましたので以上をいいたしますが、片山大臣は御答弁の中で、親が子供をしかるのとなだめるのを、甘やかすのを両方やる、それは両方一緒にやっているとこの話のごさいましたけれども、基本的に親は二人いるわけのごさいました、やはり片方の親が厳しくしつければ片方の親が褒めて育てるとか、同じように、むしろ、もしそういう例を片山大臣が引かれるのであれば、今までのような過去の延長線上のやり方ではなくて、FCCのようなものの導入にももう少し積極的な御検討をさせていただければ、そのように私は考えます。

以上で質問を終わります。

○野田委員 聖委員長代理 次に、山花郁夫さん。

○山花委員 民主党の山花郁夫でございます。

先ほど来、同僚委員の議論を聞いておりました、衆法提出者一点、少し確認をさせていただきたいところがあるんですけれども、衆法の方ですと、公共セクターからも電波利用料を徴収するという形になつていいると思うんですが、この点について、どういう理由に基づくものか、御答弁いただきたいと思います。

〔野田委員 聖委員長代理退席、委員長着席〕

○武正議員 私ども、昨年もそうでしたけれども、今、日本の電波帯の約四割を利用していただける公共セクターが一切電波利用料を払っていない、これは、国民共有の資源である電波の効率的な運用にあつて大変問題だというふうに思っております。

九三年、電波利用料制度が始まつた時点で、当時の郵政省は、公共セクターにも賦課をしようという考えがありました。他省庁とのやりとりの中でそれが言えなかった。経済団体も、当然公共セクターも電波利用料を払うべきじゃないかというふうに言っていたんですが、結局賦課をしなかった。これは既にイギリスやオーストラリア、カナダなどでも例がございます。イギリスにあつては、いわゆる防衛関係にも賦課をしているというところで、これは、今回の有事法制関連の議論の中で、電波というもののついての、ある面、主権制限、こういったところにも絡んでくるかと思つております。

また、日本の高速道路をちよつとお考えいだきたと思うんですね。では、公共セクターはお金を払わないでいいのかどうか。これはやはり限定的に、警察とか、あるいは捜査に当たる検察とか、あるいは消防とか、あとは、今回鳥インフルエンザがありましたが、防疫とか、非常に限られた、緊急性を要するものは高速道路料金は払わなくていいけれども、一般的に、例えば総務省さんの車が高速道路に乗るときはたでいいよ、こんなことはあり得ないわけであつて、こういったところからも、私は公共セクターであつても電波利用料を払うべきであるというふうに考えております。

○山花委員 政府案の方についてお尋ねをしたいと思ひます。

今回の登録周波数終了対策機関のところですが、総務大臣は登録を受けた者に特定周波数終了対策業務を行わせることができる、こうなつておりますけれども、これはどのような団体を今想定しているんでしょうか。

○有富政府参考人 登録機関につきましては、申請した民間事業者等が法定された要件を満たせば、すべて登録されるということになります。その要件につきましては、無線通信士の資格等無線通信に關して一定の知識経験を有すること、あるいは債務超過の状態にないこと、再配分の対

象となる周波数を使用する無線局を開設しないこと、親会社等特定の者に支配されないことというような要件があればでありますけれども、現時点において、こういう制度にかんがみまして特定の機関を想定しているということについては、答弁は差し控えてもらいたいというふうに思ひます。

○山花委員 いずれにしても、そういった要件を満たせば、新たに例えばそういう団体をつくつて参入してくれば、それは認められるという趣旨でよろしいですね。

○有富政府参考人 先ほど登録要件について申し述べましたけれども、先ほどの要件を満たしている限りにおいては速やかに登録をされますし、これに合致すれば、新たに設置されたものでありましても、すべて登録が受けられるということになります。

○山花委員 これは、例えば新たな団体ができて、それが参入してくるということも理屈としてはあり得るわけですが、よくやとは思ひますけれども、これで何か役所のOBの方がそういった団体をつくつて参入しようなどということは今考えていらっしゃるんですかね。

○有富政府参考人 役所主導で新たな団体をつくるんじゃないかというふうな御質問でありますけれども、そういうことは考えておりません。

○山花委員 こういう御時世で、よくやそういうことはないとと思ひますが、やらないようにしていただきたいと思います。

再配分費用の算定方式について、これは政府案の方に質問しようかと思つていたんですが、先ほどのやりとりの中で、よくわかつたというか、よくわからないことがわかつたような気がいたしますが、この点、衆法の提出者にお伺ひしたいと思います。

先ほど来出ておりますが、政府案では、特定周波数終了対策業務によつて、退出した旧免許人に給付金を支給したような場合、この費用の二分の一以上を新規免許人から回収する、こういう形に

なっていますけれども、この点について、衆法の方ではどのように考えているのでしょうか。

○武正議員 衆法の方は、先ほども触れましたように、その退出の方の価格の算定は政府案に同じであります。

ただ、参入の方が問題でして、つまり、開法は、退出のときに支払った額の二分の一以上というところで、もう決まってしまうわけなんです、やはり参入者は、その参入すべき電波帯の経済的価値に見合った価格を払ってもらわなければならない、それが電波利用料かもしれないし、先ほど言った三条委員会が決めればそれで、参入希望者が多ければオークションをやってもいいじゃないか、そういう仕組みになっているわけでごさいます、私は、この給付金額の二分の一以上をというものは、多分矛盾してくる論理だと思ふんですね。つまり、参入者の方は、もともと決まってしまうわけですね、給付金額は決まっています、その二分の一以上というところ、おのずから決まってくる。

例えば、そうすると、参入者のことを考えると、余り給付金額は上げられないわけですよ、先ほど田嶋委員が言ったように、給付金額を上げてしまつと、参入者も二分の一以上だから、つり上がっちゃうから、給付金額は下げろというふうに当然インセンティブは働くし、この給付金額の二分の一以上というのは経済的価値を反映した制度ではないというふうに考えております。

○山花委員 もう一点、衆法提出者にお伺いしたいと思ひます。

衆法の方では、登録周波数終了対策機関の登録欠格要件というものの規定がありまして、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、またはその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者というものを、追加的に申ししましうか、規定をしておりますけれども、これはどういった趣旨に基づくものでしょうか。

○武正議員 登録周波数終了対策機関は、特定周波数終了対策業務として、給付金の算定、支給等

の業務を総務大臣にわたつて行う機関であるため、無線設備の登録点検事業者とは異なり、適格要件を厳しくする必要があるとの考えにより、また、地上げという言葉がありましたが、まさにこれは電波上げの危険性があるのではないかと、このように衆法提出者は考えております。

開法の方は、ではどういった資格要件になっているかというところ、知識経験があるとか債務超過がないとか、こういったことのみで、いわゆるこうした暴力団関係者が電波上げをやることを防ぐような仕組みになっていないわけでありまして、私は、これは大変この開法の問題点であるというふうに思っております。

また、先ほど局長の方から、特定の団体を考えていないというお話がありましたが、私の方は特定の団体名を考へているというペーパーをいただいております、先ほどの答弁はいかがなものかというふうに思っております。

開法の方では、これはとりたてていわゆる電波上げの仕事をするのにインセンティブはないのだというふうにいいますが、やはり電波を、どこにください、そして新たな人を入れてください、当然これは地上げと同じようにインセンティブが働いて、私はそこよからぬ事業者が入ってくる余地が大いにあるというふうに思っております、少なくとも、この禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、またはその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者というのを追加した理由はここにあるのでございませう。

○山花委員 大変よくわかりました。

ところで、これは総務省の方にお伺いしたいんですが、今回の改正にはサイバー犯罪条約に関する部分が入っておりますが、その中で、暗号化されたデータ通信などの不正な意図による傍受、復元を処罰するような改正がなされております。これは改正前とどう違うのか、また、改正された背景について御説明ください。

○有富政府参考人 まず、背景でございますが、本罰則は、サイバー犯罪に関する条約に定める違

法な傍受に対する処罰を担保するために措置するものでございませう。

それから、その内容でございますが、従来ですと、無線通信の秘密については、漏示、窃用が実際に犯された後にしか処罰できませんでしたが、今回の罰則の創設によりまして、暗号通信の復元がなされた段階であつても、その復元が漏示、窃用の目的で行われた場合には処罰を可能とするものと、その未遂についても処罰をすることが十分な抑止効果を図るというふうなことでございませう。

○山花委員 きょう、外務省の方においでいただいているんですけども、外務省はこのサイバー犯罪条約について所轄ということになるかと思ひますが、サイバー犯罪条約ではどのように国内法整備が求められているのでしょうか。

○石川政府参考人 お答え申し上げます。

サイバー犯罪条約は、第三条におきまして、非公開のコンピュータ通信に対する傍受が何らかの技術的手段、例えば送受信を収集、記録する装置やソフトウェア、パスワードの使用等によって権限なしに故意に行われることを国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとることを締約国に義務づけております。

○山花委員 そういう説明で、今回は多分総務省とも協議をされたんだと思うんですけども、この条約を実施するに当たつて、今回出てきている開法の修正案で、この形でよいという御認識ですね。

○石川政府参考人 お尋ねのサイバー犯罪条約の締結に当たりましては、この条約そのものの締結の御承認を今国会にお願いしておるわけでございますけれども、この条約の国内関連法を所掌する関係各省庁、今お尋ねの総務省あるいは法務省、警察庁、経済産業省といった国内における実施法のあり方等につきまして、私ども、交渉の段階から緊密に協議してきております。

○山花委員 ただ、今回のサイバー犯罪条約を拝見いたしますと、「傍受が、技術的手段によって

権限なしに故意に行われることを自国の国内法上の犯罪とする」という書きぶり、傍受そのものを犯罪とせよというふうにも読めるんです。

先ほど総務省から御説明あつたように、傍受そのものではなくて、一回受けて、つまり、時系列で説明いたしますと、まず送信者が送信をいたします、そして傍受をする人がいます、そして内容を復元します、従来ですとさらにそれを漏示、窃用という行為があつて処罰していたものを、その前段階の漏示、窃用目的で内容を復元する、これも処罰するようになったんではないかと話であります。そして、それには未遂罪がついております。

確かに、サイバー犯罪条約第十一条の第二項のところでも、これについて未遂罪を設けるようにと書いてあるんです。確かに形の上では何かこれに合致しているようにも見えますが、ただ、素直にこのサイバー犯罪条約を見てこちらの説明を受けますと、符合していないと申しましようか、傍受そのものではなくてその後の段階のところをとらえて処罰、そしてその未遂もなっているんですけれども、これで国際的に説明がつく話なんではないかと。

○石川政府参考人 第三条が犯罪化を求める違法な傍受について、御報告させていただきたいと思ひます。

この違法な傍受とは、基本的に、無線通信または有線通信を使用したコンピュータデータの非公開送信の傍受が、技術的手段によって権限なしに故意に行われる場合を指しております。

ここで念のため非公開送信ということについて申し上げたいと思ひますけれども、送信過程が非公開である送信をいうものでございまして、送信されるデータの通信内容が非公開であるか否かを問うているものではございません。

それから、技術的手段でございませうけれども、送受信線に取りつけられた技術的装置、無線通信を収集し記録するための装置を含み、これに加えまして、ソフトウェア、パスワード及び暗号の使用を含めるということが各国共通の認識だと承知

しております。

○山花委員 ちよつとよくわからないところもあるんですけれども。私自身は、このサイバー犯罪条約の内容をそのまま素直に読んだときに、傍受そのものを処罰するようにということであるとすると、それを犯罪化するにはなかなか容易なことではないと思いますので、今回の政府案のようなやり方もあるのかなと思っております。

なお、このサイバー犯罪条約、外務委員会ではありませんけれども、こういった犯罪化であるとか捜査の方のことだけではなくて、例えば「千九百五十年に欧州評議会が採択された人権及び基本的自由の保護に関する条約、千九百六十六年に国際連合で採択された市民的及び政治的権利に関する国際規約その他の適用される人権に関する国際条約にうたう法の執行の利益と基本的人権の尊重との間に適正な均衡を確保することが必要であることに留意し、」こういう前文も書いてあって、どうも人権に関する条約は、やれやれと言つてもなかなか締結していただけない割には、こういうものはちよつと進んでいってしまうということについて、ちよつといかがなものかなという思いがありますので、他の人権に関する条約についても、その締結等進められるよう要望いたしまして、外務省の方は退席をさせていただいて結構です。

ところで、先ほど出ておりました、漏示、窃用の目的でという話がありましたけれども、この漏示とか窃用、これはどういう概念なんでしょう。総務省、お願いします。

○有富政府参考人 電波法におきましては、無線通信の秘密につきまして、漏らしというのは、正当な理由なく他人に漏らしたまたは他人が知り得る状態に置くこと、それから、窃用とは、正当な理由なく発信者または受信者の意思に反して利用することというふうになっております。

○山花委員 ということなんです、例えば役所の方からいただいているこの説明の絵を見ますと、漏示、窃用の準備段階で今回処罰するようにします、そして、その未遂も処罰するようにしま

す、こういう書き方になっております。

ただ、これは法律的な話ですけれども、いわば、もし準備罪に考えるのであればとすると、独立予備罪のような形である。しかも、予備についての未遂を処罰するというふうにも見受けられる書き方になっていて、私は最初大変違和感を持つておりました。つまりは、法學上、予備の未遂というのがあるのかないのかというのが論ぜられるぐらい、実行行為と申しましようか、その外延が非常に不明確なものであります。

そこで、内容の復元であるとかあるいはその未遂というのは、こういった状態を指すと想定しているんでしようか。

○有富政府参考人 この罪におきましては段階がずっとあるわけですが、まず、この罪におきまして実行の着手というの、傍受した暗号通信の内容の復元行為に着手した段階、具体的に言いますと、例えばパソコン上で復元用プログラムを作動したときという形になります。

それから、罪の既遂ということでございますが、これは、傍受した暗号通信の内容の復元が完了したという段階、具体的には、例えば暗号通信の内容を理解可能な状態まで復元することができたということで、既遂ということが成立するということふうに理解しております。

○山花委員 今、その未遂のところでお話がありましたけれども、例えば、暗号をひもとくようなROMのフロッピーをセットしたという時点が未遂である。これは、現実的に考えて、しかし、そういうものを本当に取り締まろうとしたら、例えば、そういうことをするんじゃないかと目をつけているところを双眼鏡でものぞいて、じっと見ていて、何か入れたという時点で、それ行けという形で突入しないと恐らく犯人を検挙することはできないわけでありまして、こういった形での犯罪化をするということに対しては、これは捜査が行き過ぎないかという懸念を非常に持っているわけでありまして。

警察庁の伊藤生活安全局長においでいただきたい

おりますので、この点について、私はこの後採決で衆法が成立するものと思っておりますが、仮にこの政府案が成立した場合に、こういった今のようなケース、どういう取り締まりをされるおつもりでしようか。

○伊藤政府参考人 今のお尋ねの件でございますけれども、外形的にパソコンを操作していることを見ただけで暗号を復元する行為に着手したと判断できるような材料あるいは事例というものは、実際は、通常はないというふうに考えられます。そういった意味で、パソコンをさわっていると

いう段階だけで未遂罪で現行犯逮捕ということは通常は起こり得ないのかなというふうに考えておりますけれども、警察といたしましては、この法律が成立しましたら、立法の趣旨に照らしまして、暗号通信復元罪につきましても、法と証拠に基づきまして、適切に取り締まりを行っていくというふうに考えております。

○山花委員 つまり、今回のこの法律が仮に成立をして、通信の秘密を保護法益とするのでありましようけれども、通信の秘密も大事ですが、それを挙げんがために私生活を余計侵犯するような捜査はやりたくないという趣旨であると承っておきたいと思ひます。

ところで、これはすべての無線通信が対象となるのではなくて、先ほど総務省の方からも御説明いただきましたけれども、暗号化されたというふうに限定されているわけですが、すべてではなく、暗号化されたというふうに限定している趣旨はどういうことでしょうか。

○有富政府参考人 これは無線通信の特徴でございますけれども、無線通信は開放された空間を伝送路として使用するという点なので、自己にあってはいていない無線通信であっても受信自体は容易であるということから、傍受自体を実行行為として処罰するということが考えておりません。

ただ、通信の秘密という観点で、暗号がかかっているものについて、これを復元するというものについてはいかがなものかということで今回お願

いしているものでございます。

○山花委員 つまりは、暗号がかかっているものについては、送信する側もその中身を秘密にしてほしいという意図が感じられるわけですね。警察無線であるとか、あるいはタクシーに乗っていても無線が入ってくる場合がありますけれども、あれは、言ってみれば、聞かれることを前提としているようなものであるのに対して、暗号化されているのは秘匿したいという意思が明らかかな、このように思うわけですね。

ところで、これは、漏示、窃用目的でというケースを処罰するということになっていますが、捜査目的での傍受というのは適法であるということなんでしょうか。

○有富政府参考人 先ほど、電波法についての漏らし、窃用ということにつきまして御説明しましたけれども、あくまで正当な理由なく他人に漏らし、または他人が知り得る状態に置くこと、窃用とは、正当な理由なく発信者または受信者の意思に反して利用することということでございます。警察が犯罪捜査のために暗号通信を復元するということは、今申しましたような漏らしとかあるいは窃用する目的があるというふうには言えないと考えておりまして、本罪の対象とはなりません。

○山花委員 これは無線通信で、たしか通信傍受法というのの原則として有線に関するものだったと思ひます。

つまり、私は、通信傍受法、あの法律がそのままでいいとは思ひませんが、その点は留保させていただきます。通信の秘密を保護する、それに対して、それを侵犯するおそれがあるケースについてはきっちり命令状をとって、そして傍受をするという枠組みになつていたと思うんです。無線のケースですと、これは通信傍受法の対象となつていない無線の傍受というものがあつたということになるんでしようか。これは法務省の方に、副大臣おいでいただきたい。その点、お答えください。

○実川副大臣 犯罪捜査のための通信傍受に關します法律におきましては、通信とは、電話その他の電気通信でありまして、その伝送路の全部もしくは一部が有線であるものまたはその伝送路に交換設備があるものと定義されております。発信者から受信者までの伝送経路の全部が無線である通信でありまして、かつ、伝送路に交換設備がないものは通信傍受法の対象となる通信には該当いたしません。

○山花委員 ちよつとその類型について、具体的に総務省の方から、どういうものが通信傍受法から外れるものであるということをお示しいただけますでしょうか。

○有富政府参考人 今御答弁ありましたとおり、無線のみで完結する無線通信であつて、伝送路に交換設備がないものというこの具体的な例でございませうけれども、例えば漁業無線、あるいはアマチュア無線というようなものが該当すると考えられます。

○山花委員 つまり、そういう純然たる無線同士のやりとりについては、先ほど申し上げましたように、普通にオープンにされている、暗号化されていないものの通信のやりとり、これは恐らく発信している方も、だれかに聞かれるかもしれない、その前提でやっていると言つていいでしょうし、仮に本人が、いや、そんなつもりなかったと言つても、いやいや、そういうものでしょうという話はできると思ふんです。

ところが、内容を暗号化、つまり、何かスクランブルがかかっているなり、ブロックされているものというの、だつて、それはほかの人に知られたくないからブロックする、相手方にだけ到達させたいからブロックしているわけで、これに対しては現行のままですと令状が要らない。

つまり、実際やつていらつしやるかどうかはわかりませんが、それを傍受して、例えば漏示、窃用目的ではないと言つても、ブロックが何重にもかかっているのを一生懸命捜査の必要があるということとで解くということも、これは全く令状な

どの規制がないということなんでしょうね、法務副大臣。

○実川副大臣 委員御指摘のように、捜査機関が捜査の目的で暗号通信の復元を行う場合には、漏示、窃用の目的がないことになりすから、この場合は罰則の対象とはならないものと承知いたしております。

もちろん、捜査機関であるからといひまして、無限定に暗号通信を復元できるわけではありませぬし、あくまで捜査の必要性が認められる場合に限つて復元を行うことが許されるのでありまして、そのような必要性がない場合にまで暗号通信を復元することができないのは当然であります。

したがひまして、捜査機関が暗号通信の復元を行う場合には、捜査の必要性を十分に踏まえる必要があるものと考えております。

○山花委員 いやいや、それはでも当たり前の話で、そんな捜査の必要性がないことはやらない、あるからやると言ふんですが、そんなこと言つたら、令状主義というのには必要ないじゃないですか。

つまり、家宅捜索だつて何だつて、それは必要があつてやつていくわけですよ。ただ、それが私生活の侵犯に当たつたり、あるいは捜査機関の思い込みで、第三者が見れば、いや、ちよつと待てという可能性があるから令状というものをとつていくんであつて、これは今、令状なしでできる理由として捜査の必要性とかいろいろ言われたんだと思ひますが、これは民間人がやれば罰則があつて、別に捜査機関に何か罰則を設けると言つていふんじゃないんです。そういうケースについては、今直ちにとは言ひませぬけれども、令状なんなりを必要とするような形に改める必要があるのではないかと、そのことを指摘させていただきたいと思ひます。

繰り返しますけれども、要するに、もともと、は、恐らくは暗号化された通信というのがそれほど発達していなかつたころはそれでよかつたの

かもしませんけれども、今これだけの形になつていくわけですから、そしてこの法律の趣旨も、暗号化されているということはその送信者が秘匿したいということが客観的に明らかだからこそ、すべからず傍受して、漏示、窃用目的で内容を復元することを処罰するのではなくて、暗号化されたものに限定をして処罰をする、それは何でかといへば、秘匿性が高いからだ、こういうことなわけですから、それについては、令状要件等今後しっかりと検討されるべきだと思いますが、副大臣、いかがでしょうか。

○実川副大臣 今回の改正は、漏示または窃用目的でありまして、暗号通信の内容を復元する行為を無線通信の秘匿の漏示または窃用の予備的行為ととらえて処罰することでありまして、無線通信の秘匿に關します現行法の考え方を変更するものではございません。

○山花委員 いやいや、それはちよつとおかしいんじゃないかと思ふんですが、一応電波のことですから、総務大臣、何か、今議論を聞いていていただいて、時々うなずかれていたように私はお見受けしたんですけれども、どうお感じになりましたか。

つまりは、秘匿性がある、例えば総務大臣がどなたかに暗号化したシグナルを送つて、よもや立派な方ですから捜査の対象になられることはないと思ひますが、それを警察が令状なしに解読するというようなことが、幾ら捜査の必要性があるからといつて、これは法務省と少し協議されて、令状なりなんなり、新たな類型になるのか、あるいは、もともとの法案を私どもは賛成はいたしておりませぬけれども、通信傍受法のどこか一部改正すればなるのかわかりませぬけれども、そういうことを少し考えられたらいいかと思ひますけれども、通告はしておりますが、今の質疑を聞いていかがでしょうか。

○麻生国務大臣 あすは我が身と思つて聞いていたんですけれども、今、任意の捜査なら、多分現

行法でできるということになつていくんだと思ふんです。この種の話は、多分これから、今までの、通常、盗聴という電話だつたんだと思ひますが、その他の通信施設というものがこれだけ発達してくると、それに伴つてスクランブルをかけた、ファイアウォールをつけたりしてもいろいろ介入してくる可能性というのは高い。同時に、サイバー攻撃に対して警察もサイバー専用の警察官というのを養成せざるを得ないことになるぐらいですから、そういう状況にあることは間違いないんだと思ひます。

ただ、何となく気がついたらいつの間にか妻との秘め事も全部盗聴されていたなどという話は余り、気分としてはいま一つかなという感じが率直にします。今初めていきなり質問されましたので、感じだけを言わせていただければ、いきなり知らないところで、任意とはいへば一方的にやられていると言われて、何となくちよつとすつきりせぬかなという感じが率直なところですよ。

○山花委員 ぜひこれを機に、総務省と法務省とで、私は協議をしていただきたい、これは要望させていたきたいと思ひます。

法務副大臣、警察庁の方、御答弁いただきました。ありがとうございます。

ところで、また総務省の方にお伺いしますけれども、今回のこの電波法の改正によつて、電波の再配分ということが可能となりました。つまり、例えて言へば、電波のある周波数のところ、出入りがあるという形になるんですけれども、このことによつても、電波が有限であるあるいは希少性があるという特性に変化を来すものではない、このような認識でよろしいでしょうか。

○有富政府参考人 電波は、物理的に有限、希少であるということ、そのために、その有効な利用を図るために、例えばナロー化等の電波に係る技術開発は推進しておりますけれども、基本的な電波についての有限、希少性というものは変わらない、このように思つております。

○山花委員 放送法三条というのがあつて、政治

的公平性をうたっているわけです。これは、電波メディアといえども表現の自由がありますから、それに対する制限ではないかという憲法上の議論があつて、いや、放送法は憲法違反ではない、何となれば、ペーパーメディアと違って、有限、希少な公共的な性格もあわせ持っているというものである、多様な意見を伝えるというところで憲法違反ではないというような学術的な議論もございます。

つまりは、放送法第三条が公平性をうたっているというのは、そういった電波の特質からであるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○武智政府参考人 放送法第三条の二第一項第二号におきまして、放送事業者は、放送番組の編集に当たっては、政治的に公平であることとの規定によらなければならないとされているところでございますが、このような規定が設けられているのは、放送が、御指摘のように有限、希少な資源である電波を使用することや大きな社会的影響力を有するためであるというふうに理解をしているところであります。

○山花委員 ところで、過日、三月三十日の毎日新聞、あと朝日でも後日後追いの記事が出ましたけれども、山形テレビというところが、三月二十日に、自民党山形県連企画・制作の広報番組というものを八十五分間、CMもなしで流したということが、政治的中立に疑問である、こういった記事が出ております。

私も、これ何だろうということになりまして、ビデオを手に入れました見たんですけれども、なかなかのものであります。

第一部ということで、山形県選出の三人の衆議院議員の方、そして二人の参議院議員の方が、国会議員の座談会というのをやっております。この夏改選を迎える方もいらつしやいます。いわば全面的な自由民主党のPR番組なわけですけれども、中にはこんな一こまも出てきます。

ナレーションがあつて、額賀政調会長の絵が映るんですが、山形県の自民党県議会議員が大挙し

て東京の自民党本部を訪れたのは去年の暮れのことです。一行は、高速道路整備促進を求める今井幹事長を団長とする総勢十五人です。安倍幹事長の顔が映ります。一行は、額賀政調会長に続いて、幹事長室に安倍幹事長を訪ねました。自民党県議団は、県民の総意として、県政の発展に欠かせない東北中央自動車道と日本海沿岸東北自動車道の整備促進を安倍幹事長に強く訴えました。今度は古賀道路調査会長の顔が映りまして、この後、自民党県議団は古賀道路調査会会長を訪ね、新直轄方式による高速道路の早期整備を重ねて要望しました。今度は国幹会議の映像が映りまして、こうした、自民党県連挙げた取り組みが功を奏して、年も押し迫った十二月二十五日に開かれた国土開発幹線自動車道建設会議、国幹会議で山形県が要望していた高速道路整備計画道路二路線三区间が新直轄方式の第一次対象区間に指定されたのです。

まあこの後も随分続くんですが、こういった番組が流れたわけですが、ちょっと、そもそもの話で伺いしますが、山形テレビというのは、これは財団法人日本民間放送連盟というところに加入しておりますね。

○武智政府参考人 山形テレビは、財団法人ではなく社団法人であります。社団法人日本民間放送連盟に開局当初から加入しております。

○山花委員 済みません。社団法人ですね。その民放連の放送基準でも、第二章「法と政治」というところで、十一「政治に関しては公正な立場を守り、一党一派に偏らないように注意する。」という規定がされているわけですが、この放送基準については総務省としては承知をされているんですか。

○武智政府参考人 ただいま御指摘の条項につきまして、総務省といたしまして承知をしております。ところでございます。

なお、山形テレビはみずからの番組基準を定めているところではございますが、それを行うに当たりまして民放連のこの放送基準を準用しており、

この基準に従って放送番組の編集を実施したものと認識しております。

○山花委員 これは随分大きな記事が出て、その割にはどういうことだろうと思うんですが、これも、役所として山形テレビの方に事情を開かれたりとか、そういうことをしているんですか。もしそうしているのだとすると、山形テレビはこれは放送法上問題ないというふうにおっしゃっておられるんですか。その点についてお聞かせください。

○武智政府参考人 総務省におきましては、山形テレビから、御指摘がありました番組につきまして、これを放送するに至った経緯等事実関係の把握を現在しているところでございます。

そして、山形テレビは、放送法に規定されている事項でございまして、当然のことながら政治的公平の規定に抵触しないと判断して放送するに至ったのでありますが、現在、主として、そのような判断をするに至った経緯等について伺っているところでもあります。

○山花委員 山形テレビ側は、どういう理由で放送法に反しないというふうな主張をされているかというところは明らかにできませんか。

○武智政府参考人 ただいま申し上げましたとおり、現在まだ事情を聴取している段階にございまして、そのような前提を置いてお聞きいただきたいと思いますが、現在、総務省といたしまして山形テレビから説明を受けているところによりますれば、まず、山形テレビは次のような主張をしております。

企画が持ち込まれた段階で、山形県選出の国会議員を抱える民主党と公明党にも同様の番組の企画意図があるかどうかを打診し、機会の均等に配慮したこと、また、自民党一党の広報番組のため、他の党を誹謗中傷するような発言のないことを確認した、また、選挙を意識して特定の人物や政策を強調していないことを確認し、その他公職選挙法にも抵触しないと判断した等の報告でござい

繰り返して申し上げますが、現在事実関係を把握中という段階にある説明だというふうに御理解をいただきたいと思ひます。

○山花委員 民主党、公明党にはそういった説明があつたということ、企画を持ち込んだ形跡があるようですが、共産党、社会民主党に対してはどうだったかということは何らか山形テレビは言っていますでしょうか。

○武智政府参考人 そのようなことについての説明は受けておりません。

○山花委員 確かに、我が党の山形県連のところに村田営業局長、横沢課長がいらつしやつて、十二月二十五日に企画を持ち込んでおります。ただ、そのときには、まだ詰めた話ではなくて、また来るというような話のまま、先方は全くいらつしやることはなかったというわけでありまして、本当につくる気があつたのか、別につくつてくれと言つつもりもありませんが、ただ、その点があるんです。

民主党の山形県連には何か問い合わせ等をいたしましたか。つまり、山形テレビはそう言っているけれども、確かに企画が持ち込まれているようですが、けれども、一方の当事者がそう言っているだけで、本当に持ち込んだかどうかかわからないじゃないですか。公明党、民主党のそういうところにお問い合わせはしたんでしょうか。

○武智政府参考人 繰り返して申し上げますが、まだ御説明を受けている途中の段階であるという前提でお聞きをいただきたいわけですが、ただいまの質問にお答えをすれば、総務省といたしまして、民主党の方にお問い合わせをまだして

状況ではありません。

○山花委員 今回の放映に当たっては、この山形テレビというのはテレビ朝日の系列でして、テレビ朝日は番組審査室のようなところがあつて、それをチェックするところがあるんですが、そこに持ち込まれたのかどうか、あるいは、持っているだけどもだめだと言われたのかどうか、そういう

たことについては情報は入っていますのでしようか。

○武智政府参考人 まだ十分に事実は確認できておりませんので、これ以上お答えは差し控えていただきますと思います。

○山花委員 そうおっしゃいますが、三月二十日に放映されて、新聞には三月三十日に出ているわけでありまして、実際、私もこの中身を拝見いたしましたけれども、県議会の様子であるとか、随分周到につくられておりまして、つまりは、随分と前からこれは準備されていたのではないかと思われますし、さらに言えば、五分、十分であれば深夜帯にでもちよつと売り込んでいって、だめだったら何かパーティーのときにも使おうとか、何とかしようがありますけれども、八十五分ですから、これは明らかにもう放映されるというような前提がなければそもそもつくりようがないような中身になっているわけですね。

この点について、例えばどういった経緯でこれが山形テレビの方に持ち込まれたのか、あるいは、企画会社とはどういう話になっていたのか、こういうことについてもまだ事情は聞いていないのでしょうか。

○武智政府参考人 私どもが現段階で把握している事実によれば、この番組は自民党の山形県連と企画プロダクションとの間で制作をされて山形テレビの方に持ち込まれた、いわゆる持ち込みと称するようでありまして、そういった種類の番組であるというふうに承知をしているところでもあります。

○山花委員 とにかく、ちよつと委員長、先ほど来、何かよくわからない話とか答えられない話とか、当然私は、でもそれぐらい聞いていてもいいのではないかなという話がお答えいただけないんですけれども、これは、山形テレビの例えは関係者の方、ぜひおいでいただいております。ぜひ理理事で協議をしていただきたいと思います。

○佐田委員長 調査中であるということの答弁が

ありますけれども、この件につきましては、今調査を続行中という話もありますので、理事会で後ほど協議をさせていただきます。

○山花委員 ぜひよろしくお願いをいたします。また、ビデオもございまして、もしよろしかったら理事会の場でごらんいただければ、このように思うんですけれども。

総務大臣、これは一応放送法で政治的公平性という話を書いてあるわけで、私はちよつとこれはいかがなものかと思うんです。

つまり、総務大臣、御党のホームページを開きますと、トップのところから「インフォバック」というところに行きますと、テレビ朝日の報道問題について、随分とこういうことは問題じゃないかというのを党としてもやられているわけですから、今回のこのいうことを単に追従するようになっていますが、放送法上、これは好ましくないのではないかと思っておりますが、この点、いかがでしょうか。

○麻生国務大臣 私もちよつと「山形テレビ 自民制作番組放映」という新聞を今拝見していたんです。

これは一般論としてしか言えないところだと思いますが、法令上、政党作成の広報番組というものは、直接禁止する規定はないんですよ。これは読んでいただいたらわかりますように、政党が持ち込んでおられます。

その中で、例えば民主党を非難しておるとか、そういうようなことはあるかというところ、一応多分チェックをしたとは思いますが、ちよつと、そういうところがないとそれは放映し

ていいかという規則はない。そこで、公平性ということになるものだから、多分、どうですかと行つた。共産党は来なかったじゃないかと言われますけれども、共産党は山形県で選出されている国会議員が多分いないからという理由なんですよ、だと想像だけはつくりますけれども。

いずれにいたしましても、これは、基本的には放送業者が自己責任において判断すべき種類の話

なんだとは思いますが、基本的には、放送法というのがある以上、公平性を欠かないように配慮するということは極めて大事なところだとは思っています。

○佐田委員長 時間が来ております。

○山花委員 はい。

先ほど申し上げました御党のホームページには、ニュースステーションのあの例の閣僚名簿の件について、「菅内閣」の閣僚名簿の発表というニュース報道に名を借りて、その実質は、民主党をPRする内容となつていた。こういうような大変非難めいたことが出てくるわけですが、一方では、お金を払って持ち込めばいいという話、私は、ちよつとおかしいのではないかと、この点について、ぜひまた今後理事会でも御協議いただきますことをお願い申し上げます。

○佐田委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。

今回の電波法の改正には、昨年の電波法改正時に本来盛り込むべきものが含まれておりました。先ほど、冒頭の大臣の補足説明にそのことを述べられておりましたが、大臣は「カ所しか具体的には触れておりませんが、全部で四カ所はある」というふうに承知をしております。経過を聞いても、局長も知らなかったという改正漏れ部分を差し込んだという部分がどこなのかというのを示してください。

○有富政府参考人 今回の電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案におきましては、今先生御指摘の点の、メーンが四点ばかりござい

ます。技術基準適合証明を行う登録機関の業務規程について、現在なお認可制となつておりますので、これを届け出制に改める。それから、登録点検事業者の承継の届け出に際しまして、住民基本台帳ネットワークの情報で本人確認できるようにするという。それから、本年四月一日付で、独立

行政法人通信総合研究所の独立行政法人情報通信研究機構への改組に対応する改正を行うということ。それから、電波監理審議会への諮問規定、これは、前回は総務省令ということで、必要の諮問事項となつておりましたが、法律改正によつてそれがなくなりましたので、その部分についての諮問規定を改める、こういうことでございます。

○塩川委員 実際に、登録証明機関について、これまで認可だったものを届け出にする、我々とするその点については異論があつて、前回も反対をしたわけですが、そういうふうな法改正をされて届け出で済むものが、改正されなかったために認可の手続をとらなければならなかった、そういう機関が三つもあつた、いわば実害も出ているというのが現状でもあります。極めて重大であるわけで、法案の不備について大臣が補足説明をされ、この場で陳謝をされるなど、近年では前例がない話だということに承知をしております。

大臣にそこで改めてお聞きいたします。昨年の法改正で重大な瑕疵があつた問題に加えて、その誤りを率直に言えば隠し通そうとしたという意味でも、二重に許しがたい重大問題であるわけで、大臣として、改めてこの点についての立場をお聞きたいと思つてます。

○麻生国務大臣 先ほど有富の方から答弁を申し上げましたとおり、遺憾ながら、昨年の電波法の一部を改正する法律案におきまして整備漏れというのがありますのは明確でありまして、これは、法案作成時の確認が十分ということだろうと認識をいたしておりますので、今おっしゃる点は率直にそのとおりだと思つております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○塩川委員 今後こういうことがないように、重ねて申し上げるものです。

そこで、無線LANのセキュリティ問題について質問させていただきます。今回の法案は、無線LANの普及を促進する、そういう上での幾つかの整備を行つていくものに

もなっておりますけれども、この無線LANについては、政府や自治体にもかなり導入をされてきております。

朝日新聞の二〇〇二年の十二月二十五日付の夕刊に、「役所無線LAN簡抜け」という記事がございました。こちらの方でも紹介をされておりましたけれども、「インターネットで誰でも無料で手に入れられる」「探索ソフト」を使い、霞が関などで庁舎の外の公道から、無線LANの電波を「探った」ということで、かなり聞くことができた。

実際には、気象庁ですとか経済産業省、外務省、農水省の無線LANに暗号がかかっておらず、自治体では、東京都の病院経営本部では、患者の情報まで漏れ得る状況だったというふうに報じております。気象庁では、パソコン内にあるシステム設計図や議事録、契約社員勤務状況などの情報を読める状態だったということで、ゆゆしき事態であったわけでありました。

そこで大臣にお聞きいたします。政府や、特に自治体で、こういった情報が無線LANの管理のずさんさから外部に筒抜けとなるような事態は決してあってはならないと思えますけれども、大臣の御見解をお伺いします。

○麻生国務大臣 これは、言われるまでもなく、地方公共団体の情報に対するセキュリティの対策の一部なんだろうと思います。基本的には、地方公共団体のセキュリティというのは、各地方団体でそれぞれ独自で行っておられる部分も多々ありますし、共同でやっておられるところもあります。が、少なくとも、セキュリティということに関しては、これは極めて大事ですよ、しかも、いろいろな意味で、役所の情報が漏れに過ぎないような状態というのは、これは影響が大き過ぎますからということはいろいろ申し上げて、いわゆるその原因が無線LANであろうとなかろうと、とにかく情報が漏えいをするということ自体が問題な

んですから。

こういった意味を含めまして、情報が無線になる、またワイヤレスになるということによつて外部から傍受等々がしやすくなり得る可能性というのをできる限り抑えるというのは当然の責務なんであつて、注意喚起を促すと同時に、対策を向上させないけませんので、そういった必要な取り組み、支援等々につきましては、総務省といたしまして、積極的に発言をすると同時に、支援を進めているというのが現状であります。

○塩川委員 大臣のお話にありましたように、こういった問題について、当然のことながら、喚起を促し、支援策も行うということであるわけです。

そこで、現実がどうなっているのかということなどを把握されているのかお聞きしたいわけですが、市町村において無線LANがどれだけ普及しているか、市町村において無線LANをどれだけ現時点で使用しているか、これについてどのように把握されておられますか。

○皇中政府参考人 お答えいたします。

地方公共団体の無線LANの普及状況についてのお尋ねでございますが、私も、毎年四月一日現在で、地方公共団体の情報システムとか、情報セキュリティポリシーの策定状況等について調査を実施しております。

これは、地方公共団体における行政情報化の進捗状況に関する全体像を把握することを目的としておりますので、市町村における無線LANの普及状況につきましては、現在まで調査対象としておらず、当省では個々の数値は把握しておりません。

○塩川委員 大臣も、喚起を促す、支援もしていくとおっしゃりながら、現場の方では実態も把握をされておられない。

では、重ねて聞きますけれども、無線LANについて、暗号化はされているかどうかということも当然のことながら承知をしていないということですね。

○皇中政府参考人 お答えいたします。

大臣が先ほど御答弁された補足になります。私も、無線LANのセキュリティについての支援の一つとして、地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインというものを示しておりました。現在、このガイドラインに基づきまして、市町村が個々具体的なセキュリティポリシーを策定しているという状況でございます。

そのガイドラインの中で無線LANについても触れておりました。ちょっと読み上げますと、「無線LANの導入に当たっては、重要性分類Ⅱ以上の情報資産を送信する際には経路を暗号化する等、十分な漏洩防止対策を実施しなければならぬ」というようなことが書いてございます。

ただ、先ほど申しましたように、個々の無線LANの導入状況とか、ガイドラインの実施状況については、ちょっと現在のところは把握していないということを申し上げたわけでございます。

○塩川委員 今回の法改正に当たるように極めて重要な問題だからこそ、自治体における無線LANの使用の状況についても把握するべきだし、暗号化が施されているかどうか、ガイドラインでそういうふうに表示しているわけですから、把握するのは当然であるにもかかわらず、そういうことが行われていなかった。極めて重大であります。

今おっしゃられた、自治体向けに情報セキュリティポリシーのガイドラインを出しておられるということですが、そもそもガイドラインをつくったのはいつで、無線LANの項目を入れたのはいつか、その点、お答えいただけますか。

○皇中政府参考人 お答えいたします。

ガイドラインをつくりましたのは、たしか平成十三年でございます。十五年に一部改正しております。無線LANの項目を入れたのは、十五年の三月に一部改正した折に入っております。

なお、これまで調査していないという御指摘でございますが、私も、毎年一回、調査することにしておりますので、状況に応じて必要な調査を

実施することについて検討していきたいというふうに考えております。

○塩川委員 では、この四月一日の調査には、無線LANの使用状況、暗号化の状況についてという調査項目は入っているんですか。

○皇中政府参考人 お答えいたします。

平成十六年四月一日現在の調査については、今調査項目を検討しておりますので、御指摘を踏まえ、必要な項目について検討していきたいというふうに考えております。

○塩川委員 当然のことながらそこを入れるというところでよろしいですね。そこだけ確認を。

○皇中政府参考人 必要な調査を実施することについて、検討していきたいというふうに考えております。

○塩川委員 入れるのか入れないのかよくわからないような答弁ですけども、きちっと入れてもらいたい。

その上で、そもそも、ガイドラインをつくったのは平成十三年、二〇〇一年のことであるにもかかわらず、無線LANの項目が入ったのはその二年後の平成十五年、二〇〇三年三月という点では、無線LANについての傍受の危険性の問題とかという認識は総務省自身に欠けていたんじゃないか、このことはやはり大問題だということを指摘せざるを得ません。

そうしますと、今セキュリティポリシーの話がありましたけれども、無線LANの項目が市町村のセキュリティポリシーに反映している、市町村がつくったセキュリティポリシーの中に無線LANのことがきちっと書いてあるというのがどのくらいの自治体数あるのかということは把握されていないわけですか。

○皇中政府参考人 お答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたように、私どものガイドラインには無線LANを記述しておりますが、それに従って個々の自治体のセキュリティポリシーにそれが入っているかどうか、ガイドラインに示しておりますので入っていることは存

じますが、それを毎年調査項目としては掲げてこなかったということでございます。

今後の調査については、その項目を含めることについて検討してまいりたいというふうに考えております。

○塩川委員 そういふ点でも極めてずさんだと思います。

そこで、幾つか数字を教えてください。なんですが、市内LANのある市町村数が幾つなのかということ。それから、セキユリティーポリシーを持つている市町村数が幾つなのかということ。それから、いわゆる情報統括する責任者、最高情報統括責任者、CIOと名づけているそうですけれども、これがある市町村数はどれくらいか。お願いします。

○農中政府参考人 お答えいたします。

幾つかお尋ねがございます。

まず、市内LANの設置市町村数でございますが、昨年の四月一日現在の数字でございますが、二千九百十九団体、全市町村の九〇・八％。それから、情報セキユリティーポリシーの策定市町村数は、これも昨年四月一日現在ですが、千八百二団体、全市町村の五六・三％。それから、情報統括責任者、いわゆるCIOの任命市町村数でございますが、五百五十五団体、全市町村の一七・三％でございます。

○塩川委員 セキユリティーポリシーがある市町村数が五六・三％というのは、昨年の四月一日の数字ですか、ちよっとそこだけ確認したいんです。

○農中政府参考人 お答えいたします。

セキユリティーポリシーにつきましては、ことしの一月一日現在で追加調査しております、その五六・三％という数字はことしの一月一日現在の数字でございます。どうも失礼をいたしました。

○塩川委員 私が聞きしているのは、昨年の四月一日では二九・五％ということで、確かにことしの一月まででセキユリティーポリシーのある

市町村数がふえている。

もともと、総務省の方で電子自治体の推進のガイドラインをつくっておられて、市内LANについても御推奨しているわけですね。市内LANは、地方公共団体の業務の電子化、ネットワーク化を推進するための基盤となる最も基本的な情報システムであり、早急に整備することが必要であると強調しておられます。

ですから、市内LANを後押しするなど、電子自治体について大いにおおって進めていこうということがありながら、そのセキユリティー対策の方については無線LANの実態も把握していない。こういうところであらわれているように、極めておそろなままだ。そういう点で、そもそも総務省の姿勢がセキユリティー対策で極めて立ちおくれているということ率直に指摘せざるを得ません。

私、改めて大臣にお伺いいたします。

こういう自治体の無線LANの実態についても即刻実態を把握され、万が一暗号がかかっているようなものあれば、これについてきちんと対応してもらい、こういうことを行うべきだ、そのように率直に思いますが、いかがでしょうか。

○麻生国務大臣 市内LANの方が、今申し上げましたように約九〇％を超える、あれから一年たっておりますので、さらに上がつてはおると思いますけれども、無線の方につきましては、今御指摘のありましたように、まだまだその段階まで至っておりぬという点は多々あるところだと思います。こちらの無線LANの方が今後使われる比重が高くなる可能性があると思いますので、十分にその点を勘案して指導していきたいと存じます。

○塩川委員 私、政府、それぞれの省庁、聞きますと、今、無線LANについて原則禁止する、総務省さんも含めて、国土交通省などもそういう状況になっていきますよね。そういう点では、セキユリティーの問題についてはかなり重視をされておられるわけですから、市町村について、自治体につ

いてのそういう対応、セキユリティー対策に万全を期すという点での総務省としての指導の方をよろしくお願いしたいと思えます。

次に、今回の法改正で電波の再配分を行うに当たり退席することになる百近くの無線局のために詳細な検討を行っておられて、その中で給付金の支給まで行うということで、私、一方で、十分議論がされているのかどうか、このことが問われている、同じ電波の再配分を求める計画であつても、地上放送のデジタル化の問題、ここ十年弱で一億台の受信機の入れかえが必要となるこの地上放送のデジタル化について、どれだけ真剣な検討が行われたのかという点について質問をしたいと思えます。

三月二十三日の総務委員会で田端副大臣が、今テレビの買いかえというのは、通常、平均的に八年と言われている。そうしますと、二〇〇三年からデジタルが始まったわけですから、ちよつど八年ということになれば二〇一一年ということですが、それなりに一つの寿命といえますか、買いかえの自然な流れができるのではないかな、こういう感じがするわけでありまして述べておられます。当然のことながら、テレビの買いかえサイクルにも見合った形で二〇一一年というのは妥当なんじゃないかというお話だと思ふんですけれども。

そこでお伺いします。

このテレビの買いかえサイクルが八年とする根拠は何なのか、お示しください。

○武智政府参考人 副大臣がお答えをいたしました通常、平均的に八年という年数でございますが、これは主として、テレビの買いかえサイクルについての業界団体の予測に基づいて総務省が採用しているところでございます。

○塩川委員 この業界団体の、どういう予測のデータでしょうか。お示しください。

○武智政府参考人 社団法人電子情報技術産業協会において行われました「AV七品目世界需要予測 二〇〇五年までの需要展望」というものでござ

ざいます。

○塩川委員 いわゆるJ-E-I-T-Aのことだと思えますけれども、このJ-E-I-T-Aの需要展望で、では具体的にどういふふう買いかえサイクルについて指摘をしているんですか。

○武智政府参考人 そのまま読み上げさせていただきます。

カラーテレビの買いかえサイクルは、通常八年ないし十年程度と言われている。日本のテレビ需要は九五年から九七年にかけて一つのピークに達しており、三千万台以上出荷されている。地上波デジタル放送が開始される二〇〇三年から二〇〇六年は、九五年から九七年にテレビを購入したユーザーの買いかえ時期に当たするため、デジタルテレビへの買いかえがさらに促進されることが考えられる。

以上でございます。

○塩川委員 私、その点、J-E-I-T-Aの事務局に問い合わせてみました。

八年から十年という買いかえサイクルの根拠は何ですか、あるいは、業界団体としての調査はされておられますかとお聞きしたので、J-E-I-T-Aの事務局からは、J-E-I-T-Aとしての調査は行っておりません、この数字は内閣府の消費動向調査がベースとなっているというふうにおっしゃっておられました。

この点は確認されていますか。

○武智政府参考人 御指摘のありました内閣府の調査についても承知しているところでございますが、いわゆるJ-E-I-T-Aが内閣府のものをもとにしたかどうかについては、当該団体に対して確認をしているわけではございません。

○塩川委員 総務省として買いかえサイクルが八年だと言っている、その大もととなつてJ-E-I-T-Aのデータについてのバックデータも確認をされておられず、受け売りで国会の答弁をされているということになりますよね。私、テレビの買いかえサイクルということでは

から、経済産業省にお聞きしますが、家電リサイクル法を所管されている経済産業省として、テレビの平均使用年数は何年というふうに把握をされているのか、この点を確認したいと思えます。

○岩田政府参考人 お答えさせていただきます。

カラーテレビの使用年数、ただいま委員御指摘がありましたとおり、内閣府の消費動向調査、ここに使用年数の数字がございします。その時々の使用状態等々で相当ばらつきが見られますが、平成十年から平成十五年の数字で、平均使用年数が八・八年から十一年、直近の平成十五年十二月、これが最新の調査でございしますけれども、この調査では十・三年となっております。

○塩川委員 十・三年なんですよ。十年なんですよ。全然、八年という数字は、率直に言って根拠がどこにもない。田端副大臣の買いかえ八年という答弁には明確な根拠がない、あるとすれば又聞きの話だ、こういうことでよろしいですか。

○武智政府参考人 まず、総務省といたしましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、その業界団体が公表しているデータを用いて、その中から主としてそれに基づきまして採用しているということでございますが、一つには、やはり業界団体としても責任を持った数字を出しているんだらうという前提がございします。

それから、加えまして、御指摘のありました点につきましてですが、ただいま経済産業省からも答弁がございましたとおり、各種のテレビの使用年数につきましては調査があるところでございします。平均使用年数については、今御答弁のあったように十・三年とする調査もある一方、例えば、一世帯当たり年間テレビ購入台数でありますとかテレビを購入した世帯割合といった数字もあるわけでございます、こういった数字を使えば、例えば、買いかえサイクルは約九年、短いもので六年という数字も出てくるわけでございますので、こういったものを総合的に判断をして、八年ということで総務省としては考えているということでございます。

○塩川委員 その辺の数字は後でまた教えていただくと思うんですが、例えば、一家に一台しかテレビがないような世帯、お年寄りだけの世帯で、そういう一家に一台しかないような世帯でのテレビの買いかえサイクルというのは調べたことがあるんですか。アナログからデジタルに変わるときに、アナログだけ持っていたら映らないわけですから、一台しかテレビを持っていなかったような世帯のテレビの買いかえサイクルというのは調べたことがあるんですか。

○武智政府参考人 これまで、テレビにつきましては、今回のように、アナログからデジタルに交換するというような抜本的な変革というものはなかったわけでございますので、これまでの経験というものは今のところにはないわけでございますが、今先生がおっしゃいましたように、一台しかない家庭云々という特別な調査というものを総務省としてはしているわけではなく、信頼できる業界団体ないし政府関係機関の調査に基づいて採用したということでございます。

○塩川委員 白黒からカラーになるときは白黒テレビでも映るわけですが、今回はそういうことがないわけですね。二〇一一年の時点でのぐらいいの世帯でアナログテレビを持っているか、そういうことだとして実際に調べていないわけでしょう。そういう意味でも、今回の、二〇一一年にアナログ放送の打ち切りというのは大変重大な問題ををはらんでいる。

大体、経済産業省にちよつとも一回聞きますけれども、家電リサイクル法の事業者、消費者の責務の項目で、消費者の努力義務とされている該当箇所には何と書いてありますか。

○岩田政府参考人 お答えいたします。

家電リサイクル法第六条、今委員の御指摘のありました「事業者及び消費者の責務」という条項でございますけれども、「事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努める」という規定がございします。

○塩川委員 消費者に対して、一方では長く大事に使い、捨てないようにしろと言っておきながら、他方では十年使えるテレビを八年とかで買いかえろと言っているのは、これはもう筋が通らない。国民にむだ遣いをしろ、物を大切にしろなどというのが総務省の立場なのかと率直に言わざるを得ない。

リサイクル社会にも逆行し、膨大な国民負担を強いる現行の二〇一一年のアナログ放送停止による放送移行計画の見直しを強く求めて、質問を終わります。

○佐田委員長 次に、横光克彦君。

○横光委員 社民党の横光克彦でございます。

質問させていただきます。私、まず最初に、電波障害についてお尋ねをいたしたいと思ひます。携帯のすさまじい普及、そしてまた、全国あらゆるところで携帯が使用できるという時代になつたわけでございますが、それでもなお、地方、過疎地におきましては、中継局がないために、まだ携帯が使えない地域もございします。また、中央、都会地ではそういったことがもうないのか、このように思っております。やはり都会地は都会地でさまざまな電波障害が起きています。

御案内のように、とりわけ地下では、多くの方も経験されたかと思いますが、なかなか携帯が通じない、それで緊急のときにはわざわざ地上に出て携帯を使用するという経験もあらうかと思ひます。また、それと逆に、今度は、地下ではちゃんと通じたにもかかわらず、地上へ出るとぶつんと切れたりするようなことがある、いわゆる逆転現象ということもあるんですね。

この原因は、いわゆる携帯電話中継装置、いわゆる増幅装置、これが設置されているがためにこういった電波障害が起きています。当然、多くの利用者は迷惑をかけるわけでございます。

この数が現在異常な形でふえているというようないふ気はしてなりません。東京だけでも一万台に達

するんじゃないかという見方もあるわけでございますが、違法の中継装置の蔓延を許してしまひますと、いづどんな形で通信障害を引き起こすかわかりません。どのような対策を講じておられるか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○有富政府参考人 先生御指摘のとおり、違法な携帯電話の中継装置による通信障害の問題、これを解決することは極めて重要だと思ひしております。そのために、違法な無線局を取り締まるということはもちろん、こういった需要にこたえるべく、携帯電話事業者による正規のサービスが提供されることもまた必要であるというふうに考えております。

そこで、まず違法な携帯電話中継装置の蔓延を防ぐということを目的とした取り組みといたしましては、微弱の無線局を除いて、電気通信事業者以外の者が携帯電話中継装置を設置、運用する、そういったしますと、これは電波法違反であるということを示すパンフレットを繁華街等を中心として配布しております。

次に、携帯電話サービスへの干渉、つながらないということに関する申告を受けた地区、これを中心といたしまして、違法な携帯電話中継装置の探索、それと設置者への撤去の指導、こういったものも進めているところでございします。

特に現在、東京、名古屋、大阪地域での繁華街を中心といたしまして、電気通信事業者の協力を得て設置場所の探知を進めておりまして、悪質な設置者に対しては告発も含め厳正に対処する、こういうことで取り組んでおるところでございます。

次に、サービスエリアの関係でございますけれども、携帯電話事業者において可能な限りその拡大に努めておられるわけですが、これをより充実するために、低廉な中継装置の開発にも取り組んでおるところであります。

さらに、総務省といたしましては、地下街等の電波が遮へいされている公共的なエリアにおきましては、携帯電話サービスが利用できるように、

中継装置が整備される際に、設置費用の一部を補助する事業、電波遮へい対策事業と呼んでおりますが、こういったことを進めておるところでございます。

○横光委員 取り締まりはもちろん私は大切だと思います。そういった趣旨で最初質問いたしました。

しかし、これは取り締まりだけで果たして済むのかという問題もあるんですね。つまり、電波が届かない地域の解消、これなくしてこの根本解決にはならないと思うんですね。

やはり、大都会の地下街の人たちがなぜ違法と知りながらそういった中継装置を設置するのか、これは、私は悪意はないと思うんですね。みずからいわゆる利用者に對するサービス。それほど携帯の需要が高まっているわけです。

地下で携帯ができるというのが、今や地下で店舗を持つている人たちにとっては大変なセールスポイントでもあるわけですね。これがあるないによって大きく営業収入にもかかわってくる、いわば死活問題にも通じるような問題である。それで、違法と知りながらもあえて設置する。そして、お客さんの利便を図る。悪意はないわけです。結果的に、それが地上の人たちには弊害を、障害をもたらすということになるわけです。そういうことを考えますと、ただただ取り締まりでいいのか。

後半お答えになられましたように、やはり電波が届かない地域を解消していく努力、そのためには、電気通信事業者に低廉な装置を開発するように奨励しているということですが、これをやはり広げていって、地下でも使用できるように、そして、そういった違法な装置を設置する必要がないように、これが取り締まりと同時に大変重要なことであると思います。

この共同開発がいろいろやられていると思います。このことは、相当共同開発によって低廉な形で進んでいると思うんですが、それが、なおそういった問題を解消できないところにはどういった

問題があるんですか。低廉化は進んだが、まだ問題があるということだと思んですが、そのところはどのような点があるか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○有富政府参考人 こういった事業につきまして、いわゆる民間主導という原則で進めておりますので、民間の企業の方々が採算に合うという限りの範囲で最大限努力をされている。私どもとして、その努力を引き続き促したい、こういうことしかないかと思っております。

○横光委員 ぜひ、こういった問題は、本当に利用者が、これだけ需要が高まっているだけに、こういった違法な状況が起きないような環境整備を図るよう御努力をいただきたいと思ひます。

次に、サイバーテロについてちよつとお尋ねいたします。

テロにも、爆弾テロあるいは生物テロ、いろいろあるわけですが、コンピュータシステム等を攻撃して社会を混乱に陥れるいわゆるサイバーテロの発生も大変危惧されております。特に、国民生活の基盤となつておりますインターネット機能を麻痺させてしまえば、社会経済への影響ははかり知れないわけですね。

一昨年十月二十二日に、インターネットの心臓部に当たりますいわゆるルートサーバー、ここがDOS攻撃を受けた、障害を受けたということでございます。これは、世界じゅうで十三あるルートサーバーのうち、日本を含む九つが攻撃を受けて、処理能力が低下するなどという障害が起きました。幸い、ほかのサーバーが正常に作動したために一般利用者に影響はなかったということでございます。しかしながら、一歩間違えれば、これは危うくインターネットを基盤から覆す危険性があつたと言われております。

その一昨年あつた大きなルートサーバーの攻撃以外にもそのような攻撃がその後あつたかどうか、ちよつとお聞かせいただけますか。

○有富政府参考人 今先生御指摘のいわばインターネットの心臓部に当たりますルートサーバー

に對するDOS攻撃でございますが、一昨年の平成十四年十月二十二日以降、サービスに影響を及ぼすような意圖的な攻撃というものは観測されていないというふうに承知をしております。

○横光委員 それは本当によかつたと思ひます。しかし、一回こういうことがあつたということはこれから起きかねない。そういった意味では、これの防止策というものが必要になつてくるであろう。

とりわけ、これは国際的な連携を図つていかなければならない。前回あつたときには、やはり国際的にそれぞれ残つたルートサーバーが機能を果たしたためになかなか見つからなかったわけですから、そういった意味で、国際的な連携をテロ対策としてどのように行つておられるか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○有富政府参考人 まず、我が国でございますけれども、我が国に設置されておりますルートサーバー、これは一つあるわけでございますが、そのセキュリティに對しましては、大きくいいますと、五點ばかりの対策がとられております。

一つは、まず、具体的な設置場所は非公開とする。

それから、同じ機能を有するいわゆるミラーサーバーと呼んでおりますけれども、そのミラーサーバーを別の場所に設置するなど地理的に分散をする。例えば、東京以外に大阪に置くというようなことでございます。

三つ目は、個別の設備に負担がかかりサービスが低下することを防止するために、複数のサーバーを設置して、各サーバーの処理能力を増強する。

四つ目でございますが、個別事業者のネットワークにふくあいがあつても、その他のネットワークが影響を受けないように、多様な事業者のネットワークとの直接接続をする。

五つ目が、トラフィックを常時監視し、異常の際にはトラフィックを規制するなど、迅速に対処する。

こういった、大きくいえば五つの対策がとられております。

なお、こういったことは、日本以外の十二のルートサーバーにおいても同様の対策が行われているというふうに承知をしております。

また、国際的な連携でございますが、この十三のルートサーバーの運用者、これは今申しましたようなミラーサーバー等を国を超えて設置するといったような世界的な分散配置をする、それによつてリスクを分散する。それから、監視体制の強化や運用者間の緊密な連絡を図るといったようなこと等につきまして、常日ごろ取り組んでおられるものというふうに認識をしております。

こういった経済社会の基盤として、インターネットを含めた情報通信ネットワークの重要性は高まる一方でございますので、これは産学官の協力のもとに、その安全性、信頼性について積極的に取り組んでいくべき課題というふうに認識をしております。

○横光委員 今御説明がありましたように、本当にルートサーバーを中心に二段、三段、四段階構えで対策をしているということ、なおセキュリティを高めるための御努力をさせていただきたいと思つております。

次に、コンピュータウイルスについてお尋ねをいたしたいんですが、インターネット利用者がウイルス被害に遭うケース、これはもうさまざまの形で広がつておりますね。

十五年度の情報通信白書では、個人の被害は、平成十四年度で三百八十四億円に上つています。大変な被害でございますが、これは個人だけで、企業を含めると膨大な金額になるんじゃないかというぐらいウイルス被害が広がっているわけです。

個人のインターネット利用者でのウイルス対策の実施率、つまり、ウイルスチェックソフトの導入、これが三一・八％、プロバイダー等によるウイルスチェックサービスの利用が一四・二％となつていて、一方、何も行っていない者が三三・六％、全体の三分の一。このような状況では、ウ

イルスは物すごいスピードで物すごい広さに広がる状況からすると、本当に大丈夫かなという状況だと思ふんですね。

個人のインターネット利用におけるウイルス被害のこれから傾向、どのように総務省としてはお考えなのか、まず御認識をお聞かせいただきたいと思ふんです。

○鈴木政府参考人 お答え申し上げます。

今先生御指摘のとおり、コンピュータウイルスによる感染被害につきましては、従来はメールに附属している添付資料をみずから開くことによつて感染するというふうなものが主にございましたが、最近では、インターネットに接続するだけで自動的に感染してしまうというふうな、いわば悪質な事例も大分出てきております。

今後、あらゆる場面でインターネット利用が急激に拡大し、また残念ながら、セキュリティ対策を完全に実施していないパソコンも一部ふえておまして、さらにその上に常時接続ということになりますと、ウイルス被害の拡大が懸念されるというふうな私どもも考えております。

○横光委員 今、ウイルス被害の拡大が懸念されるというお話でございました。であるならば、これに対するやはり防御対策というのが必要になってくるわけですね。

例えば、個人のインターネット利用者は、いわゆるウイルス対策のソフトを使っている。しかし、これを使つても、また別なウイルスが発生すれば効果がない。そうすると、また新たなソフトが必要になる。こういった状況に個人は追い込まれる。つまり、万能の薬がないように、万能のウイルス対策のソフトというのはないわけですね。となりますと、防御の改善の策としては、プロバイダーのウイルスチェックサービスというのが非常に重要になってくるんじゃないかという気がいたします。

今お話しのように、私は、大変悪質な行為だと思ひますし、何らかは本人にとってプラスになるわけではないにもかかわらず、こういったウイ

ルスをまき散らす、つまり、愉快犯ですからいかんともしたい。これは例えて言えば、伝染病とかあるいは鳥インフルエンザと同じようなものだ。鳥インフルエンザは、まだ隔離してちゃんと対策をとればそこですとあります。ところが、このウイルスはそんなことではとまりようがない。物すごい勢いで広がるということは、これからかなり社会的問題にもなりかねない。

ということを考えますと、相当の防御対策が必要になってくるんではなからうか。つまり、プロバイダーの皆様方にウイルスチェックサービスの設置、私は、これの提供を義務づけるべきじゃないか、義務づけるというのは大変でしょうから、何とかしてプロバイダーのウイルスチェックサービス提供というものを物すごい形で奨励しないと、これはもう個人では防ぎようがないような状況にきていってしまうんです。ですから、そこでせめて、まず改善の防御対策をつけていくべきじゃないか。

恐らく、相当のプロバイダーがそれを提供してありますよ。提供してはいますけれども、まだまだ有料であったり、あるいは十分でない。そういったことを考えますと、こういったプロバイダーに対する奨励の方針はどのようなようになっておりますか。

○麻生国務大臣 今、横光先生、御指摘にありましたとおり、インターネットに関して、ウイルスという話は、これはどなたも、一度ならず、大なり小なりの被害をそれぞれ受けられた経験がおありだと思ひますけれども、さらに複雑化しておりますことも事実でありまして、従来のものではなかなかうまくいかなくなってきております。今御指摘のように、義務づけるべきではないかという御指摘もあつておられますが、ただ、やはりプロバイダーの方も、ちよつと商売柄、きちんとしたウイルスチェックをやりますというサービスをつくつてくれることによつて自分たちのところのプロバイダーを使つてもらえるという、いわゆる経済原則がそこに働いておりますせいもあるんだと思ひ

ます。基本的に、今プロバイダーの約七〇％がこういったような形でサービスを提供しておられるというのが実態であります。格安だったり、料金はいろいろなんですけれども、また、その料金によつても、こつちは料金が安いからいいと限るか、この選択は使われる方にあると思ひます。安いからいいかげん、高いから確実というほどのものでもありません。

ただ、いろいろな意味で競争が猛烈に進んでおりますので、確実に義務づけをいたすまでの段階でかなりずつとその種のサービスが進んでおるといふ現状を考えた上で、今後とも、今言われたような、ルーターに直接大量に起きたときなんというのはどうするかという点、これは改めて業界団体等々ときちんと詰めていかなければならぬところだといふ感じはいたしております。

安全性の確保というのは、今後とも真剣に取り組んでいかねばならぬのだと思つております。

○横光委員 どうぞよろしく願ひいたします。時間が参りました。民主党の武正さんにも質問の予定でしたけれども、大変申しわけございせん。ただ、もう質問はこれで終わりますが、一言、ちよつと御意見を申し上げさせていただきます。先ほど山花委員のお話ございましたように、山

形テレビでの自民党制作の番組放映、これは大変私は問題があると思つております。放送法の第三条の二には政治の公平性というものがはっきりと規定されておりますし、これまでテレビ番組で政党が番組制作をしたというようなことはかつてなかったことですが、こういうことが起きてしまつた。

今いろいろと調査中というお話でございましたが、このことが何の問題なくおさまつてしまえば、これからまさに金のある政党しかこういふことができなくなる。これは、ひいてはいわゆる公平中立の観点から視聴者に考える自由を与えるべき報道機関として、みずから道を閉ざすことになる危険性があると私は思ひます。

そういった意味で、しっかりと調査をして、問題があればしっかりと指導していただきたい。このことを申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○佐田委員長 これにて各案に対する質疑は終局いたしました。

○佐田委員長 この際、武正公一君外四名提出、通信・放送委員会設置法案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見を聴取いたします。麻生総務大臣。

○麻生国務大臣 通信・放送委員会設置法案につきましては、政府といたしましては反対をいたします。

○佐田委員長 これより各案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。松野頼久君。

○松野(頼)委員 私は、民主党・無所属クラブを代表して、民主党提出の電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案及び通信・放送委員会設置法案に賛成し、政府提出の電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案に反対する立場から討論を行います。

携帯電話や無線LAN、情報家電などの急速な技術進歩と普及に伴い、電波利用の需要は高まる一方であります。我が国でも、早急に周波数逼迫問題への対応策を講ずることが不可欠であります。この問題を先送りし、電波を利用した技術開発や新たなビジネスの芽を摘むなどということとは、決して許されるものではありません。

その観点から、政府がようやく重い腰を上げ、電波の有効利用に乗り出したことに対しては、半歩前進として一定の評価ができるものと考えます。しかし、抜本改革、長期的視野に立った改革としては、いまだ一つ物足りないものであると指摘せざるを得ません。

第一に、政府の再配分方策は、直面する周波数

逼迫問題を解決するための応急処置としては有効であるものの、硬直した電波制度の枠組みを維持した上での再配分であり、長期的には限界があります。電波利用者の自発的な電波の効率利用を促す仕組みとしなければ、根本的な解決にはなりません。

電波のむだ遣いを助長し、技術の進展とともに電波不足が問題となった原因に、これまで電波を利用することそのものの経済的価値が認められてこなかったことが挙げられます。このことが、電波利用者の既得権益化を促し、自発的な周波数の効率の利用を妨げてまいりました。公的セクターを含め、電波利用者間の負担の割合に大きな偏があることもたびたび指摘されるところであります。電波の効率の利用を考える上で、この電波利用料制度のあり方を見直すことが急務であると考えます。

第二に、これまでの政府による免許割り当ては、非常に不透明かつ総務省の裁量行政の最たるものであります。そこに電波の混信の起こりにくい無線LANなどについて登録制が一部導入されようとしていることは、免許制からの転換という観点からは画期的な政策であると考えます。しかし、そのほかの周波数帯における行政手続の透明性及び公正さ、そして周波数利用の効率性向上のためには、免許人の選定手続に、適当とされる範囲において周波数のオークション制度を導入するべきであると考えます。

電波オークションというと、海外における一部の高騰したケースばかりに焦点が当てられがちですが、オークション制度は、これまで各国が工夫して導入してきており、決して否定されたわけではなく、順次改良し、今も続けて行われています。我が国に合う形で導入は可能なのであります。

第三に、電波行政に顕著な総務省の裁量行政ですが、これは電波に限ったことではありません。近年、通信・放送分野において、技術発展に伴う両者の融合や規制緩和による市場競争が進展しつ

つある中で、公正中立な通信・放送行政の確保が強く要請されるところであります。総務省の裁量行政に事業者が戸惑い、国民の利益が損なわれないうちに、これらの分野に係る規律に関する事務を行う独立行政委員会として通信・放送委員会を設置すべきであると考えます。

以上のように、政府提出の電波法及び有線電気通信法の一部改正案は、電波の有効政策として一歩前進であるものの、抜本的改革にはほど遠いものであります。長期的視野に立つて電波の有効利用を促進するためには民主党案こそがふさわしいものだと最後に申し上げ、民主党提出の電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案及び通信・放送委員会設置法案に賛成し、政府提出の電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案に反対する私の討論を終わります。(拍手)

○佐田委員長 これにて討論は終局いたしました。

○佐田委員長 これより各案について順次採決に入ります。

まず、武正公二君外四名提出、電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐田委員長 起立少数。よって、本案は否決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○佐田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

とおり可決すべきものと決しました。

○佐田委員長 この際、本案に対し、野田聖子君外四名から、自由民主党、民主党、無所属クラブ、公明党、日本共産党及び社会民主党・市民連合五派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。伊藤忠治君。

○伊藤(忠)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一 電波の再配分にかかる給付金は、公正かつ合理的な方法を用いて算定するとともに、給付金支給の実施状況を明らかにする等制度の透明性の確保に努めること。

二 電波の再配分に当たっては、既存の免許人への経済的な影響等に加え、当該免許人からサービスの提供を受けている利用者への影響についても配慮すること。

三 電波利用料制度については、制度創設時に比べて電波利用をめぐる環境が大幅に変化していることにかんがみ、電波利用の拡大や利用形態の動向等を踏まえ、電波の経済的価値を反映することも含め電波利用料の新たな算定方法等その在り方について早急に結論を得ること。

四 電波の逼迫状況を解消するため、電波の再配分のみでなく、未利用周波数帯の開拓等の技術開発を含め、電波の有効利用に引き続き取り組むこと。

以上であります。

○佐田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐田委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、総務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。麻生総務大臣。

○麻生国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○佐田委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと答へる者あり〕

○佐田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○佐田委員長 次に、内閣提出、地方自治法の一部を改正する法律案、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案及び市町村の合併の特例等に関する法律案の各案を一括して議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。麻生総務大臣。

地方自治法の一部を改正する法律案

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案

市町村の合併の特例等に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○麻生国務大臣 御存じのように、十二時五十分から参議院の総務委員会が開かれますので、かなり早目に申し上げますので、あらかじめお断りを申し上げておきます。

ただいま議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案及び市町村の合併の特例等に関する法律案の提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、地方自治法の一部を改正する法律案の提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、地方分権の推進に資するとともに地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、地方制度調査会の答申にのっとり、都道府県の申請に基づく都道府県合併等の手続の整備、地域自治制度の創設及び条例による事務処理特例に係る要請手続の整備を行うものであります。また、収入役制度及び議会の定例会制度を見直し、財務会計制度に関する規定の整備を図るほか、所要の規定の整備をあわせて行うことといたします。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一は、都道府県の申請に基づく都道府県合併の手続等の整備に関する事項であります。

都道府県合併の合併につきましては、関係都道府県の申請に基づき、内閣が国会の承認を経てこれを定めることができるものといたします。また、都道府県の境界にわたる市町村の設置を伴う市町村の廃置分合につきましては、関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣が定めるものといたしております。

第二は、地域自治法に関する事項であります。市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で地域自治法を設けることができるものといたしております。

第三は、条例による事務処理の特例に関する事項であります。

市町村長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、その権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう、要請することのできるものといたしております。

第四は、収入役に関する事項であります。

政令で定める市は、条例で収入役を置かず市長または助役をしてその事務を兼掌させることができるものといたしております。

第五は、議会の定例会に関する事項であります。

普通地方公共団体の議会の定例会について、回数に係る制限を廃して、毎年、条例で定める回数、これを招集しなければならないものとしております。

第六は、財務会計制度に関する事項であります。

普通地方公共団体の長による支出の命令について政令の定めるところにより行うものとするともに、普通地方公共団体は、法律で定めるもののほか、政令で定める長期継続契約を締結できるものとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

次に、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、市町村の合併後の一定期間、合併関係市町村の区域を単位として合併特例区を設けることができることとするほか、市町村の合併に伴う一部事務組合等に関する特例措置を定めることとするものであります。また、平成十七年三月三十一日までに行われた申請に係る市町村の合併であって、平成十八年三月三十一日までに行われるものについて、市町村の合併の特例に関する法律はなおその効力を有するものといたします。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、市町村の合併に際し、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後の一定期間、一ま

たは二以上の合併関係市町村の区域を単位として合併特例区を設けることができることとしております。

第二に、一部事務組合等の構成市町村間の合併において、合併後規約が変更されるまでの一定期間、当該一部事務組合等は、合併市町村の区域における事務について従前の例により行うものとしております。

第三に、平成十七年三月三十一日までに、市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成十八年三月三十一日までに合併が行われるものについて、市町村の合併の特例に関する法律は、なおその効力を有するものとするとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

次に、市町村の合併の特例等に関する法律案の提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、市町村の合併について関係法律の特例その他の必要な措置を講じ、自主的な市町村の合併の推進による市町村の規模の適正化並びに合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図り、もって合併市町村が地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うことができるようにすることを目的とするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、議会の議員の定数に関する特例、一部事務組合等に関する特例及び地方税に関する特例等、市町村の合併に際し、所要の特例措置を講ずることとしております。

第二に、市町村の合併に際し、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後の一定期間、一または二以上の合併関係市町村の区域を単位として合併特例区を設けることができることとしております。

第三に、総務大臣の定める基本指針に基づき、都道府県が自主的な市町村の合併の推進に関する

構想を定めるものとし、市町村合併調整委員会による合併協議会に係るあつせん及び調停、都道府県知事による市町村の合併に関する協議の推進に関する勧告等の規定を設けることとしております。

第四に、この法律は平成十七年四月一日から施行するものとし、平成二十二年三月三十一日限り、その効力を失うものとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○佐田委員長 これにて各案についての趣旨の説明は終わりました。

○佐田委員長 この際、佐藤人事院総裁から発言を求められておりますので、これを許します。佐藤人事院総裁。

○佐藤政府特別補佐人 このたび、内閣より御指名をいただきました。人事院総裁を拝命した佐藤壮郎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

これまでも人事官として公務員人事行政の適切な実施に努めてまいりましたけれども、これから、総裁として心を新たに、公務員制度改革等諸課題に取り組み、人事院に与えられました使命達成のために全力を尽くす所存でございます。

どうか委員長初め、委員の皆様方の御指導、御鞭撻をよろしく賜りたいというふうにお願いたします。(拍手)

○佐田委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十分散会

地方自治法の一部を改正する法律案
地方自治法の一部を改正する法律

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

地方自治法目次中「第七款 附属機関」を「第七款 附属機関 地域自治区」に改める。

第六条第二項中「境界の変更」を「設置又は境界の変更」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第六条の二 前条第一項の規定によるほか、二以上の都道府県の廃止及びそれらの区域の全部による一の都道府県の設置又は都道府県の廃止及びその区域の全部の他の一の都道府県の区域への編入は、関係都道府県の申請に基づき、内閣が国会の承認を経てこれを定めることができる。

前項の申請については、関係都道府県の議会の議決を経なければならない。

第一項の申請は、総務大臣を経由して行うものとする。

第一項の規定による処分があつたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。

第一項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

第七条第三項中「境界にわたる」の下に「市町村の設置を伴う市町村の廃置分合又は」を加え、「基き」を「基づき」に改め、同条第四項中「前項を」を「及び前項」に改め、同条第五項中「第三項及び前項」を「及び前項」に改め、同条第六項中「第三項の下に」若しくは「第四項を加え、同条第七項中又は第三項を」を「第三項又は第四項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

前項の規定により都道府県の境界にわたる市町村の設置の処分を行う場合においては、当該市町村の属すべき都道府県について、関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣が当該処分と併せてこれを定める。

第七条の二第三項中「前条第七項を」前条第八項に改める。

第九条の三第六項中「第七條第六項及び第七項を」第七條第七項及び第八項に改める。

第九十条に次の五項を加える。

第六条の二第一項の規定による処分により、著しく人口の増加があつた都道府県においては、前二項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増加することができ

第六条の二第一項の規定により都道府県の設置をしようとする場合において、その区域の全部が当該新たに設置される都道府県の区域の一部となる都道府県（以下本条において「設置関係都道府県」という。）は、その協議により、あらかじめ、新たに設置される都道府県の議会の議員の定数を定めなければならない。

前項の規定により新たに設置される都道府県の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係都道府県は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

前項の規定により告示された新たに設置される都道府県の議会の議員の定数は、第一項の規定に基づく当該都道府県の条例により定められたものとみなす。

第六項の協議については、設置関係都道府県の議会の議決を経なければならない。

第九十一条第七項中「第七條第一項の下に」又は第三項を加える。

第二百二条第二項中「四回以内において」を削る。

第六百六十八條第二項ただし書中「但し、町村」を「ただし、政令で定める市及び町村」に、「町村長」を「市町村長」に改める。

第二百八十条の七中「若しくは出張所の下に」第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第二編第七章に次の一節を加える。

（地域自治区の設置）

第二百二条の四 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。

2 地域自治区に事務所を置くものとし、事務所

の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。

3 地域自治区の事務所の長は、事務吏員をもつて充てる。

4 第四條第二項の規定は第二項の地域自治区の事務所の位置及び所管区域について、第七十五條第二項の規定は前項の事務所の長について準用する。

（地域協議会の設置及び構成員）

第二百二条の五 地域自治区に、地域協議会を置く。

2 地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する。

3 市町村長は、前項の規定による地域協議会の構成員の選任に当たつては、地域協議会の構成員の構成が、地域自治区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

4 地域協議会の構成員の任期は、四年以内において条例で定める期間とする。

5 第二百三条第一項の規定にかかわらず、地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができる。

（地域協議会の会長及び副会長）

第二百二条の六 地域協議会に、会長及び副会長を置く。

2 地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は、条例で定める。

3 地域協議会の会長及び副会長の任期は、地域協議会の構成員の任期による。

4 地域協議会の会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表する。

5 地域協議会の副会長は、地域協議会の会長に事故があるとき又は地域協議会の会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（地域協議会の権限）

第二百二条の七 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べることができる。

一 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項

二 前号に掲げるもののほか、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項

三 市町村の事務処理に当たつての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市町村長は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項であつて地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

3 市町村長その他の市町村の機関は、前二項の意見を勧告し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

（地域協議会の組織及び運営）

第二百二条の八 この法律に定めるもののほか、地域協議会の構成員の定数その他の地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

（政令への委任）

第二百二条の九 この法律に規定するものを除くほか、地域自治区に関し必要な事項は、政令で定める。

第二百三十二條の四第一項中「普通地方公共団体の長の」の下に「政令で定めるところによる」を加える。

第二百三十四條の三「不動産を借りる契約」の下に「その他政令で定める契約」を加える。

第二百五十二條の十七の二に次の二項を加える

る。

3 市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、第一項の規定によりその権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる。

4 前項の規定による要請があつたときは、都道府県知事は、速やかに、当該市町村の長と協議しなければならない。

第二百五十二条の二十第六項中「前五項を」前各項に、「の外を」のほかに改め、同項を同条第十項とし、同条第五項の次に次の四項を加える。

6 指定都市は、必要と認めるときは、条例で、区ごとに区域協議会を置くことができる。この場合において、その区域内に地域自治区が設けられる区には、区域協議会を設けないことができる。

7 第二百五十二条の五第二項から第五項まで及び第二百二条の六から第二百二条の九までの規定は、区域協議会に準用する。

8 指定都市は、地域自治区を設けるときは、その区域は、区の区域を分けて定めなければならない。

9 第六項の規定に基づき、区に区域協議会を置く指定都市は、第二百二条の四第一項の規定にかかわらず、その一部の区の区域に地域自治区を設けることができる。

第二百五十二条の二十六の二及び第二百五十二条の二十六の七中「第七条第一項の下に」又は第三項を、「届出の下に」又は申請を加える。

第二百五十五条中「除く外を」を「除くほか」に改め、「第二項の下に」第六条の二第一項を加える。

第二百五十九条第四項中「第一項乃至第三項を」第一項から第三項まで「に」第七条第七項を「第七条第八項」に改める。

第二百八十一条の五中「又は第三項及び第六項」を「又は第三項及び第七項」に、「第七条第六項及び第七項」を「第七条第七項及び第八項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六条第二項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第七條、第七條の二第三項、第八條第三項、第九條第七項及び第九條の三第六項の改正規定、第九十條に五項を加える改正規定、第九十一條第七項、第二百五十二条の二十六の二、第二百五十二条の二十六の七、第二百五十五条、第二百五十九条

第四項及び第二百八十一条の五の改正規定並びに次条から附則第八条までの規定は、平成十七年四月一日から施行する。
(漁業法の一部改正)
第二条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。
第九十四条第一項の表以外の部分中「第三十三條第一項、第二項、第四項及び第五項を」第三十三條に改め、「一般選挙」の下に、「第一百七條(設置選挙)」を加え、同項の表第二十五條第四項の項の次に次のように加える。

第三十三條第三項

地方自治法第六條の二第四項又は第七條第七項の告示

漁業法第八十四條第二項の公示

第九十四條第二項を削る。
(公職選挙法の一部改正)

第三条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十三條に次の一項を加える。

6 地方自治法第六條の二第一項の規定による都道府県の廃置分合があつても、衆議院比例代表選出議員の選挙区は、なお従前の区域による。

第十四條に次の一項を加える。

2 地方自治法第六條の二第一項の規定による都道府県の廃置分合があつても、参議院選挙区選出議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、なお従前の例による。

第十五條の二第三項中「第十四條を」第十四條第一項に改める。

第三十三條第三項中「市町村」を「地方公共団体に」に、「因るを」を「よるに」に、「第七條第六項」を「第六條の二第四項又は第七條第七項」に改める。

第一百十一條第三項中「地方自治法の下に」第九十條第五項又は「を加え、市町村の議会」を

「地方公共団体の議会」に、「当該市町村」を「当該都道府県又は市町村」に改める。

第一百十三條第二項中「当該」の下に「都道府県又は市町村」を加える。

第一百十七條中「市町村」を「地方公共団体」に改め、「おいては、」の下に「都道府県又は市町村」を加え、「当該市町村」を「当該地方公共団体」に改める。

(地方税法の一部改正)

第四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第八条の四第一項中「市町村」の下に「設置又はを加える。

第八条の五中「境界の変更」を「設置若しくは境界の変更」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第五条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条の表第三十三條第三項の項中「第七條第六項」を「第六條の二第四項又は第七條第七項」に、「市町村」を「地方公共団体」に改め、同表第一百十七條の項中「市町村」を「地方公共団体」

に改める。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正)

第六條 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二十九條中「境界の変更」を「設置又は境界の変更」に改める。

(大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律の一部改正)

第七條 大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

第三條中「第七條第六項」を「第六條の二第四項又は第七條第七項」に、「市町村」を「地方公共団体」に改める。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第八條 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

別表漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の項中「第九十四條第一項」を「第九十四條」に改める。

理由

地方分権の推進に資するとともに地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、地方制度調査会の答申にのっとり、都道府県の申請に基づく都道府県合併等の手続の整備、地域自治区制度の創設及び条例による事務処理特例に係る要請手続の整備を行うとともに、収入役制度及び議会の定例会制度を見直し、財務会計制度に関する規定の整備を図るほか、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律

市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第五条第九項中「場合においては」を「場合、第五条の六第一項に規定する合併に係る地域自治区が設けられている場合又は合併特例区が設けられている場合においては」に、「当該地域審議会」を「当該地域審議会、当該合併に係る地域自治区の地域協議会(地方自治法第二百二条の五第一項に規定する地域協議会をいう)又は当該合併特例区の合併特例区協議会」に改める。

第五条の四の次に次の三十五条を加える。

(地域自治区の設置手続等の特例)

第五条の五 市町村の合併に際しては、地方自治法第二百二条の四第一項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議で定める期間に限り、合併市町村の区域の一部の区域に、一又は二以上の合併関係市町村の区域であつた区域をその区域とする同項に規定する地域自治区(以下「合併関係市町村の区域による地域自治区」という)を設けることができる。

2 市町村の合併に際し、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、合併関係市町村の区域による地域自治区を設ける場合においては、地方自治法第二百二条の四から第二百二条の八までの規定により条例で定めるものとされている事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前二項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

4 合併市町村は、第一項及び第二項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

(地域自治区の区長)

第五条の六 市町村の合併に際して設ける合併関係市町村の区域による地域自治区(以下「合併に係る地域自治区」という)において、当該合併に係る地域自治区の区域における事務を効果的に処理するため特に必要があると認めるときは、合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併に係る地域自治区の事務所の長に代えて区長を置くことができる。

2 区長は、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから、合併市町村の長が選任する。

3 区長の任期は、二年以内において合併関係市町村の協議で定める期間とする。

4 第一項及び前項の協議については、合併関係市町村の協議の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

5 合併市町村は、第一項及び第三項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

6 次の各号のいずれかに該当する者は、区長となることができない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

7 合併市町村の長は、区長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合その他区長がその職に必要な適格性を欠くと認める場合には、これを罷免することができる。

8 合併市町村の長は、区長に職務上の義務違反その他区長たるに適しない非行があると認める場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

9 区長は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免され、又は懲戒処分を受けることがない。

10 区長は、第六項各号のいずれかに該当するに

至つたときは、その職を失う。

11 合併に係る地域自治区の事務所の職員のうち区長があらかじめ指定する者は、区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、その職務を代理する。

12 区長は、合併市町村の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう、合併市町村の長その他の機関及び合併に係る地域自治区の区域内の公共的団体等との緊密な連携を図りつつ、担任する事務を処理するものとする。

13 地方自治法第六十五条第二項及び第七十五条第二項並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十四条の規定は、区長について準用する。この場合において、地方自治法第六十五条第二項中「副知事又は助役」とあるのは「区長(市町村の合併の特例に関する法律第五条の六第一項に規定する区長をいう。以下同じ。)」と、「普通地方公共団体の長」とあるのは「合併市町村(同法第二条第二項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。)」の長に」と、「普通地方公共団体の長の」とあるのは「合併市町村の長の」と、同法第七十五条第二項中「前項に規定する機関の長」とあるのは「区長」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併市町村」と読み替えるものとする。

14 第一項に規定する区長の職は、地方公務員法第三条の特別職とする。
(住居表示に関する特例)

第五条の七 合併に係る地域自治区の区域における住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第百十九号)第二条に規定する住居を表示するには、同条に定めるもののほか、当該合併に係る地域自治区の名称を冠するものとする。第五条の五第一項の規定により設けられた合併に係る地域自治区の同項に規定する期間の満了に際し、当該合併に係る地域自治区の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治区の区域における同法第二条に規定する住居の表示についても、同様とする。

第五条の八 合併市町村において市町村の合併後の一定期間、合併関係市町村の区域であつた地域の住民の意見を反映しつつその地域を単位として一定の事務を処理することにより、当該事務の効果的な処理又は当該地域の住民の生活の利便性の向上等が図られ、もつて合併市町村の一体性の円滑な確立に資すると認めるときは、合併関係市町村の協議により、期間を定めて、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、一又は二以上の合併関係市町村の区域であつた区域をその区域として、合併特例区を設けることができる。

2 前項の協議については、合併関係市町村の協議の議決を経なければならない。

第五条の九 合併特例区は、地方自治法第一条の三第一項の特別地方公共団体とする。

(合併特例区の設置)

第五条の十 合併関係市町村は、第五条の八の規定に基づき合併特例区を設けようとするときは、同条第一項の協議により規約を定め、都道府県知事(すべての合併関係市町村が一の都道府県の区域に属さない場合における市町村の合併に際して合併特例区を設けようとするときは、総務大臣。第五条の十四第四項及び第五項において同じ。)の認可を受けなければならない。

2 合併関係市町村は、前項の認可を受けたときは、速やかにその旨及び規約を告示しなければならない。

3 合併特例区は、市町村の合併が行われた日に成立する。

(合併特例区の設置に伴う権利の承継)

第五条の十一 合併特例区が成立する際現に合併関係市町村(第五条の十三第三項に規定する場合においては、合併市町村)が有する権利のうち、合併特例区の運営に必要なものとして当該合併関係市町村の協議により定めるものは、当

該合併特例区の成立の時に於いて当該合併特例区が承継するものとする。ことができる。

2 前項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定による合併市町村が有する権利の合併特例区への承継については、地方自治法第九十六条第一項の規定にかかわらず、当該合併市町村の議会の議決を要しない。

(合併特例区の権能)

第五條の十二 合併特例区は、合併関係市町村に於いて処理されていた事務であつて市町村の合併後の一定期間当該合併関係市町村の区域であつた地域を単位として処理することが当該事務の効果的な処理に資するもの及び合併関係市町村の区域であつた地域の住民の生活の利便性の向上等のため市町村の合併後の一定期間当該合併特例区が処理することが特に必要と認められる事務のうち、規約で定めるものを処理する。

(合併特例区の規約)

第五條の十三 合併特例区の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一 合併特例区の名称

二 合併特例区の区域

三 合併特例区の設置期間

四 合併特例区の処理する事務

五 地方自治法第二百四十四條第一項に規定する公の施設(以下「公の施設」という。)の設置及び管理を行う場合にあつては、当該公の施設の名称及び所在地

六 合併特例区の事務所の位置

七 合併特例区の長の任期

八 合併特例区協議会の構成員の合併市町村の長による選任及び解任の方法並びに任期

九 合併特例区協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法

十 合併特例区協議会の組織及び運営に関する事項

2 前項第三号の設置期間は、当該合併特例区が同項第四号の事務を処理することが適当と認め

られる期間を勘案して定めるものとする。ただし、当該設置期間は、五年を超えることができない。

3 市町村の合併の日後の日に合併特例区を成立させるものとする場合には、第一項各号に掲げるもののほか、当該日を規約に定めなければならない。この場合においては、第五條の十第三項の規定にかかわらず、合併特例区は、当該日に成立するものとする。

(合併特例区の規約の変更)

第五條の十四 合併特例区の規約の変更は、合併市町村と合併特例区との協議によつて定める。

2 前項の協議については、合併市町村にあつては、議会の議決を経なければならない。

3 第一項の協議については、合併特例区にあつては、合併特例区協議会の同意を得なければならない。

4 合併特例区の規約を変更しようとするときは、合併市町村は、都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、前条第一項第一号、第六号又は第九号に掲げる事項その他政令で定める事項のみに係る合併特例区の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

5 合併市町村は、前項ただし書に規定する事項のみに係る合併特例区の規約を変更したときは、直ちに都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

6 合併市町村は、第四項の認可を受けたとき又は前項の届出をしたときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(合併特例区の長)

第五條の十五 合併特例区の長は、市町村長の被選挙権を有する者のうちから、合併市町村の長が選任する。

2 合併特例区の長の任期は、二年以内において規約で定める期間とする。

3 合併特例区の長は、第六項において準用する地方自治法第四百一十一條第二項の規定及び同法第六百六十六條第二項において準用する同法第六百

四十一條第二項の規定にかかわらず、合併市町村の助役と兼ねることができる。

4 合併特例区の長は、第六項において準用する地方自治法第四百一十一條第二項の規定にかかわらず、当該合併特例区の区域を所管区域とする同法第五十五條第一項に規定する支所若しくは出張所又は同法第二百五十二條の二十第一項に規定する区の事務所若しくはその出張所の長と兼ねることができる。

5 合併市町村の長は、合併特例区の長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合その他合併特例区の長がその職に必要な適格性を欠くと認める場合には、これを罷免することができる。

6 地方自治法第四百一十一條、第四百二十二條、第四百四十三條第一項前段、第六百六十五條第二項、第二百四十四條、第二百四十四條の二及び第二百五十五條並びに地方公務員法第三十四條の規定は、合併特例区の長について準用する。この場合において、地方自治法第四百一十一條、第四百二十二條及び第四百四十三條第一項前段中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同法第六百六十五條第二項中「副知事又は助役」とあるのは「合併特例区の長」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併市町村」と、同法第二百四十四條第一項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同条第二項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同法第二百四十四條の二中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と読み替へるものとする。

7 第一項に規定する合併特例区の長の職は、地方公務員法第三條の特別職とする。

(合併特例区の長の権限)

第五條の十六 合併特例区の長は、合併特例区を代表し、その事務を総理する。

2 合併特例区の職員のうち、合併特例区の長が

あらかじめ指定する者は、合併特例区の長に事故があるとき又は合併特例区の長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 合併特例区の長は、その権限の一部を当該合併特例区の職員に委任し、又はこれにその職務の一部を臨時に代理させることができる。

4 合併特例区の長は、合併特例区の職員を指揮監督する。

5 合併特例区の長は、法令、合併市町村の条例又は合併特例区の規約に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に關し、合併特例区規則を制定することができる。

(合併特例区規則の公布)

第五條の十七 合併特例区の長は、前条第五項の規定により第五條の三十五及び第五條の三十六第一項に規定する合併特例区規則を制定した場合に、その日から二十日以内にこれを公布しなければならない。

2 地方自治法第六十六條第三項及び第四項の規定は、前項の規定による合併特例区規則の公布について準用する。この場合において、同条第三項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同条第四項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と読み替へるものとする。

(合併特例区協議会の設置及び構成員)

第五條の十八 合併特例区に、合併特例区協議会を置く。

2 合併特例区協議会の構成員は、合併特例区の区域内に住所を有する者で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有するものうちから、規約で定める方法により合併市町村の長が選任する。

3 前項の方法は、合併特例区協議会の構成員の構成が、合併特例区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるように配慮して定めなければならない。

4 合併特例区協議会の構成員の任期は、二年以内において規約で定める期間とする。

5 合併特例区協議会の構成員が当該合併特例区の区域内に住所を有しない者であるとき、合併市町村の議会の議員の被選挙権を有しない者であるとき又は第七項において準用する地方自治法第九十二条の二の規定に該当するときは、その職を失う。	(合併特例区協議会の権限) 第五条の二十 合併特例区協議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、合併特例区が処理する事務及び地域振興等に関する施策の実施その他の合併市町村が処理する事務であつて当該合併特例区の区域に係るものに關し、合併市町村の長その他の機関又は必要と認める事項について、審議し、合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長に意見を述べることができる。	は、「合併特例区規則」とする。 (合併特例区の予算) 第五条の二十四 合併特例区の長は、毎会計年度予算を作成しなければならない。	し、出納の閉鎖後三月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、合併市町村の監査委員の審査に付さなければならない。
6 合併特例区協議会の構成員には、次項において準用する地方自治法第二百三条第一項の規定にかかわらず、報酬を支給しないこととすることができる。	2 合併市町村の長は、規約で定める合併市町村の施策に関する重要事項であつて合併特例区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。	2 合併特例区の長は、予算の作成後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を作成することができる。	2 合併特例区の長は、前項の規定により合併市町村の監査委員の審査に付した決算を合併市町村の監査委員の意見を付けて合併特例区協議会の認定に付さなければならない。
7 地方自治法第九十二条の二、第二百三条第一項から第三項まで及び第五項並びに第二百四条の二の規定は、合併特例区協議会の構成員について準用する。この場合において、同法第九十二条の二中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「議会の議員」とあるのは「合併特例区協議会(市町村の合併の特例に関する法律第五十八条第一項に規定する合併特例区協議会をいう。以下同じ。)」の構成員」と、同法第二百三条第一項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同条第二項及び第五項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同法第二百四条の二中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と読み替えるものとする。	3 合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長は、前二項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。	3 合併特例区の長は、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成することができる。	3 前項の規定による意見の決定は、合併市町村の監査委員の合議によるものとする。
(合併特例区協議会の会長及び副会長) 第五条の十九 合併特例区協議会に、会長及び副会長を置く。	4 この法律又はこれに基づく政令に定めるものを除くほか、合併特例区は、合併特例区の長と合併特例区協議会との協議により、合併特例区に関する事項につき合併特例区協議会の同意を要するものを定めることができる。	4 前項の暫定予算は、当該会計年度の予算を作成したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。	4 合併市町村の長は、決算の提出を受けたときは、速やかに当該合併市町村の議会に報告しなければならない。
(合併特例区協議会の会長及び副会長の任期及び解任の方法は、規約で定める。)	(合併特例区協議会の組織及び運営) 第五条の二十一 この法律に定めるもののほか、合併特例区協議会の構成員の定数その他の合併特例区協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、規約で定める。	(合併特例区協議会の承認) 第五条の二十五 合併特例区は、長期借入金及び債券発行をすることができない。	(合併特例区協議会の承認) 第五条の二十六 合併特例区は、合併市町村の長は、前項の規定により合併市町村の監査委員の審査に付した決算を合併市町村の監査委員の意見を付けて合併特例区協議会の認定に付さなければならない。
(合併特例区協議会の副会長は、合併特例区協議会の会長に事故があるとき又は合併特例区協議会の会長が欠けたときは、その職務を代理する。)	(合併特例区協議会の職員) 第五条の二十二 合併特例区の職員は、合併市町村の長の補助機関たる職員のうちから、当該合併市町村の長の同意を得て、合併特例区の長が命ずる。	(合併特例区協議会の承認) 第五条の二十七 合併特例区の長は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製	(合併特例区協議会の承認) 第五条の二十八 合併市町村は、合併特例区の運営について必要と認める予算上の措置を講ずるものとする。
(合併特例区協議会の副会長は、合併特例区協議会の会長に事故があるとき又は合併特例区協議会の会長が欠けたときは、その職務を代理する。)	(合併特例区協議会の職員) 第五条の二十二 合併特例区の職員は、合併市町村の長の補助機関たる職員のうちから、当該合併市町村の長の同意を得て、合併特例区の長が命ずる。	(合併特例区協議会の承認) 第五条の二十七 合併特例区の長は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製	(合併特例区協議会の承認) 第五条の二十八 合併市町村は、合併特例区の運営について必要と認める予算上の措置を講ずるものとする。
(合併特例区協議会の副会長は、合併特例区協議会の会長に事故があるとき又は合併特例区協議会の会長が欠けたときは、その職務を代理する。)	(合併特例区協議会の職員) 第五条の二十二 合併特例区の職員は、合併市町村の長の補助機関たる職員のうちから、当該合併市町村の長の同意を得て、合併特例区の長が命ずる。	(合併特例区協議会の承認) 第五条の二十七 合併特例区の長は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製	(合併特例区協議会の承認) 第五条の二十八 合併市町村は、合併特例区の運営について必要と認める予算上の措置を講ずるものとする。
(合併特例区協議会の副会長は、合併特例区協議会の会長に事故があるとき又は合併特例区協議会の会長が欠けたときは、その職務を代理する。)	(合併特例区協議会の職員) 第五条の二十二 合併特例区の職員は、合併市町村の長の補助機関たる職員のうちから、当該合併市町村の長の同意を得て、合併特例区の長が命ずる。	(合併特例区協議会の承認) 第五条の二十七 合併特例区の長は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製	(合併特例区協議会の承認) 第五条の二十八 合併市町村は、合併特例区の運営について必要と認める予算上の措置を講ずるものとする。
(合併特例区協議会の副会長は、合併特例区協議会の会長に事故があるとき又は合併特例区協議会の会長が欠けたときは、その職務を代理する。)	(合併特例区協議会の職員) 第五条の二十二 合併特例区の職員は、合併市町村の長の補助機関たる職員のうちから、当該合併市町村の長の同意を得て、合併特例区の長が命ずる。	(合併特例区協議会の承認) 第五条の二十七 合併特例区の長は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製	(合併特例区協議会の承認) 第五条の二十八 合併市町村は、合併特例区の運営について必要と認める予算上の措置を講ずるものとする。

第二百三十八条の三から第二百三十八条の六まで、第二百三十九条から第二百四十二条の二まで、第二百四十二条の三(第三項を除く)、第二百四十三条、第二百四十三条の二第一項から第五項まで、第七項から第九項まで及び第十四項、第二百四十三条の三並びに第二百四十三条の五の規定は、合併特例区の財務について準用する。この場合において、同法第二百九条第二項、第二百二十八条第一項前段、第二百三十七条第二項、第二百四十一条第一項、第二項及び第八項並びに第二百四十三条の三第一項中「条例」とあるのは、「合併特例区規則」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(合併特例区の公の施設)

第五條の三十 合併特例区は、規約で定める公の施設を設けることができる。

2 公の施設の管理に関する事項は、合併特例区規則で定めなければならない。

3 地方自治法第二百四十四条第二項及び第三項、第二百四十四条の二第二項から第十一項まで及び第二百四十四条の三の規定は、合併特例区の公の施設について準用する。この場合において、同法第二百四十四条第二項及び第三項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「住民」とあるのは「その区域内に住所を有する者」と、同法第二百四十四条の二第二項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、「議会」とあるのは「合併特例区協議会」と、「出席議員」とあるのは「出席構成員」と、同条第三項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同条第四項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同条第六項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「議会の議決を経なければ」とあるのは「合併特例区協議会の同意を得なければ」と、同条第七項及び第八項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、

同条第九項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同条第十項及び第十一項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同法第二百四十四条の三第一項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同条第二項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「住民」とあるのは「区域内に住所を有する者」と、同条第三項中「関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければ」とあるのは「関係普通地方公共団体にあつては議会の議決を経なければならず、合併特例区にあつては合併特例区協議会の同意を得なければ」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、合併特例区の長に対して審査請求をすることができる。

(合併特例区の財産の処分等の制限)
第五條の三十一 合併特例区は、次に掲げる場合には、合併市町村の長の承認を受けなければならない。

一 合併市町村の条例で定める場合を除くほか、財産(地方自治法第二百三十七条第一項に規定する財産をいう。以下この項において同じ。)を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付ける場合
二 財産を信託する場合
三 前二号に掲げる場合を除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い合併市町村の条例で定める財産の取得又は処分をする場合

2 合併市町村の長は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、当該合併市町村の議会の議決を経なければならない。
(報告等)
第五條の三十二 合併市町村の長は、必要がある

ときは、合併特例区に事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

2 合併市町村の長は、合併特例区に事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該合併特例区に対し、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができる。

(合併特例区の監査)

第五條の三十三 合併市町村の監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めて合併特例区の事務を監査するものとする。

2 合併市町村の監査委員は、監査の結果に関する報告を合併特例区の長及び合併特例区協議会並びに当該合併市町村の長に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

3 合併市町村の長は、前項の規定により監査の結果に関する報告の提出を受けたときは、これを当該合併市町村の議会に報告しなければならない。

(合併特例区の解散)

第五條の三十四 合併特例区は、設置期間の満了により解散する。この場合において、当該合併特例区を設けている合併市町村は、当該合併特例区に属する一切の権利義務を承継する。

2 合併特例区は、前項の場合のほか、当該合併特例区を設けている合併市町村に係る市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合(政令で定める合併特例区の権利義務の承継については、政令で定める。
(合併特例区協議会の同意を要する合併特例区規則)

第五條の三十五 合併特例区の長は、第五條の十七第二項において読み替えて準用する地方自治法第十六条第三項及び第四項、第五條の二十三において読み替えて適用する同法第四條の二第

一項、第二項第三号及び第四項並びに第五條の二十九において読み替えて準用する同法第二百九条第二項、第二百三十七條第二項及び第二百四十三条の三第一項の合併特例区規則を定めようとするときは、合併特例区協議会の同意を得なければならない。

(合併特例区協議会の同意及び合併市町村の長の承認を要する合併特例区規則)

第五條の三十六 合併特例区の長は、第五條の三十第二項、第五條の十五第六項において読み替えて準用する地方自治法第二百四條第二項及び第三項並びに第二百四條の二、第五條の十八第七項において読み替えて準用する同法第二百三條第二項及び第五項並びに第二百四條の二、第五條の二十九において読み替えて準用する同法第二百二十八條第一項前段並びに第二百四十一條第一項、第二項及び第八項並びに第五條の三十第三項において読み替えて準用する同法第二百四十四條の二第二項から第四項まで及び第九項の合併特例区規則を定めようとするときは、合併特例区協議会の同意を得なければならない。

2 前項に規定する合併特例区規則は、合併市町村の長の承認を受けなければ、その効力を生じない。

3 合併市町村の長は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、当該合併市町村の議会の議決を経なければならない。
(住居表示に関する特例)

第五條の三十七 合併特例区の区域における住居表示に関する法律第二條に規定する住居を表示するには、同条に定めるもののほか、当該合併特例区の名称を冠するものとする。

2 合併特例区の設置期間の満了に際し、当該合併特例区の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治区の区域における住居表示に関する法律第二條に規定する住居を表示するには、同条に定めるもののほか、当該合併関係市町村の区域による地

域自治区の名称を冠するものとする。

(合併特例区が設けられている場合の地域自治区の特例)

第五条の三十八 合併特例区を設ける合併市町村において地方自治法第二百二条の四第一項に規定する地域自治区を設ける場合においては、同項の規定にかかわらず、合併特例区を設ける区域については、同項に規定する地域自治区を設けないことができる。

(政令への委任)

第五条の三十九 第五条の八から前条までに定めるもののほか、合併特例区に關し必要な事項は、政令で定める。

第九条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(二)部事務組合等に関する特例」を付し、同条第一項中「一の」を削り、「地方公共団体以下この項の下に」及び次条第四項第一号を加え、同条の次に次の二条を加える。

第九条の三 市町村の合併(当該市町村の合併によりすべての合併関係市町村の区域の全部が一の合併市町村の区域の全部となるものに限る。以下この条において同じ。)の日の前日において、当該市町村の合併に係るすべての合併関係市町村が地方自治法第二百八十四条第二項又は第三項の規定により合併関係市町村以外の地方公共団体(以下この項において「他の地方公共団体」という。)と同一の一部事務組合又は広域連合を組織している場合においては、同法第二百八十六条第一項本文又は第二百九十一条の三第一項本文の規定にかかわらず、当該市町村の合併の日から当該一部事務組合又は当該広域連合の規約が変更される日(当該市町村の合併の日から起算して六月を経過する日までの間に当該規約の変更が行われない場合にあつては、当該六月を経過する日)までの間に限り、当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とみなし、当該一部事務組合又は当該広域連合は、当該合併市町村の区域における事務について、従前の例により行うものとする。

ける事務について、従前の例により行うものとする。

2 前項の場合における議員の定数に関する一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用については、当該規約において当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する市町村について定められた議員の定数がすべての市町村について、同一の数である場合にあつては当該同一の数が、同一の数でない場合にあつては当該規約において合併関係市町村について定められた議員の定数を合算して得た数が、当該規約に当該合併市町村の議員の定数として定められているものとみなす。

3 第一項の場合における経費の分賦金に関する一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用については、当該規約において当該一部事務組合又は当該広域連合を組織するすべての市町村が均等に経費を負担するものと定められている場合にあつては当該規約に当該合併市町村及び当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する合併関係市町村以外の市町村が均等に経費を負担するものと定められているものとみなし、その他の場合にあつては当該規約に当該規約において合併関係市町村について定められた経費の分賦金の額を合算して得た額が当該合併市町村の経費の分賦金の額として定められているものとみなす。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 前条第一項の規定により市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とする場合

二 次条第二項の規定により通知を受けた日の翌日から起算して三十日を経過する日(その日が市町村の合併の日以後の日である場合にあつては、当該市町村の合併の日(前日)又は市町村の合併の日から起算して三十日前の

日のうちいずれか遅い日までに当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体から当該一部事務組合の管理者(地方自治法第二百八十七条の二第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会。次項及び次条において同じ。)又は当該広域連合の長に第一項の規定の適用について異議の申出があつた場合

三 市町村の合併の前日に地方自治法第二百八十六条第一項本文又は第二百九十一条の三第一項本文の規定により当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体の数の減少に係る当該一部事務組合又は当該広域連合の規約の変更であつて合併関係市町村に係るものが行われた場合

5 前項第二号の異議の申出があつた場合には、一部事務組合の管理者又は広域連合の長は、直ちに、その旨を当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体(当該異議の申出をした地方公共団体を除く)の長に通知しなければならぬ。

6 第二項及び第三項に定めるもののほか、第一項の場合における一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用関係その他必要な事項は、政令で定める。

第九条の四 合併関係市町村の長は、地方自治法第二百八十四条第二項又は第三項の規定により合併関係市町村以外の地方公共団体(次項において「他の地方公共団体」という。)と一部事務組合又は広域連合を組織している場合において、市町村の合併について同法第七十一条又は第三項の規定による申請を行ったときは、直ちに、その旨を当該一部事務組合の管理者又は当該広域連合の長に通知しなければならない。

2 前項の規定により通知を受けた一部事務組合の管理者又は広域連合の長は、直ちに、その旨を当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する他の地方公共団体の長に通知しなければならない。

ない。

第十九条の次に次の一条を加える。

第二十条 第五条の六第十三項において準用する地方公務員法第三十四条第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした区長は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第五条の十五第六項において準用する地方公務員法第三十四条第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした合併特例区の長は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則第二条第一項中「除く」の下に「。次項において同じ」を加え、同項ただし書を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第一項の次に次の八項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までに行われた地方自治法第七十一条又は第三項の規定による申請(以下「合併申請」という。)に係る市町村の合併については、この法律(第五条の五から第五条の三十九まで並びに次条及び附則第二条の三の規定を除く)は、同日後もなおその効力を有する。ただし、平成十八年三月三十一日までに当該合併申請に係る市町村の合併が行われなかったときは、同日後は、この限りでない。

3 前項の規定によりなおその効力を有することとされる第五条の二、第五条の三及び第十四条第一項の規定の適用については、第五条の二中「平成十七年三月三十一日までに市町村の合併が行われる場合に限り、地方自治法第八十一条各号」とあるのは、「地方自治法第八十一条各号」と、第五条の三中「平成十七年三月三十一日までに市町村の合併が行われる場合に限り、当該処分」とあるのは「当該処分」と、第十四条第一項中「平成十七年三月三十一日までに市町村の合併が行われる場合に限り、当該市町村の合併」とあるのは「当該市町村の合併」とする。

4 第一項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までに行われた合併申請に係る市町村

の合併に関し同日までに行われた第五条の五第三項の規定による告示に係る合併に係る地域自治区については、同条及び第五条の七の規定は、同日後もなおその効力を有する。ただし、平成十八年三月三十一日までに当該合併申請に係る市町村の合併が行われなときは、同日後は、この限りでない。

5 第一項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までに行われた合併申請に係る市町村の合併に関し合併に係る地域自治区が設置される場合において、同日までに行われた第五条の六第四項の規定による告示に係る区長については、同条の規定は、同日後もなおその効力を有する。ただし、平成十八年三月三十一日までに当該合併申請に係る市町村の合併が行われなときは、同日後は、この限りでない。

6 第一項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までに行われた合併申請に係る市町村の合併に関し同日までに行われた第五条の十第一項の規定による認可の申請（以下この項において「合併特例区設置申請」という。）に係る合併特例区については、第五条の八から第五条の三十九までの規定は、同日後もなおその効力を有する。ただし、平成十八年三月三十一日までに当該合併特例区設置申請に係る合併特例区の設置が行われなときは、同日後は、この限りでない。

7 第一項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までに制定された次条第一項に規定する条例に基づき設けられる合併関係市町村の区域による地域自治区については、第五条の七及び次条の規定は、同日後もなおその効力を有する。ただし、平成十八年三月三十一日までに当該合併関係市町村の区域による地域自治区の設置が行われなときは、同日後は、この限りでない。

8 第一項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までに制定された次条第二項において読み替えて適用する第五条の六第一項に規定す

る条例に基づき設けられる区長については、第五条の六及び次条第二項の規定は、同日後もなおその効力を有する。ただし、平成十八年三月三十一日までに当該条例による区長の設置が行われなときは、同日後は、この限りでない。

9 第一項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までに行われた附則第二条の三において読み替えて適用する第五条の十第一項に規定する認可の申請（以下この項において「合併特例区設置申請」という。）に係る合併特例区については、第五条の八から第五条の三十九まで及び附則第二条の三の規定は、同日後もなおその効力を有する。ただし、平成十八年三月三十一日までに当該合併特例区申請に係る合併特例区の設置が行われなときは、同日後は、この限りでない。

附則第二条の次に次の二条を加える。
(特定合併に係る合併市町村が設ける地域自治区についての特例)
第二条の二 地方自治法第二百二条の四第一項の規定にかかわらず、平成十一年七月十六日から平成十七年三月三十一日までの間に行われた市町村の合併（以下「特定合併」という。）に係る合併市町村は、条例で、期間を定めて、当該特定合併に係る合併市町村の区域の一部の区域に、合併関係市町村の区域による地域自治区を設けることができる。

2 特定合併に係る合併市町村が設ける合併関係市町村の区域による地域自治区については、第五条第九項中「第五条の六第一項」とあるのは「附則第二条の二第二項の規定により読み替えて適用する第五条の六第一項」と、第五条の六第一項中「市町村の合併に際して設ける合併関係市町村の区域による地域自治区」とあるのは「合併関係市町村の区域による地域自治区」と、合併関係市町村の区域による地域自治区」とあるのは「合併関係市町村の区域による地域自治区」と、同条第三項中「合併関係市町村の協議」とあるのは「合併市町村の協議」と、第五条の七中「第五条の五第一項」とあるのは「附則

第二条の二第一項として、これらの規定を適用し、第五条の六第四項及び第五項の規定は、適用しない。
(特定合併に係る合併市町村が設ける合併特例区についての特例)

第二条の三 特定合併に係る合併市町村が設ける合併特例区に当該特定合併の日の前日までに行われた第五条の十第一項の規定による認可の申請に係る合併特例区を除く。については、第五条の八第一項中「合併関係市町村の協議により、期間を定めて」とあるのは「期間を定めて」と、第五条の十第一項中「合併関係市町村は」とあるのは「合併市町村は」と、同条第一項の協議により規約」とあるのは「議会の議決を経て定款」と、「都道府県知事（すべての合併関係市町村が一の都道府県の区域に属さない場合における市町村の合併に際して合併特例区を設けようとするときは、総務大臣。第五条の十四第四項及び第五項において同じ。）とあるのは「都道府県知事」と、同条第二項中「合併関係市町村」とあるのは「合併市町村」と、「規約」とあるのは「定款」と、同条第三項中「市町村の合併が行われた」とあるのは「定款で定めると」と、第五条の十二、第五条の十三第一項、第五条の十四第一項、第四項及び第五項、第五条の十五第二項、第五条の十六第五項、第五条の十八第二項及び第四項、第五条の十九第二項、第五条の二十第二項、第五条の二十一並びに第五条の三十第一項中「規約」とあるのは「定款」として、これらの規定を適用し、第五条の八第二項、第五条の十一及び第五条の十三第三項の規定は、適用しない。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条の二の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、附則第二条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定及び同

項を同条第十項とし、同条第一項の次に八項を加える改正規定（同条第四項から第九項までに係る部分を除く。）並びに次条の規定は、公布の日から施行する。
(二部事務組合等の特例に関する経過措置)
第二条 この法律による改正後の第九条の三の規定は、この法律の施行の日から起算して六十日を経過した日以後に行われる市町村の合併について適用し、同日前行われた市町村の合併については、なお従前の例による。

理由
自主的な市町村の合併を一層推進するため、市町村の合併後の一定期間、合併関係市町村の区域を単位として合併特例区を設けることができることとするほか、市町村の合併に伴う一部事務組合等に関する特例措置を定めるとともに、平成十七年三月三十一日までに行われた申請に係る市町村の合併であつて、平成十八年三月三十一日までに行われるものについて、市町村の合併の特例に関する法律はなおその効力を有するものとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

市町村の合併の特例等に関する法律案
市町村の合併の特例等に関する法律
目次

第一章 総則（第一条—第六条）
第二章 地方自治法の特例等（第七条—第二十五条）
第三章 合併特例区（第二十六条—第五十七条）
第四章 市町村の合併の推進に関する構想等（第五十八条—第六十四条）
第五章 補則（第六十五条—第六十六条）
第六章 罰則（第六十七条—第六十九条）
附則
第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、地方分権の進展並びに経済

社会生活圏の広域化及び少子高齢化等の経済社会情勢の変化に対応した市町村の行政体制の整備及び確立のため、当分の間の措置として、市町村の合併について関係法律の特例その他の必要な措置を講ずることにより、自主的な市町村の合併の推進による市町村の規模の適正化並びに合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図り、もって合併市町村が地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うことができるようにすることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「市町村の合併」とは、二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもつて市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することにより、市町村の数の減少を伴うものをいう。

2 この法律において「合併市町村」とは、市町村の合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいう。

3 この法律において「合併関係市町村」とは、市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となる市町村をいう。

(合併協議会の設置)

第三条 市町村の合併をしようとする市町村は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二第一項の規定により、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本的な計画(以下「合併市町村基本計画」という。)の作成その他市町村の合併に関する協議を行う協議会(以下「合併協議会」という。)を置くものとする。

2 合併協議会の会長は、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員若しくは長その他の職員又は学識経験を有する者の中から、これを選任する。

3 合併協議会の委員は、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定

めるところにより、関係市町村の議会の議員又は長その他の職員をもつて充てる。

4 次条第十八項又は第五條第二十七項の規定により置かれる合併協議会には、前項に定めるもののほか、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、次条第一項又は第五條第一項の代表者を委員として加えることができる。

5 合併協議会には、前二項に定めるもののほか、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、学識経験を有する者を委員として加えることができる。

(合併協議会設置の請求)

第四条 選挙権を有する者(市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二條の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者をいう。)をいう。以下同じ。)は、政令で定めるところにより、その総数の五十以上の者の連署をもつて、その代表者から、市町村の長に対し、当該市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる市町村以下この条において「合併対象市町村」という。)の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができる。

2 前項の規定による請求があつたときは、当該請求があつた市町村(以下この条において「合併請求市町村」という。)の長は、直ちに、請求の要旨を公表するとともに、合併対象市町村の長に対し、これを通知し、当該請求に基づく合併協議会に係る地方自治法第二百五十二条の二第一項の協議(以下この条において「合併協議会設置協議」という。)について協議に付議するか否かの意見を求めなければならない。この場合において、合併請求市町村の長は、当該意見を求めた旨を合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

3 合併対象市町村の長は、前項の意見を求めら

れた日から九十日以内に、合併請求市町村の長に対し、合併協議会設置協議について協議に付議するか否かを回答しなければならない。

4 合併請求市町村の長は、すべての合併対象市町村の長から前項の規定による回答を受理したときは、直ちに、その結果を合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

5 前項のすべての回答が合併協議会設置協議について協議に付議する旨のものであつた場合には、合併請求市町村の長にあっては同項の規定による合併対象市町村の長への通知を発した日から六十日以内に、合併対象市町村の長にあっては同項の規定による通知を受けた日から六十日以内に、それぞれ協議会を招集し、合併協議会設置協議について協議に付議しなければならない。

6 合併請求市町村の長は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たっては、政令で定めるところにより、第一項の代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。

7 合併対象市町村の長は、第五項の規定による協議の審議の結果を合併請求市町村の長に速やかに通知しなければならない。

8 合併請求市町村の長は、合併請求市町村における第五項の規定による協議の審議の結果及び前項の規定により通知を受けた合併対象市町村における協議の審議の結果を、合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

9 第五項の規定による協議の審議により、合併協議会設置協議について、合併請求市町村の議会がこれを否決し、かつ、すべての合併対象市町村の議会がこれを可決した場合に、合併請求市町村の長は、合併請求市町村の議会が否決した日又はすべての合併対象市町村の長から第

七項の規定による通知を受けた日のうちいずれか遅い日(以下この条において「基準日」という。)以後直ちに、基準日を合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

10 前項に規定する場合には、合併請求市町村の長は、基準日から十日以内に限り、選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。

この場合において、合併請求市町村の長は、当該請求を行った日から三日以内に、その旨を合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

11 第九項に規定する場合において、基準日から十三日以内に前項後段の規定による公表がなかつたときは、選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の六分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、合併請求市町村の選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。

12 前項の規定による請求があつたときは、合併請求市町村の選挙管理委員会は、直ちに、その旨を公表するとともに、第一項の代表者及び合併請求市町村の長に対し、これを通知しなければならない。

13 前項の規定により通知を受けた合併請求市町村の長は、直ちに、その旨を合併対象市町村の長に通知するとともに、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

14 第十項前段又は第十一項の規定による請求があつたときは、合併請求市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付さなければならない。

- 15 合併請求市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による投票の結果が判明したときは、これを第一項の代表者(第十一項の規定による請求があつた場合には、第一項及び第十一項の代表者及び合併請求市町村の長に通知するとともに、公表しなければならない。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。
- 16 前項の規定により通知を受けた合併請求市町村の長は、その結果を合併対象市町村の長に通知するとともに、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。
- 17 第十四項の規定による投票において、合併協議会設置協議について有効投票の総数の過半数の賛成があつたときは、合併協議会設置協議について合併請求市町村の議会が可決したものとみなす。
- 18 合併請求市町村及びすべての合併対象市町村の議会が合併協議会設置協議について可決した(前項の規定により可決したものとみなされた場合を含む)場合には、合併請求市町村及びすべての合併対象市町村は、合併協議会設置協議により規約を定め、合併協議会を置くものとする。
- 19 前項の規定により合併協議会が置かれた場合には、合併請求市町村の長は、その旨及び当該合併協議会の規約を第一項の代表者(第十一項の規定による請求があつた場合には、第一項及び第十一項の代表者)に通知しなければならない。
- 20 合併請求市町村を包括する都道府県と合併対象市町村を包括する都道府県が異なる場合には、合併請求市町村を包括する都道府県の知事は、第二項後段、第四項、第八項、第九項、第十項後段、第十三項及び第十六項の規定による報告を受けたときは、その内容を合併対象市町村を包括する都道府県の知事に通知しなければならない。
- 第五条 合併協議会を構成すべき関係市町村(以下この条において「同一請求関係市町村」という。)の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、他の同一請求関係市町村の選挙権を有する者がこの項の規定により行う合併協議会の設置の請求と同一の内容であることを明らかにして、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、同一請求関係市町村の長に対し、当該同一請求関係市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる他の同一請求関係市町村の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができる。
- 2 前項の規定による請求を行う場合には、すべての同一請求関係市町村の同項の代表者は、あらかじめ、政令で定めるところにより、これらの者が代表者となるべき同項の規定による合併協議会の設置の請求が同一の内容であることについて、同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事の確認を得なければならない。
- 3 第一項の規定による請求があつたときは、当該請求があつた同一請求関係市町村の長は、直ちに、請求の要旨を公表するとともに、当該同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事に對し、これを報告しなければならない。
- 4 同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事は、すべての同一請求関係市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、その旨をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、直ちに、その旨を第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 6 第四項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、当該通知を受けた日から六十日以内に、それぞれ議会を招集し、第一項の規定による請求に基づく合併協議会に係る地方自治法第二百五十二条の二第一項の協議(以下この条において「同一請求に基づく合併協議会設置協議」という。)について、議会にその意見を付して付議しなければならない。
- 7 同一請求関係市町村の議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たっては、政令で定めるところにより、第一項の代表者に意見を述べべる機会を与えなければならない。
- 8 同一請求関係市町村の長は、第六項の規定による議会の審議の結果を、速やかに、第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、当該同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。
- 9 同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事は、すべての同一請求関係市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、直ちに、その結果及びすべての同一請求関係市町村の長から同項の規定による報告を受けた日(以下この条において「基準日」という。)をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。
- 10 前項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、直ちに、その旨を第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 11 第六項の規定による議会の審議により、その議会が同一請求に基づく合併協議会設置協議について否決した同一請求関係市町村(以下この条において「合併協議会設置協議否決市町村」という。)の長は、基準日から十日以内に限り、選挙管理委員会に對し、同一請求に基づく合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。この場合において、当該合併協議会設置協議否決市町村の長は、当該請求を行った日から三日以内に、その旨を第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、当該請求を行った日から三日以内に到達するように、当該合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。
- 12 合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事は、基準日の翌日から起算して十三日を経過した日以後速やかに、すべての合併協議会設置協議否決市町村に係る前項後段の規定による報告の有無をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。
- 13 前項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、直ちに、その旨を第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 14 第十二項の規定による通知がすべての合併協議会設置協議否決市町村の長から第十一項後段の規定による報告があつた旨のものであつた場合には、合併協議会設置協議否決市町村の長は、直ちに、その旨を選挙管理委員会に通知しなければならない。
- 15 合併協議会設置協議否決市町村において、基準日から十三日以内に第十一項後段の規定による公表がなかつたときは、選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の六分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に對し、同一請求に基づく合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。
- 16 前項の規定による請求があつたときは、合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会は、直ちに、その旨を公表するとともに、第一項の代表者及び当該合併協議会設置協議否決市町村の長に對し、これを通知しなければならない。
- 17 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議否決市町村の長は、直ちに、その旨を当該合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。
- 18 合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事は、第十一項後段の規定による報告をしなかつたすべての合併協議会設置協議否決市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、直ちに、その旨をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。

19 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議否決市町村の長は、直ちに、その旨を第一項の代表者(第十五項の規定による請求があった場合には、第一項及び第十五項の代表者)及び選挙管理委員会に通知するとともに、これを公表しなければならない。

20 第十八項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議否決市町村以外の同一請求関係市町村の長は、その旨を第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

21 第十四項又は第十九項の規定による通知があったときは、合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、同一請求に基づく合併協議会設置協議について選挙人の投票に付さなければならない。

22 合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会は、前項の投票の結果が判明したときは、これを第一項の代表者(第十五項の規定による請求があった場合には、第一項及び第十五項の代表者)及び当該合併協議会設置協議否決市町村の長に通知するとともに、公表しなければならない。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。

23 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議否決市町村の長は、その結果を当該合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

24 合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事は、すべての合併協議会設置協議否決市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、その結果をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。

25 前項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、その結果を第一項の代表者第十五項の規定による請求があった場合には、第一項及び第十五項の代表者)に通知するとともに、これを公表しなければならない。

26 第二十一項の規定による投票において、同一請求に基づく合併協議会設置協議について有効

投票の総数の過半数の賛成があったときは、同一請求に基づく合併協議会設置協議について合併協議会設置協議否決市町村の議会が可決したものとみなす。

27 すべての同一請求関係市町村の議会が同一請求に基づく合併協議会設置協議について可決した(前項の規定により可決したものと同みなされた場合を含む)場合には、すべての同一請求関係市町村は、当該同一請求に基づく合併協議会設置協議により規約を定め、合併協議会を置くものとする。

28 前項の規定により合併協議会が置かれた場合には、同一請求関係市町村の長は、その旨及び当該合併協議会の規約を第一項の代表者(第十五項の規定による請求があった場合には、第一項及び第十五項の代表者)に通知しなければならない。

29 すべての同一請求関係市町村が一の都道府県の区域に属さない場合における措置その他第一項の規定による合併協議会の設置の請求に関し必要な事項は、政令で定める。

30 地方自治法第七十四条第五項の規定は前条第一項若しくはこの条第一項の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数又は前条第十一項若しくはこの条第十五項の選挙権を有する者の総数の六分の一の数について、同法第七十四条第六項から第八項まで、第七十四条の二第一項から第六項まで、第八項及び第十項から第十三項まで並びに第七十四条の三第一項から第三項までの規定は前条第一項若しくは第十一項又はこの条第一項若しくは第十五項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、同法第七十四条の二第十項中「審査の申立てに対する裁決又は判決」とあるのは「判決」と、当該都道府県の選挙管理委員会又は当該裁判所とあるのは「当該裁判所」と、裁決書又は判決書とあるのは「判決書」と、同条第十一項中「争訟については、審査の申立てに対する裁決は審査の申立てを受理した日から二十日以内」にこれ

をするものとし、訴訟の判決は」とあるのは「訴訟の判決は」と、同条第十二項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と、「当該決定又は裁決」とあるのは「当該決定」と、「地方裁判所又は高等裁判所」とあるのは「地方裁判所」と、同条第十三項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と読み替えるものとする。

31 民事訴訟法(平成八年法律第九号)第二編第四章第二節の規定は、前項において準用する地方自治法第七十四条の三第三項の規定により市町村の選挙管理委員会が署名の効力を決定するため関係人の出頭及び証言を請求する場合について準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。

32 政令で特別の定めをするものを除くほか、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定(罰則を含む)は、前条第十四項又はこの条第二十一項の規定による投票について準用する。

33 前項の投票は、政令で定めるところにより、普通地方公共団体の選挙と同時にこれを行うことができる。

(合併市町村基本計画の作成及び変更)
第六条 合併市町村基本計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

一 合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針
二 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に特に資する事業に関する事項
三 公共的施設の統整備に関する事項
四 合併市町村の財政計画

2 合併市町村基本計画は、合併市町村の円滑な運営を確保し、均衡ある発展を図ることを目的とし、合併市町村の一体性の確立及び住民の福祉の向上等を図るよう適切に配慮されたものでなければならない。

3 合併協議会は、合併市町村基本計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、合併関係市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。

4 合併協議会は、前項の規定により合併市町村基本計画を作成し、又は変更したときは、直ちに、これを公表するとともに、総務大臣及び合併関係市町村を包括する都道府県の知事に送付しなければならない。

5 第四条第十八項又は前条第二十七項の規定により合併協議会が置かれた場合には、当該合併協議会は、その設置の日から六月以内に、合併市町村基本計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を、第四条第一項又は前条第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

6 第六十一条第二十三項の規定により合併協議会が置かれた場合には、当該合併協議会は、その設置の日から六月以内に、合併市町村基本計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を、同条第一項の規定により合併協議会を設けるべきことを勧告した都道府県知事に報告するとともに、これを公表しなければならない。

7 合併市町村は、その議会の議決を経て合併市町村基本計画を変更することができる。

8 前項の場合においては、合併市町村の長は、あらかじめ、当該合併市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。

9 第七項の規定により合併市町村基本計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第二十二条第一項に規定する地域審議会が置かれている場合、第二十四条第一項に規定する合併に係る地域自治区が設けられている場合又は合併特例区が設けられている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会、当該合併に係る地域自治区、当該協議会(地方自治法第二百二条の五第一項に規定する地域協議会をいう)又は当該合併特例区、合併特例区協議会の

意見を聴かなければならない。

10 第四項の規定は、第七項の規定により合併市町村が合併市町村基本計画を変更した場合について準用する。

第二章 地方自治法の特例等 (市となるべき要件の特例)

第七條 地方自治法第七條第一項又は第三項の規定に基づき市の区域の全部を含む区域をもって市を設置する処分のうち市町村の合併に係るものについては、当該処分により設置されるべき当該普通地方公共団体が同法第八條第一項各号に掲げる要件のいずれかを備えていない場合であっても、同項各号に掲げる要件を備えているものとみなす。

(議会の議員の定数に関する特例)

第八條 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第九十一條第二項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の二倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、地方自治法第九十一條の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口(同法第二百五十四條に規定する人口によるものとする。第十六條第二項を除き、以下同じ。)を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数(以下この項において「旧定数」という。)に乗じて得た数(〇・五人未満の端数

があるときはその端数は切り捨て、〇・五人以上一人未満の端数があるときはその端数は一人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が〇・五人未満のときは一人とする。)の合計数を旧定数に加えた数(以下この条及び次条第一項において「編入合併特例定数」という。)をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、第五項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第九十一條の規定による定数に復帰するものとする。

3 前項の場合においては、公職選挙法第十五條第六項及び第八項の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。

4 第二項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第十八條第一項中「第十五條第六項」とあるのは「第十五條第六項若しくは市町村の合併の特例等に関する法律第八條第三項」と、同法第九十一條第三項中「地方自治法第九十一條第五項」とあるのは「市町村の合併の特例等に関する法律第八條第二項」と、「当該条例施行の日」とあるのは「市町村の合併(同法第二條第一項に規定する市町村の合併をいう。)の日」とする。

5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第二項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第九十一條の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもってその議会の

議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

6 第三項の規定は、前項の場合について準用する。

7 第五項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第十八條第一項中「第十五條第六項」とあるのは、「第十五條第六項若しくは市町村の合併の特例等に関する法律第八條第六項において準用する同条第三項」とする。

8 第一項、第二項又は第五項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

(議会の議員の在任に関する特例)

第九條 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第九十一條の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該定数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第三項において準用する前条第五項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後二年を超えない範囲で当該協議で定める期間

二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

2 前項の規定は、前条第一項又は第二項の協議が成立した場合には適用しない。

3 前条第五項から第七項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第一項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。

4 第一項又は前項において準用する前条第五項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

(議会の議員の退職年金に関する特例)

第十條 市町村の合併の日の前日において合併関係市町村(当該市町村の合併が、市町村の区域の全部又は一部の編入を伴うものであった場合においては、当該市町村の合併により編入された区域が当該市町村の合併前に属していた合併関係市町村に限る。)の議会の議員であつた者(同日において当該合併市町村の区域に住所を有していた者に限る。)のうち、当該市町村の合併がなかったものとした場合における当該合併関係市町村の議会の議員の任期が満了すべき日(以下この項において「任期が満了すべき日」という。)前に退職し、かつ、その在職期間が十二年未満である者で、当該在職期間と当該退職した日の翌日から任期が満了すべき日までの期間とを合算した期間が十二年以上であるものは、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第六十一條第一項の規定の適用については、在職期間が十二年以上である者であるものとみなす。

2 前項の規定の適用を受ける者に対する地方公

務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十七号）附則第四条第一項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法第六十一条第二項の規定の適用につ

いては、次の表の上欄に掲げる者の区分に並び、同項中「百五十分の四十五」とあるのは、同表の下欄に掲げる割合に読み替えるものとする。

在職期間が八年以上九年未満の者	百五十分の三十
在職期間が九年以上十年未満の者	百五十分の三十三
在職期間が十年以上十一年未満の者	百五十分の三十七
在職期間が十一年以上十二年未満の者	百五十分の四十一

（農業委員会の委員の任期等に関する特例）

第十一条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては八十を超えない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては四十を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときは、これに応じ、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後一年を超えない範囲で当該協議で定める期間

3 農業委員会等に関する法律第三条第二項の規定により合併市町村の区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第三十五条第一項の規定により地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第三十四条の規定の適用がある場合を除いて、前二項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に關しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

4 第一項の協議については、合併関係市町村の協議の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第七条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市

第十二条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職

員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱に關しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

下この条において同じ。）の日の前日において、当該市町村の合併に係るすべての合併関係市町村が地方自治法第二百八十四条第二項又は第三項の規定により合併関係市町村以外の地方公共団体（以下この項において「他の地方公共団体」という。）と同一の一部事務組合又は広域連合を組織している場合においては、同法第二百八十六条第一項本文又は第二百九十一条の三第一項本文の規定にかかわらず、当該市町村の合併の日から当該一部事務組合又は当該広域連合の規約が変更される日（当該市町村の合併の日から起算して六月を経過する日までの間に当該規約の変更が行われない場合にあつては、当該六月を経過する日）までの間に限り、当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とみなし、当該一部事務組合又は当該広域連合は、当該合併市町村の区域における事務について、従前の例により行うものとする。

（一部事務組合等に関する特例）

2 前項の場合における議員の定数に関する一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用については、当該規約において当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する市町村について定められた議員の定数がすべての市町村について、同一の数である場合にあつては当該同一の数が、同一の数でない場合にあつては当該規約において合併関係市町村について定められた議員の定数を合算して得た数が、当該規約に当該合併市町村の議員の定数として定められているものとみなす。

第十三条 市町村の合併によりその区域の全部が新たに設置される合併市町村の区域の一部となり、又はその区域の全部が他の合併関係市町村（以下この項において「編入をする市町村」という。）に編入される合併関係市町村のうち地方自治法第二百八十四条第二項又は第三項の規定により合併関係市町村以外の地方公共団体（以下この項及び次条第四項第一号において「他の地方公共団体」という。）と一部事務組合又は広域連合（これらのうち当該編入をする市町村の加入していないものに限る。）を組織しているものがある場合においては、当該一部事務組合又は当該広域連合は、すべての合併関係市町村及び当該他の地方公共団体の協議により、当該一部事務組合若しくは当該広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し若しくは共同処理若しくは処理する事務を変更し、又は当該一部事務組合若しくは当該広域連合の規約を変更して、市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とすることができ、この場合においては、同法第二百八十六条第一項本文又は第二百九十一条の三第一項本文の規定の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

3 第一項の場合における経費の分賦金に関する一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用については、当該規約において当該一部事務組合又は当該広域連合を組織するすべての市町村が均等に経費を負担するものと定められている場合にあつては当該規約に当該合併市町村及び当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する合併関係市町村以外の市町村が均等に経費を負

2 地方自治法第二百九十条又は第二百九十一条の三第二項、第五項及び第六項並びに第二百九十一条の十一並びに第二百九十三条第一項の規定は、前項の場合について準用する。

2 前項の場合における議員の定数に関する一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用については、当該規約において当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する市町村について定められた議員の定数がすべての市町村について、同一の数である場合にあつては当該同一の数が、同一の数でない場合にあつては当該規約において合併関係市町村について定められた議員の定数を合算して得た数が、当該規約に当該合併市町村の議員の定数として定められているものとみなす。

第十四条 市町村の合併（当該市町村の合併によりすべての合併関係市町村の区域の全部が一の合併市町村の区域の全部となるものに限る。以

2 第一項の場合における経費の分賦金に関する一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用については、当該規約において当該一部事務組合又は当該広域連合を組織するすべての市町村が均等に経費を負担するものと定められている場合にあつては当該規約に当該合併市町村及び当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する合併関係市町村以外の市町村が均等に経費を負

第十四条 市町村の合併（当該市町村の合併によりすべての合併関係市町村の区域の全部が一の合併市町村の区域の全部となるものに限る。以

2 第一項の場合における経費の分賦金に関する一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用については、当該規約において当該一部事務組合又は当該広域連合を組織するすべての市町村が均等に経費を負担するものと定められている場合にあつては当該規約に当該合併市町村及び当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する合併関係市町村以外の市町村が均等に経費を負

第十四条 市町村の合併（当該市町村の合併によりすべての合併関係市町村の区域の全部が一の合併市町村の区域の全部となるものに限る。以

2 第一項の場合における経費の分賦金に関する一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用については、当該規約において当該一部事務組合又は当該広域連合を組織するすべての市町村が均等に経費を負担するものと定められている場合にあつては当該規約に当該合併市町村及び当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する合併関係市町村以外の市町村が均等に経費を負

担するものと定められているものとみなし、その他の場合にあつては当該規約に当該規約において合併関係市町村について定められた経費の分賦金の額を合算して得た額が当該合併市町村の経費の分賦金の額として定められているものとみなす。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 前条第一項の規定により市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とする場合

二 次条第二項の規定により通知を受けた日の翌日から起算して三十日を経過する日(その日が市町村の合併の日以後の日である場合にあっては、当該市町村の合併の日の前日)又は市町村の合併の日から起算して三十日前の日のうちいずれか遅い日までに当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体から当該一部事務組合の管理者(地方自治法第二百八十七条の二第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあっては、理事会。次項及び次条において同じ)又は当該広域連合の長に第一項の規定の適用について異議の申出があつた場合

三 市町村の合併の日前に地方自治法第二百八十六条第一項本文又は第二百九十一条の三第一項本文の規定により当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体の数の減少に係る当該一部事務組合又は当該広域連合の規約の変更であつて合併関係市町村に係るものが行われた場合

5 前項第二号の異議の申出があつた場合には、一部事務組合の管理者又は広域連合の長は、直ちに、その旨を当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体(当該異議の申出をした地方公共団体を除く)の長に通知しな

ればならない。

6 第二項及び第三項に定めるもののほか、第一項の場合における一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用関係その他必要な事項は、政令で定める。

第十五条 合併関係市町村の長は、地方自治法第二百八十四条第二項又は第三項の規定により合併関係市町村以外の地方公共団体(次項において「他の地方公共団体」という。)と一部事務組合又は広域連合を組織している場合において、市町村の合併について同法第七條第一項又は第三項の規定による申請を行ったときは、直ちに、その旨を当該一部事務組合の管理者又は当該広域連合の長に通知しなければならない。

2 前項の規定により通知を受けた一部事務組合の管理者又は広域連合の長は、直ちに、その旨を当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する他の地方公共団体の長に通知しなければならない。

(地方税に関する特例)

第十六条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に關し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたつて均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く五年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができ。

2 合併関係市町村のいずれもが市町村の合併が行われた日の前日において地方税法昭和二十五年法律第二百二十六号第七百一条の三十一第一項第一号イ及びロに掲げる市以外の市又は町村であり、かつ、その人口(同号ハに規定する人口をいう。以下この項において同じ)が三十万未満である場合であつて、当該市町村の合併が行われた日において合併市町村が人口三十

万以上の市であるときは、当該合併市町村に対する同号ハの規定による指定は、当該市町村の合併が行われた日から起算して五年を経過する日までの間は行わないものとする。ただし、当該合併市町村の人口が、当該市町村の合併が行われた日の前日における合併関係市町村の人口の状況を勘案して政令で定めるところにより算定した人口以上となつた場合は、この限りでない。

3 合併関係市町村のいずれかが市町村の合併が行われた日の前日において特定市町村(首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二条第一項に規定する首都圏、近畿圏整備法(昭和三十一年法律第二百二十九号)第二条第一項に規定する近畿圏又は中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第二百二号)第二条第一項に規定する中部圏内にある指定都市及びその区域の全部又は一部が首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域内にある指定都市以外の市町村をいう。以下この項において同じ)である場合であつて、当該市町村の合併が行われた日において合併市町村が市であるときは、当該市町村の合併が行われた日の属する年(当該市町村の合併が行われた日が一月一日である場合にあっては、当該日の属する年の前年。以下この項において同じ)の翌年の一月一日において特定市町村である市である合併市町村の区域内に所在する市街化区域農地(地方税法附則第十九条の二第二項に規定する市街化区域農地をいう。以下この項において同じ)で当該市町村の合併が行われた日の前日において合併関係市町村特定市町村である市を除く)の区域内に所在する市街化区域農地であつたもの(以下この項において特例対象市街化区域農地という)に対して課する当該市町村の合併が行われた日

の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度から五年度分(当該特例対象市街化区域農地が、一月一日において当該合併市町村以外の市町村の区域内に所在することとなつた場合にあっては、同日を賦課期日とする年度の前年度までの各年度分)の固定資産税又は都市計画税については、当該特例対象市街化区域農地を同法附則第二十九条の七第一項の規定の適用を受ける市街化区域農地とみなして、同法の規定を適用する。

(地方交付税の額の算定の特例)

第十七条 国が地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)に定めるところにより毎年度交付する地方交付税の額を算定する場合においては、合併市町村については、同法第十三条に定めるもののほか、市町村の合併に伴い臨時に増加する行政に要する経費の需要を基礎として、総務省令で定めるところにより、同法に定める基準財政需要額の測定単位の数値を補正するものとする。

2 合併市町村に交付すべき地方交付税の額は、当該市町村の合併が平成十七年度又は平成十八年度に行われた場合にあっては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く九年度について、当該市町村の合併が平成十九年度又は平成二十年に行われた場合にあっては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く七年度について、当該市町村の合併が平成二十一年度に行われた場合にあっては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く五年度について、地方交付税法及びこれに基づく総務省令並びに前項に定めるところにより、合併関係市町村が当該年度の四月一日においてなお当該市町村の合併の前の区域をもつて存続した場合に算定される額の合算額を下らないように算定した額とし、その後五年度については、当該合算額に総務省令で定める率を乗じた額を下らないように算定した額とする。

(地方債についての配慮)

第十八条 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が合併市町村基本計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該合併市町村又は当該合併市町村を包括する都道府県の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(災害復旧事業費の国庫負担等の特例)

第十九条 国は、合併市町村が市町村の合併が行われた日の属する年及びこれに続く五年以内に生じた災害その他の事由に対する国の財政援助に關し市町村の合併により不利益を受ける結果となるような場合においては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)その他政令で定める法律及びこれに基づく命令の規定にかかわらず、当該市町村の合併が行われなかったものとして当該合併市町村が不利益とならないように措置しなければならない。

(流域下水道に関する特例)

第二十条 市町村の合併により、当該市町村の合併前に下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二十五条の三第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の認可を受けた事業計画に係る流域下水道(同法第二条第四号に規定する流域下水道をいう。以下この条において同じ。)により下水を排除され、又は排除されることとなる区域の全部が合併市町村の区域の全部又は一部となる場合において、当該流域下水道を管理する都道府県(同法第二十五条の二第二項の規定により当該流域下水道の管理を市町村が行う場合にあつては、同項の協議に係る都道府県)及びすべての合併関係市町村の協議が成立したときは、当該市町村の合併が行われた日から移行日(当該市町村の合併が行われた日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日

までの範囲内において当該協議により定める日をいう。以下この条において同じ。)までの間、当該事業計画(当該市町村の合併が行われた日から移行日までの間に同法第二十五条の三第四項において準用する同条第一項の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)に係る下水道を流域下水道とみなして、同法の規定を適用する。

2 前項に規定する都道府県及び合併市町村は、協議により、当該市町村の合併が行われた日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日までの範囲内において移行日を変更することができる。

3 第一項に規定する都道府県(下水道法第二十五条の二第二項の規定により当該流域下水道の管理を市町村が行う場合にあつては、当該市町村)は、前二項の規定により移行日を定め、又は変更したときは、速やかに、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

(都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例)

第二十一条 市町村の合併により都市の区域の変更を生ずる場合において、都道府県の議会の議員の選挙区に關して必要があるときは、都道府県は、公職選挙法第十五条第一項から第三項までの規定にかかわらず、条例の定めるところにより、市町村の合併が行われた日から次の一般選挙により選挙される当該都道府県の議会の議員の任期が終る日までの間に限り、なお従前の選挙区によることとし、又は合併市町村の区域が従前属していた都市の区域(指定都市である合併市町村にあつては、指定都市であった合併関係市町村以外の合併関係市町村の区域の全部又は一部を含むこととなる当該合併市町村の区域及びその区域の全部又は一部が当該区域に含まれることとなる合併関係市町村の区域が従前属していた都市の区域。次項において同じ。)を合わせて一選挙区を設けることができる。

2 前項の規定により合併市町村の区域が従前属

していた都市の区域を合わせて一選挙区を設けた場合において、当該選挙区において選挙すべき都道府県の議会の議員の数は、公職選挙法第十五条第八項の規定にかかわらず、条例の定めるところにより、それぞれ従前の選挙区が存続するものとみなして配分した都道府県の議会の議員の数の合計数とする。

3 第一項の規定により従前の選挙区によることとした場合においては、公職選挙法第十八条第一項の規定にかかわらず、選挙区の区域により市町村の区域を分けて数開票区を設けるものとする。

(地域審議会)

第二十二条 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であつた区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に關し合併市町村の長の諮問に應じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会(次項において「地域審議会」という。)を置くことができる。

2 地域審議会の構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に關し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前二項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

4 合併市町村は、第二項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

(地域自治区の設置手続等の特例)

第二十三条 市町村の合併に際しては、地方自治法第二百二条の四第一項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議で定める期間に限り、合併市町村の区域の一部の区域に、一又は二以上の合併関係市町村の区域であつた区域をその区域とする同項に規定する地域自治区(以下「合併

関係市町村の区域による地域自治区」という。)を設けることができる。

2 市町村の合併に際し、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、合併関係市町村の区域による地域自治区を設ける場合においては、地方自治法第二百二条の四から第二百二条の八までの規定により条例で定めるものとされている事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前二項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

4 合併市町村は、第一項及び第二項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

(地域自治区の区長)

第二十四条 市町村の合併に際して設ける合併関係市町村の区域による地域自治区(以下「合併に係る地域自治区」という。)において、当該合併に係る地域自治区の区域における事務を効果的に処理するため特に必要があると認めるときは、合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併に係る地域自治区の事務所長の長に代えて区長を置くことができる。

2 区長は、地域の行政運営に關し優れた識見を有する者のうちから、合併市町村の長が選任する。

3 区長の任期は、二年以内において合併関係市町村の協議で定める期間とする。

4 第一項及び前項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

5 合併市町村は、第一項及び第三項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

6 次の各号のいずれかに該当する者は、区長となることができる。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

7 合併市町村の長は、区長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合その他区長がその職に必要な適格性を欠くと認める場合には、これを罷免することができる。

8 合併市町村の長は、区長に職務上の義務違反その他区長たるに適しない非行があると認める場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

9 区長は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免され、又は懲戒処分を受けることがない。

10 区長は、第六項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その職を失う。

11 合併に係る地域自治体の事務所の職員のうち区長があらかじめ指定する者は、区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、その職務を代理する。

12 区長は、合併市町村の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう、合併市町村の長その他の機関及び合併に係る地域自治体の区域内の公共的団体等との緊密な連携を図りつつ、担任する事務を処理するものとする。

13 地方自治法第六十五條第二項及び第七十五條第二項並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十四條の規定は、区長について準用する。この場合において、地方自治法第六十五條第二項中「副知事又は助役」とあるのは「区長(市町村の合併の特例等に関する法律第二十四條第一項に規定する区長をいう。以下同じ。)」と、「普通地方公共団体の長」とあるのは「合併市町村(同法第二條第二項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。)」の長に」と、「普通地方公共団体の長の」とあるのは「合併市町村の長の」と、同法第七十五條第二

項中「前項に規定する機関の長」とあるのは「区長」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併市町村」と読み替えるものとする。

14 第一項に規定する区長の職は、地方公務員法第三條の特別職とする。

(住居表示に関する特例)

第二十五條 合併に係る地域自治体の区域における住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第百十九号)第二條に規定する住居を表示するには、同条に定めるもののほか、当該合併に係る地域自治体の名称を冠するものとする。第二十三條第一項の規定により設けられた合併に係る地域自治体の同項に規定する期間の満了に際し、当該合併に係る地域自治体の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治体の区域における同法第二條に規定する住居の表示についても、同様とする。

第三章 合併特例区

(合併特例区)

第二十六條 合併市町村において市町村の合併後の一定期間、合併関係市町村の区域であった地域の住民の意見を反映しつつその地域を単位として一定の事務を処理することにより、当該事務の効果的な処理又は当該地域の住民の生活の利便性の向上等が図られ、もって合併市町村の一体性の円滑な確立に資すると認めるときは、合併関係市町村の協議により、期間を定めて、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、一又は二以上の合併関係市町村の区域であった区域をその区域として、合併特例区を設けることができる。

2 前項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経なければならない。

第二十七條 合併特例区は、地方自治法第一條の第三項の特別地方公共団体とする。

(合併特例区の設置)

第二十八條 合併関係市町村は、第二十六條の規定に基づき合併特例区を設けようとするとき

は、同条第一項の協議により規約を定め、都道府県知事(すべての合併関係市町村が一の都道府県の区域に属さない場合における市町村の合併に際して合併特例区を設けようとするときは、総務大臣。次項並びに第三十二條第四項及び第五項において同じ。)の認可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定に基づく認可を行う場合は、地方自治法第七條第一項又は第三項の規定に基づく処分に併せて行わなければならない。

3 合併関係市町村は、第一項の認可を受けたときは、速やかにその旨及び規約を告示しなければならない。

4 合併特例区は、市町村の合併が行われた日に成立する。

(合併特例区の設置に伴う権利の承継)

第二十九條 合併特例区が成立する際現に合併関係市町村が有する権利のうち、合併特例区の運営に必要なものとして当該合併関係市町村の協議により定めるものは、当該合併特例区の成立の時にあって当該合併特例区が承継するものとすることができる。

2 前項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経なければならない。

(合併特例区の権能)

第三十條 合併特例区は、合併関係市町村において処理されていた事務であつて市町村の合併後の一定期間当該合併関係市町村の区域であった地域を単位として処理することが当該事務の効果的な処理に資するもの及び合併関係市町村の区域であった地域の住民の生活の利便性の向上等のため市町村の合併後の一定期間当該合併特例区が処理することが特に必要と認められる事務のうち、規約で定めるものを処理する。

(合併特例区の規約)

第三十一條 合併特例区の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。
一 合併特例区の名称

二 合併特例区の区域

三 合併特例区の設置期間

四 合併特例区の処理する事務

五 地方自治法第二百四十四條第一項に規定する公の施設(以下「公の施設」という。)の設置及び管理を行う場合にあつては、当該公の施設の名称及び所在地

六 合併特例区の事務所の位置

七 合併特例区の長の任期

八 合併特例区協議会の構成員の合併市町村の長による選任及び解任の方法並びに任期

九 合併特例区協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法

十 合併特例区協議会の組織及び運営に関する事項

2 前項第三号の設置期間は、当該合併特例区が同項第四号の事務を処理することが適当と認められる期間を勘案して定めるものとする。ただし、当該設置期間は、五年を超えることができない。

(合併特例区の規約の変更)

第三十二條 合併特例区の規約の変更は、合併市町村と合併特例区との協議によつて定める。

2 前項の協議については、合併市町村にあつては、議会の議決を経なければならない。

3 第一項の協議については、合併特例区にあつては、合併特例区協議会の同意を得なければならない。

4 合併特例区の規約を変更しようとするときは、合併市町村は、都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、前条第一項第一号、第六号又は第九号に掲げる事項その他政令で定める事項のみに係る合併特例区の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

5 合併市町村は、前項ただし書に規定する事項のみに係る合併特例区の規約を変更したときは、直ちに都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

6 合併市町村は、第四項の認可を受けたとき又

は前項の届出をしたときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(合併特例区の長)

第三十三条 合併特例区の長は、市町村長の被選挙権を有する者のうちから、合併市町村の長が選任する。

2 合併特例区の長の任期は、二年以内において規約で定める期間とする。

3 合併特例区の長は、第六項において準用する地方自治法第四十一条第二項の規定及び同法第六十六条第二項において準用する同法第四十一条第二項の規定にかかわらず、合併市町村の助役と兼ねることができる。

4 合併特例区の長は、第六項において準用する地方自治法第四十一条第二項の規定にかかわらず、当該合併特例区の区域を所管区域とする同法第五十五条第一項に規定する支所若しくは出張所又は同法第二百五十二条の二十第一項に規定する区の事務所若しくはその出張所の長と兼ねることができる。

5 合併市町村の長は、合併特例区の長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合その他合併特例区の長がその職に必要な適格性を欠くと認める場合には、これを罷免することができる。

6 地方自治法第四十一条、第四十二条、第四十三条第一項前段、第六十五条第二項、第二百四条、第二百四条の二及び第二百五条並びに地方公務員法第三十四条の規定は、合併特例区の長について準用する。この場合において、地方自治法第四十一条、第四十二条及び第四十三条第一項前段中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同法第六十五条第二項中「副知事又は助役」とあるのは「合併特例区の長」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併市町村」と、同法第二百四条第一項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同条第二項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特

例区規則」と、同条第三項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同法第二百四条の二中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と読み替えるものとする。

7 第一項に規定する合併特例区の長の職は、地方公務員法第三条の特別職とする。

(合併特例区の長の権限)

第三十四条 合併特例区の長は、合併特例区を代表し、その事務を総理する。

2 合併特例区の職員のうち、合併特例区の長があらかじめ指定する者は、合併特例区の長に事故があるとき又は合併特例区の長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 合併特例区の長は、その権限の一部を当該合併特例区の職員に委任し、又はこれにその職務の一部を臨時に代理させることができる。

4 合併特例区の長は、合併特例区の職員を指揮監督する。

5 合併特例区の長は、法令、合併市町村の条例又は合併特例区の規約に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、合併特例区規則を制定することができる。

(合併特例区規則の公布)

第三十五条 合併特例区の長は、前条第五項の規定により第五十三条及び第五十四条第一項に規定する合併特例区規則を制定した場合には、その日から二十日以内にこれを公布しなければならない。

2 地方自治法第十六条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による合併特例区規則の公布について準用する。この場合において、同条第三項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同条第四項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と読み替えるものとする。

(合併特例区協議会の設置及び構成員)

第三十六条 合併特例区に、合併特例区協議会を置く。

2 合併特例区協議会の構成員は、合併特例区の区域内に住所を有する者で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有するもののうちから、規約で定める方法により合併市町村の長が選任する。

3 前項の方法は、合併特例区協議会の構成員の構成が、合併特例区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるように配慮して定めなければならない。

4 合併特例区協議会の構成員の任期は、二年以内において規約で定める期間とする。

5 合併特例区協議会の構成員が当該合併特例区の区域内に住所を有しない者であるとき、合併市町村の議会の議員の被選挙権を有しない者であるとき又は第七項において準用する地方自治法第九十二条の二の規定に該当するときは、その職を失う。

6 合併特例区協議会の構成員には、次項において準用する地方自治法第二百三条第一項の規定にかかわらず、報酬を支給しないこととすることができる。

7 地方自治法第九十二条の二、第二百三条第一項から第三項まで及び第五項並びに第二百四条の二の規定は、合併特例区協議会の構成員について準用する。この場合において、同法第九十二条の二中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「議会の議員」とあるのは「合併特例区協議会(市町村の合併の特例等に関する法律第三十六条第一項に規定する合併特例区協議会をいう。以下同じ)の構成員」と、同法第二百三条第一項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同条第二項及び第五項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同法第二百四条の二中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と読み替えるものとする。

(合併特例区協議会の会長及び副会長)

第三十七条 合併特例区協議会に、会長及び副会長を置く。

2 合併特例区協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は、規約で定める。

3 合併特例区協議会の会長及び副会長の任期は、合併特例区協議会の構成員の任期による。

4 合併特例区協議会の会長は、合併特例区協議会の事務を掌理し、合併特例区協議会を代表する。

5 合併特例区協議会の副会長は、合併特例区協議会の会長に事故があるとき又は合併特例区協議会の会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(合併特例区協議会の権限)

第三十八条 合併特例区協議会は、この法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理するほか、合併特例区が処理する事務及び地域振興等に関する施策の実施その他の合併市町村が処理する事務であつて当該合併特例区の区域に係るものに関し、合併市町村の長その他の機関若しくは合併特例区の長により諮問された事項又は必要と認める事項について、審議し、合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長に意見を述べることができる。

2 合併市町村の長は、規約で定める合併市町村の施策に関する重要事項であつて合併特例区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。

3 合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長は、前二項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

4 この法律又はこれに基づく政令に定めるものを除くほか、合併特例区は、合併特例区の長と合併特例区協議会との協議により、合併特例区に関する事項につき合併特例区協議会の同意を要するものを定めることができる。

(合併特例区協議会の組織及び運営)

第三十九条 この法律に定めるもののほか、合併特例区協議会の構成員の定数その他の合併特例

区協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、規約で定める。

(合併特例区の職員)

第四十条 合併特例区の職員は、合併市町村の長の補助機関たる職員のうちから、当該合併市町村の長の同意を得て、合併特例区の長が命ずる。

(合併特例区の休日)

第四十一条 合併特例区に対する地方自治法第四十二条の規定の適用については、同条第一項、第二項第三号及び第四項中「条例」とあるのは、「合併特例区規則」とする。

(合併特例区の予算)

第四十二条 合併特例区の長は、毎会計年度予算を作成しなければならない。

2 合併特例区の長は、予算の作成後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を作成することができる。

3 合併特例区の長は、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成することができる。

4 前項の暫定予算は、当該会計年度の予算を作成したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

5 合併特例区の長は、第一項から第三項までの規定により予算を作成したときは、合併特例区協議会の同意を得なければならない。

6 合併特例区の長は、前項の規定により合併特例区協議会の同意を得たときは、直ちに当該同意を得た予算について合併市町村の長の承認を求めなければならない。

7 合併特例区の長は、前項の規定により合併市町村の長の承認を受けたときは、直ちに当該承認を受けた予算の要領を公表しなければならない。

(長期借入金等の禁止)

第四十三条 合併特例区は、長期借入金及び債券発行をすることができない。

(合併特例区の会計事務)

第四十四条 合併特例区の会計事務は、合併特例区の長が行う。ただし、合併特例区の長は、必要があるときは、金融機関を指定して、現金の出納事務を取り扱わせることができる。

(合併特例区の決算)

第四十五条 合併特例区の長は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、合併市町村の監査委員の審査に付さなければならない。

2 合併特例区の長は、前項の規定により合併市町村の監査委員の審査に付した決算を合併市町村の監査委員の意見を付けて合併特例区協議会の認定に付さなければならない。

3 前項の規定による意見の決定は、合併市町村の監査委員の合議によるものとする。

4 合併特例区の長は、第二項の規定により決算を合併特例区協議会の認定に付するに当たっては、事業報告書その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

5 合併特例区の長は、決算をその認定に関する合併特例区協議会の決定及び第二項の規定による監査委員の意見と併せて、合併市町村の長に報告し、かつ、その要領を公表しなければならない。

6 合併市町村の長は、決算の提出を受けたときは、速やかに当該合併市町村の議会に報告しなければならない。

(合併特例区に対する財源措置)

第四十六条 合併市町村は、合併特例区の運営について必要と認める予算上の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の財務に関する規定の準用)

第四十七条 地方自治法第二百八条から第二十条条まで、第二百二条から第二百四条まで、

第二百二十五条第五号を除く。、第二百十六

条、第二百二十条、第二百二十一条第二項及び

第三項、第二百二十五条から第二百二十七条ま

で、第二百二十八条第一項前段、第二百三十一

条、第二百三十一条の二第三項から第五項ま

で、第二百三十二条第一項、第二百三十二条の

二、第二百三十二条の三、第二百三十二条の

五、第二百三十二条の六、第二百三十三条の二

本文、第二百三十四条から第二百三十四条の三

まで、第二百三十五条の二第一項及び第二項、

第二百三十五条の三から第二百三十八条まで、

第二百三十八条の三から第二百三十八条の六ま

で、第二百三十九条から第二百四十二条の二ま

で、第二百四十二条の三(第三項を除く。)、第

二百四十三条、第二百四十三条の二第一項から

第五項まで、第七項から第九項まで及び第十四

項、第二百四十三条の三並びに第二百四十三条

の五の規定は、合併特例区の財務について準用

する。この場合において、同法第二百九条第二

項、第二百二十八条第一項前段、第二百三十七

条第二項、第二百四十一条第一項、第二項及び

第八項並びに第二百四十三条の三第一項中「条

と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、

「議会」とあるのは「合併特例区協議会」と、「出

席議員」とあるのは「出席構成員」と、同条第三

項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例

区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」

と、同条第四項中「条例」とあるのは「合併特例

区規則」と、同条第六項中「普通地方公共団体

」とあるのは「合併特例区」と、「議会の議決を経

なければ」とあるのは「合併特例区協議会の同意

を得なければ」と、同条第七項及び第八項中「普

通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、

同条第九項中「条例」とあるのは「合併特例区規

則」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併特

例区」と、同条第十項及び第十一項中「普通地方

公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同法第

二百四十四条の三第一項中「普通地方公共団体

」とあるのは「合併特例区」と、同条第二項

中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例

区」と、「住民」とあるのは「区域内に住所を有

する者」と、同条第三項中「関係普通地方公共団

体の議会の議決を経なければ」とあるのは「関係

普通地方公共団体にあつては議会の議決を経な

してこれを譲渡し、若しくは貸し付ける場合

二 財産を信託する場合

三 前二号に掲げる場合を除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い合併市町村の条例で定める財産の取得又は処分をする場合

2 合併市町村の長は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、当該合併市町村の議会の議決を経なければならない。

(報告等)

第五十条 合併市町村の長は、必要があるときは、合併特例区に事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

2 合併市町村の長は、合併特例区の事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該合併特例区に対し、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができ。

(合併特例区の監査)

第五十一条 合併市町村の監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めて合併特例区の事務を監査するものとする。

2 合併市町村の監査委員は、監査の結果に関する報告を合併特例区の長及び合併特例区協議会並びに当該合併市町村の長に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

3 合併市町村の長は、前項の規定により監査の結果に関する報告の提出を受けたときは、これを当該合併市町村の議会に報告しなければならない。

(合併特例区の解散)

第五十二条 合併特例区は、設置期間の満了により解散する。この場合において、当該合併特例区を設けている合併市町村は、当該合併特例区に属する一切の権利義務を承継する。

2 合併特例区は、前項の場合のほか、当該合併

特例区を設けている合併市町村に係る市町村の廃置分合又は境界変更があった場合(政令で定める場合に限る。)に解散する。この場合における合併特例区の権利義務の承継については、政令で定める。

(合併特例区協議会の同意を要する合併特例区規則)

第五十三条 合併特例区の長は、第三十五条第二項において読み替えて準用する地方自治法第六条第三項及び第四項、第四十一条において読み替えて適用する同法第四十条の二第一項、第二項第三号及び第四項並びに第四十七条において読み替えて準用する同法第二百九条第二項、第二百三十七条第二項及び第二百四十三条の三第一項の合併特例区規則を定めようとするときは、合併特例区協議会の同意を得なければならない。

(合併特例区協議会の同意及び合併市町村の長の承認を要する合併特例区規則)

第五十四条 合併特例区の長は、第四十八条第二項、第三十三条第六項において読み替えて準用する地方自治法第二百四十四条第二項及び第三項並びに第二百四十五条の二、第三十六条第七項において読み替えて準用する同法第二百三十二条第二項及び第五項並びに第二百四十四条の二、第四十七条において読み替えて準用する同法第二百二十八条第一項前段並びに第二百四十一条第一項、第二項及び第八項並びに第四十八条第三項において読み替えて準用する同法第二百四十四条の二第二項から第四項まで及び第九項の合併特例区規則を定めようとするときは、合併特例区協議会の同意を得なければならない。

2 前項に規定する合併特例区規則は、合併市町村の長の承認を受けなければならない。

3 合併市町村の長は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、当該合併市町村の議会の議決を経なければならない。

(住居表示に関する特例)

第五十五条 合併特例区の区域における住居表示に関する法律第二条に規定する住居を表示する場合には、同条に定めるもののほか、当該合併特例区の名称を冠するものとする。

2 合併特例区の設置期間の満了に際し、当該合併特例区の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治区の区域における住居表示に関する法律第二条に規定する住居を表示するには、同条に定めるもののほか、当該合併関係市町村の区域による地域自治区の名称を冠するものとする。

(合併特例区が設けられている場合の地域自治区の特例)

第五十六条 合併特例区を設ける合併市町村において地方自治法第二百二条の四第一項に規定する地域自治区を設ける場合においては、同項の規定にかかわらず、合併特例区を設ける区域については、同項に規定する地域自治区を設けないことができる。

(政令への委任)

第五十七条 この章に定めるもののほか、合併特例区に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 市町村の合併の推進に関する構想等

(基本指針)

第五十八条 総務大臣は、第一条の目的を達成するため、自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針(以下この条及び次条第一項において「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

二 次条第一項に規定する構想を定めるに当たりよるべき基準

3 総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(構想の作成等)

第五十九条 都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の合併を推進する必要があると認められる市町村(以下「構想対象市町村」という。)を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想(以下この条において「構想」という。)を定めるものとする。

2 構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

二 市町村の現況及び将来の見通し

三 前号の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認められる自主的な市町村の合併に係る構想対象市町村の組合せ

四 前号の組合せに基づく自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置に関する事項

3 都道府県は、構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項に規定する市町村合併推進審議会の意見を聴かなければならない。

4 都道府県は、構想を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村合併推進審議会)

第六十条 前条第三項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、自主的な市町村の合併の推進に関する審議会その他の合議制の機関(以下この条において「市町村合併推進審議会」という。)を置くものとする。

2 市町村合併推進審議会は、前項に定めるもののほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自主的な市町村の合併の推進に関する重要な事項を調査審議することができる。

3 市町村合併推進審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。(合併協議会設置の勧告等)

第六十一条 都道府県知事は、地方自治法第二百五十二条の二第四項の規定により、構想対象市町村に対し、第五十九条第二項第三号の組合せに基づき合併協議会を設けるべきことを勧告しようとするときは、あらかじめ、当該構想対象市町村の意見を聴かなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により合併協議会を設けるべきことを勧告したときは、政令で定めるところにより、その旨並びに当該勧告をした日及び同日の翌日から起算して七十五日を経過する日(以下この条において「七十五日経過日」という。)を公表しなければならない。

3 第一項の規定により勧告を受けた構想対象市町村(以下この条において「合併協議会設置勧告対象市町村」という。)の長は、当該勧告を受けた日から三十日以内に、それぞれ議会を招集し、当該勧告に基づく合併協議会に係る地方自治法第二百五十二条の二第一項の協議(以下この条において「合併協議会設置協議」という。)について、議会にその意見を付して付議しなければならない。

4 合併協議会設置勧告対象市町村の長は、前項の規定による議会の審議の結果を、速やかに公表し、かつ、第一項の規定により合併協議会を設けるべきことを勧告した都道府県知事(以下この条において「勧告をした都道府県知事」という。)に報告しなければならない。

5 勧告をした都道府県知事は、すべての合併協議会設置勧告対象市町村の長から前項の規定による報告を受けた日(第七項において「報告完了日」という。)をすべての合併協議会設置勧告対象市町村の長に通知しなければならない。ただし、七十五日経過日までに、いづれかの合併協議会設置勧告対象市町村の長から前項の規定による報告を受けていないときは、七十五日経過日後直ちに、その旨及び同項の規定による報告を受けた合併協議会設置勧告

対象市町村の議会の審議の結果をすべての合併協議会設置勧告対象市町村の長に通知しなければならない。

6 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置勧告対象市町村の長は、直ちに、その旨を公表しなければならない。

7 第三項の規定による議会の審議により、その議会が合併協議会設置協議について可決した合併協議会設置勧告対象市町村(第十六項において「合併協議会設置協議可決市町村」という。)以外の合併協議会設置勧告対象市町村(以下この条において「合併協議会設置協議について可決しない市町村」という。)の長は、報告完了日(第五項ただし書の規定により通知を受けたときは、七十五日経過日。以下この条において「基準日」という。)から十日以内に限り、選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができ

る。この場合において、当該合併協議会設置協議について可決しない市町村の長は、当該請求を行った日から三日以内に、その旨を公表し、かつ、当該請求を行った日から三日以内に到達するように、勧告をした都道府県知事に報告しなければならない。

8 勧告をした都道府県知事は、基準日の翌日から起算して十三日を経過した日以後速やかに、すべての合併協議会設置協議について可決しない市町村に係る前項後段の規定による報告の有無をすべての合併協議会設置勧告対象市町村の長に通知しなければならない。

9 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置勧告対象市町村の長は、直ちに、その旨を公表しなければならない。

10 第八項の規定による通知がすべての合併協議会設置協議について可決しない市町村の長から第七項後段の規定により報告があった旨のものであった場合には、合併協議会設置協議について可決しない市町村の長は、直ちに、その旨を選挙管理委員会に通知しなければならない。

11 合併協議会設置協議について可決しない市町村において、基準日から十三日以内に第七項後段の規定による公表がなかったときは、選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の六分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、当該合併協議会設置協議について可決しない市町村の選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。

12 前項の規定による請求があったときは、合併協議会設置協議について可決しない市町村の選挙管理委員会は、直ちに、その旨を公表するとともに、当該合併協議会設置協議について可決しない市町村の長に対し、これを通知しなければならない。

13 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議について可決しない市町村の長は、直ちに、その旨を勧告をした都道府県知事に報告しなければならない。

14 勧告をした都道府県知事は、第七項後段の規定による報告をしなかったすべての合併協議会設置協議について可決しない市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、直ちに、その旨をすべての合併協議会設置勧告対象市町村の長に通知しなければならない。

15 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議について可決しない市町村の長は、直ちに、その旨を選挙管理委員会(第十一項の規定による請求があった場合には、同項の代表者及び選挙管理委員会)に通知するとともに、これを公表しなければならない。

16 第十四項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議可決市町村の長は、その旨を公表しなければならない。

18 合併協議会設置協議について可決しない市町村の選挙管理委員会は、前項の投票の結果が判明したときは、これを当該合併協議会設置協議について可決しない市町村の長(第十一項の規定による請求があった場合には、同項の代表者及び当該合併協議会設置協議について可決しない市町村の長)に通知するとともに、公表しなければならない。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。

19 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議について可決しない市町村の長は、その結果を勧告をした都道府県知事に報告しなければならない。

20 勧告をした都道府県知事は、すべての合併協議会設置協議について可決しない市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、その結果をすべての合併協議会設置勧告対象市町村の長に通知しなければならない。

21 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置勧告対象市町村の長は、その結果を公表するとともに、第十一項の規定による請求があった場合には、同項の代表者にこれを通知しなければならない。

22 第十七項の規定による投票において、合併協議会設置協議について有効投票の総数の過半数の賛成があったときは、合併協議会設置協議について合併協議会設置協議について可決しない市町村の議会が可決したものとみなす。

23 すべての合併協議会設置勧告対象市町村の議会が合併協議会設置協議について可決した(前項の規定により可決したものとみなされた場合を含む。)場合には、すべての合併協議会設置勧告対象市町村は、当該合併協議会設置協議により規約を定め、合併協議会を置くものとする。

25 地方自治法第七十四条第五項の規定は第十一項の選挙権を有する者の総数の六分の一の数について、同法第七十四条第六項から第八項まで、第七十四条の二第一項から第六項まで、第八項及び第十項から第十三項まで並びに第七十四条の三第一項から第三項までの規定は第十一項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、同法第七十四条の二第十項中「審査の申立てに対する裁決又は判決」とあるのは「判決」と、「当該都道府県の選挙管理委員会又は当該裁判所」とあるのは「当該裁判所」と、「裁決書又は判決書」とあるのは「判決書」と、同条第十一項中「争訟については、審査の申立てに対する裁決は審査の申立てを受理した日から二十日以内にこれをするものとし、訴訟の判決は」とあるのは「訴訟の判決は」と、同条第十二項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と、「当該決定又は裁決」とあるのは「当該決定」と、「地方裁判所又は高等裁判所」とあるのは「地方裁判所」と、同条第十三項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と読み替えるものとする。

26 民事訴訟法第二編第四章第二節の規定は、前項において準用する地方自治法第七十四条の三第三項の規定により市町村の選挙管理委員会が署名の効力を決定するため関係人の出頭及び証言を請求する場合について準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。

27 政令で特別の定めをするものを除くほか、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定（罰則を含む。）は、第十七項の規定による投票について準用する。

28 前項の投票は、政令で定めるところにより、普通地方公共団体の選挙と同時にこれを行うことができる。

（報告の徴収）
第六十二条 構想対象市町村が第五十九条第二項第三号の組合せに基づき合併協議会を置いてい

るときは、都道府県知事は、当該合併協議会に対し、市町村の合併に関する協議の状況について報告を求めることができる。

（合併協議会に係るあつせん及び調停）
第六十三条 構想対象市町村が第五十九条第二項第三号の組合せに基づき合併協議会を置いてい

る場合において、当該合併協議会の委員相互の間において、合併市町村の名称、事務所の位置又は財産処分等に関する協議が調わないときは、都道府県知事は、当事者が当該合併協議会の委員の過半数の同意を得て行う文書による申請に基づき、市町村合併調整委員を任命し、あつせん又は調停を行わせることができる。

2 地方自治法第二百五十一条第二項後段及び第三項第四号から第七号までを除く。及び第二百五十一条の二（第一項を除く。）の規定は、市町村合併調整委員について準用する。この場合において、同法第二百五十一条の見出し中「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、同条第一項中「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、「普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち都道府県の機関が行うもの（以下本節において「都道府県の関与」という。）に関する審査及びこの法律の規定による審査請求、再審査請求、審査の申立て又は審査の申請に係る審理」とあるのは「市町村の合併の特例等に関する法律第三条第一項に規定する合併協議会の委員相互における同法第二条第一項に規定する市町村の合併に関する協議に係るあつせん又は調停」と、同条第二項中「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、「優れた識見を有する者」とあるのは「市町村の合併の特例等に関する法律第六十条第一項に規定する市町村合併推進審議会の委員」と、同条第三項各号列記以外の部分中「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、同項第一号中「調停」とあるのは「あつせん

又は調停」と、同項第二号中「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、「調停」とあるのは「あつせん又は調停」と、同項第三号中「次条第七項又は第二百五十一条の三第十三項」とあるのは「次条第七項」と、同条第四項及び第五項中「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、同法第二百五十一条の二第二項中「調停」とあるのは「あつせん又は調停」と、同条第三項及び第四項中「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、同条第五項及び第六項中「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、「調停」とあるのは「あつせん又は調停」と、同条第八項中「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、同条第九項中「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、「紛争」とあるのは「協議に係る事件」と、同条第十項中「第五項の規定による調停」とあるのは「第五項の規定によるあつせん又は調停」と、「事件の要点及び調停」とあるのは「事件の要点及びあつせん又は調停」と、「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と読み替えるものとする。

3 前二項に規定するもののほか、市町村合併調整委員に関し必要な事項は、政令で定める。

（市町村の合併に関する協議の推進に関する勸告）
第六十四条 都道府県知事は、構想対象市町村が第五十九条第二項第三号の組合せに基づき合併協議会を置いてい

る場合において、必要があると認めるときは、当該構想対象市町村に対し、当該合併協議会における市町村の合併に関する協議（第二十三条第一項若しくは第二項又は第二十六条第一項の協議を含む。）の推進に関し必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により必要な措置を講ずべきことを勧告したときは、その旨を公表しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により必要な措置を講ずべきことを勧告したときは、当該勧告を受けた構想対象市町村に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

第五章 補則
（国、都道府県等の協力等）
第六十五条 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、この法律に定めるもののほか、必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

2 国及び都道府県は、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国は、自主的な市町村の合併の推進に伴う地方公務員等共済組合法第五十一条第一項に規定する市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の運営状況等を助産し、その健全な運営を図るため必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県は、市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、この法律に定めるもののほか、必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

5 都道府県は、市町村の合併をしようとする市町村の求めに応じ、この法律に定めるもののほか、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。

6 公共的団体は、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

7 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。

（特別区に関する特例）
第六十六条 この法律中市に関する規定（第十六条第二項及び第七十七条の規定を除く。）は、特別区に適用する。この場合において、第八条第一項中「地方自治法第九十一条第二項」とあるのは

「地方自治法第九十一条第二項及び第二百八十一条の六」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条」とあるのは「同法第九十一条及び第二百八十一条の六」と、同条第二項中「地方自治法第九十一条」とあるのは「地方自治法第九十一条及び第二百八十一条の六」と、「同法第九十一条」とあるのは「同法第九十一条及び第二百八十一条の六」と、同条第五項及び第九十一条第一項中「地方自治法第九十一条」とあるのは「地方自治法第九十一条及び第二百八十一条の六」と、「同条」とあるのは「これらの」とする。

第六章 罰則

第六十七条 第四條第一項若しくは第五條第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名又は第四條第十一項、第五條第十五項若しくは第六十一條第十一項の規定による選挙人の投票の請求者の署名に關し、次の各号に掲げる行為をした者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に處する。

一 署名権者又は署名運動者に対し、暴行若しくは威力を加え、又はこれをかどわかししたとき。

二 交通若しくは集会の便を妨げ、又は演説を妨害し、その他偽計詐術等不正の方法をもって署名の自由を妨害したとき。

三 署名権者若しくは署名運動者又はその関係のある杜寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の利害關係を利用して署名権者又は署名運動者を威迫したとき。

2 第四條第一項若しくは第五條第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名若しくは第四條第十一項、第五條第十五項若しくは第六十一條第十一項の規定による選挙人の投票の請求者の署名を偽造し若しくはその数を増減した者又は署名簿その他の合併協議会の設置の請求若しくは選挙人の投票の請求に必要な関係書類を抑留し、損ない若しくは奪取した者は、三年

以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に處する。

3 第四條第一項若しくは第五條第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名又は第四條第十一項、第五條第十五項若しくは第六十一條第十一項の規定による選挙人の投票の請求者の署名に關し、選挙権を有する者の委任を受けず又は選挙権を有する者が身体上の故障若しくは文盲により請求者の署名簿に署名することができないときでないのに、第五條第三十項又は第六十一條第二十五項において準用する地方自治法第七十四條第七項の規定により委任を受けた者(次項において「氏名代筆者」という。)として請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に處する。

4 選挙権を有する者が身体上の故障又は文盲による第四條第一項若しくは第五條第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名簿又は第四條第十一項、第五條第十五項若しくは第六十一條第十一項の規定による選挙人の投票の請求者の署名簿に署名することができない場合において、当該選挙権を有する者の委任を受けて請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者が、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をせず又は虚偽の署名をしたときは、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に處する。

5 第四條第一項若しくは第五條第一項の規定による合併協議会の設置の請求又は第四條第十一項、第五條第十五項若しくは第六十一條第十一項の規定による選挙人の投票の請求に關し、政令で定める請求書及び請求代表者証明書を付していない署名簿、政令で定める署名を求めたための請求代表者の委任状を付していない署名簿その他法令の定める所定の手続によらない署名簿を用いて署名を求めた者又は政令で定める署名を求めた者が、三十万円以下の罰金に處する。第六十八條 第五條第三十項又は第六十一條第二

十五項において準用する地方自治法第七十四條の三第三項の規定により出頭及び証言の請求を受けた関係人が、正当の理由がないのに、市町村の選挙管理委員会に出頭せず又は証言を拒んだときは、六月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に處する。

2 第五條第三十一項又は第六十一條第二十六項において準用する民事訴訟法第二編第四章第二節の規定により宣誓した関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを三月以上五年以下の禁錮に處する。

3 前項の罪を犯した者が市町村の選挙管理委員会が署名の効力を決定する前に自白したときは、その刑を減輕し又は免除することができ

第六十九條 第二十四條第十三項において準用する地方公務員法第三十四條第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした区長は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に處する。

2 第三十三條第六項において準用する地方公務員法第三十四條第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした合併特別区の長は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に處する。

附則

第一條 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(施行期日)

第二條 この法律は、平成二十二年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた市町村の合併については、同日後もなおその効力を有する。

2 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(適用)

第三條 この法律は、この法律の施行の日以後に行われる地方自治法第七條第一項又は第三項の

規定による申請に係る市町村の合併について適用する。

(合併協議会に関する経過措置)

第四條 この法律の施行の際現に旧市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)第三條の規定により置かれていた合併協議会は、第三條の規定により置かれた合併協議会とみなす。

(合併協議会設置の請求に関する経過措置)

第五條 この法律の施行の際現にその手続が開始されている旧市町村の合併の特例に関する法律第四條又は第四條の二(これらの規定に基づく政令を含む。)の規定による請求、手続その他の行為は、それぞれ、第四條又は第五條(これらの規定に基づく政令を含む。)の規定による請求、手続その他の行為とみなす。

(市町村の合併に関する協議に関する経過措置)

第六條 この法律の施行の日以後に地方自治法第七條第一項又は第三項の規定により市町村の合併に係る申請を行う合併関係市町村において、この法律の施行前に成立した旧市町村の合併の特例に関する法律第五條の四第一項、第五條の五第一項若しくは第二項、第五條の六第一項若しくは第三項、第六條第一項、第二項若しくは第五項、第七條第一項若しくは同条第三項において準用する同法第六條第五項又は第八條第一項の規定に基づく協議は、それぞれ、第二十二條第一項、第二十三條第一項若しくは第二十二條第二十四條第一項若しくは第三項、第八條第一項、第二項若しくは第五項、第九條第一項若しくは同条第三項において準用する第八條第五項又は第十一條第一項の規定に基づく協議とみなす。この法律の施行前に行われた旧市町村の合併の特例に関する法律第五條の四第三項、第五條の五第三項、第五條の六第四項若しくは第六條第八項、同法第七條第四項において準用する同法第六條第八項又は同法第八條第四項において準用する同法第六條第八項の規定による告示は、それぞれ、第二十二條第三項、第二十三條

第三項、第二十四条第四項、第八条第八項、第九條第四項又は第十一条第四項の規定による告示とみなす。

2 この法律の施行の日以後に地方自治法第七條第一項又は第三項の規定により市町村の合併に係る申請を行う合併関係市町村において、この法律の施行前に成立した旧市町村の合併の特例に関する法律第五條の八第一項、第五條の十一第一項、第九條第一項、第九條の二第二項又は第十四條第一項の規定に基づく協議は、それぞれ、第二十六條第一項、第二十九條第一項、第十二條第一項、第十三條第一項又は第二十條第一項の規定に基づく協議とみなす。
(その他の経過措置の政令への委任)
第七條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(地方交付税法の一部改正)
第八條 地方交付税法の一部を次のように改正する。

附則第五條第二項の表第七号中「市町村の合併の特例に関する法律第十一條の二第二項」を「旧市町村の合併の特例に関する法律第十一條の二第二項(同法附則第二條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。)」に改める。

(国民健康保険法の一部改正)
第九條 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)」を「市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第号)」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

(地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律の一部改正)
第十條 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方

法等の特例に関する法律(平成十三年法律第四百七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三條の見出しを「市町村の合併の特例等に関する法律に係る特例」に改め、同条中「平成十七年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)第四條第十四項若しくは第四條の二第二十一項」を「市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第号)第四條第十四項、第五條第二十一項若しくは第六十一條第十七項」に、「市町村の合併の

特例に関する法律第四條の二第三十三項」を「市町村の合併の特例等に関する法律第五條第三十三項若しくは第六十一條第二十八項」に改める。
(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)
第十一條 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。
別表市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)の項を削り、同表に次のように加える。

市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第号)	
第四條第一項及び第十一項、第五條第一項及び第十五項並びに第六十一條第十一項	第三條
第五條第三十項又は第六十一條第二十五項において準用する地方自治法第七十四條の二第二項	第五條

理由

自主的な市町村の合併を推進するため、市町村の合併に関する障害を除去するための特例措置を講ずるほか、市町村の合併後の一定期間、合併関係市町村の区域を単位として合併特例区を設けることができることとするともに、都道府県による自主的な市町村の合併の推進に関する構想の策定等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十六年四月二十日印刷

平成十六年四月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D